

あきた

第1092号

平成28年4月10日

毎月10日発行

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

○秋田市行政不服審査法施行条例（第7号）	4
○秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（第8号）	6
○秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例（第9号）	8
○秋田市職員定数条例の一部を改正する条例（第10号）	9
○秋田市職員の退職管理に関する条例（第11号）	9
○秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（第12号）	10
○秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第13号）	10
○秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第14号）	10
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第15号）	10
○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第16号）	10
○秋田市土地開発基金条例の一部を改正する条例（第17号）	11
○秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第18号）	11
○秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第19号）	11
○秋田市河辺岩見温泉交流センター条例（第20号）	11
○秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例（第21号）	12
○秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第22号）	12
○秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例（第23号）	12
○秋田市建築審査会条例の一部を改正する条例（第24号）	13
○秋田市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例（第25号）	13
○秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（第26号）	15
○秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第27号）	15
○秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第28号）	15
○秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例（第29号）	15
○秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例（第30号）	15
○秋田市文化会館条例の一部を改正する条例（第31号）	17
○秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第32号）	17
○秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第33号）	18

○秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第34号）	19
○秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第35号）	20
○秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第36号）	27
○秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（第37号）	28
○秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第38号）	29
○秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第39号）	31
○秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第40号）	31

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第17号）	32
○秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第18号）	38
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第19号）	38
○秋田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（第20号）	38
○秋田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（第21号）	38
○秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則（第22号）	39
○秋田市河辺岩見温泉交流センター条例施行規則（第23号）	39
○秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第24号）	40
○秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第25号）	40
○秋田市職員の退職管理に関する規則（第26号）	40
○秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第27号）	42
○秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第28号）	42
○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第29号）	42
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第30号）	43
○秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を	

改正する規則（第31号）	44
○秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則（第32号）	45
○秋田市スポーツ推進委員に関する規則（第33号）	46
○秋田市八橋運動公園体育施設管理規則（第34号）	47
○秋田市スポーツ施設条例施行規則（第35号）	48
○秋田市光沼近隣公園体育施設管理規則（第36号）	49
○秋田市一つ森公園弓道場管理規則（第37号）	50
○秋田市健康広場管理規則（第38号）	50
○秋田市北野田公園体育施設管理規則（第39号）	51
○秋田市古川町街区公園土崎市民グラウンド管理規則（第40号）	52
○佐竹史料館等管理規則（第41号）	52
○秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例施行規則（第42号）	53
○チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部を改正する規則（第43号）	53
○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第44号）	53
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第45号）	54
○秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第46号）	54
○秋田市職員の任用に関する規則（第47号）	54

庁 達

○秋田市法令審査委員会規程の一部を改正する庁達（第1号）	55
------------------------------	----

教 委 規 則

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第1号）	55
○秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則（第2号）	56
○秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則（第3号）	56
○秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第4号）	57

公 平 委 規 則

○秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（第1号）	57
○秋田市再就職者による依頼等の届出に関する規則（第2号）	57

固 評 委 規 則

○秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程（第1号）	58
----------------------------------	----

上下水道局管理規程

○秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程（第1号）	65
○秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程（第2号）	65
○秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正す	

る規程（第3号）	66
----------	----

訓 令

○秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令（第3号）	66
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第4号）	66
○秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第5号）	67
○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第6号）	67
○秋田市庁議規程の一部を改正する訓令（第7号）	68
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第8号）	68

議 会 訓 令

○秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）	69
------------------------------	----

教 委 訓 令

○秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁に関する規程（第1号）	69
○野外音楽堂使用規程を廃止する訓令（第2号）	69

消 防 本 部 訓 令

○秋田市査察規程の一部を改正する訓令（第1号）	70
○秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令（第2号）	70
○秋田市消防通信規程の全部を改正する訓令（第3号）	70
○秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令（第4号）	72
○秋田市消防職員服務規程の全部を改正する訓令（第5号）	72

告 示

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第49号）	77
○秋田県知事から平成28年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について（第50号）	77
○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第51号）	77
○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第52号）	77
○放置自転車等の撤去および保管について（第53号）	78
○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第54号）	78
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第55号）	78
○指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第56号）	78
○生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第57号）	78
○道路法による道路の区域変更について（第58号）	79
○道路法による道路の供用開始について（第59号）	79
○地縁による団体の認可について（第60号）	79
○秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務の委託について（第61号）	80
○中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について（第62号）	80

○平成27年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第63号）	80
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第64号）	80
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第65号）	80
○平成27年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第66号）	80
○建築基準法による道路の指定について（第67号）	80
○平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第68号）	81
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第69号）	81
○収納代理金融機関の取扱事務の追加について（第70号）	81
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第71号）	81
○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第72号）	81
○秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について（第73号）	81
○平成27年度第 6 期および第 7 期国民健康保険税督促状の公示送達について（第74号）	82
○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第75号）	82
○道路法による市道路線の認定について（第76号）	82
○道路法による道路区域の決定について（第77号）	82
○道路法による道路の区域決定および供用開始について（第78号）	82
○平成28年 2 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第79号）	83
○平成28年 2 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第80号）	105
○秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者の指定について（第81号）	130
○被保険者証返還命令通知書の公示送達について（第82号）	130
○秋田市中心市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第83号）	130
○秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第84号）	130
○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第85号）	130
○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第86号）	130
○自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第87号）	131
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第88号）	131
○秋田市河辺ユフォール公園施設の指定管理者の指定について（第89号）	131
○秋田市河辺岩見温泉の指定管理者の告示事項の変更について（第90号）	131
○秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第91号）	131
○秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第92号）	131
○秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第93号）	131

○秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第94号）	132
○秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第95号）	132
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第96号）	132
○秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者の指定について（第97号）	132
○秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者の指定について（第98号）	132
○秋田市雄和山村交流センターの指定管理者の指定について（第99号）	132
○秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第100号）	133
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第101号）	133
○生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第102号）	133
○北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第103号）	133
○雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第104号）	133
○車両制限令による道路の指定および車両の通行について（第105号）	133
○秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務の委託について（第106号）	134
○秋田市河辺市民サービスセンター施設使用料徴収業務の委託について（第107号）	134
○古川町街区公園の施設使用料の徴収事務の委託について（第108号）	134
○道路法による道路の区域変更および供用開始について（第109号）	134
○道路法による道路の区域の変更について（第110号）	140
○道路法による道路の供用開始について（第111号）	141
○歳入の収納の事務の委託について（第112号）	141
○建築基準法による道路の指定の廃止について（第113号）	141
○秋田市一般廃棄物処理実地計画について（第114号）	141
○包括外部監査契約の締結について（第115号）	141

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 4 号）	142
○教育委員会臨時会の招集について（第 5 号）	142
○秋田市指定文化財の指定について（第 6 号）	142

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第 2 号）	142
--	-----

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第 3 号）	142
------------------------	-----

上下水道局告示

○秋田市上下水道事業に係る公金の収納の事務の委託について（第14号）	142
○秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨	

海処理区）の図書の縦覧について（第15号）	143
○秋田市指定給水装置工事事業者の指定について（第16号）	143

公 告

○開発行為に関する工事の完了について	143
○秋田市都市計画公園事業の事業計画の変更認可に関する図書の写しの縦覧について	143
○建築基準法による道路の指定の一部廃止について	143
○農用地利用集積計画の策定について	144
○放置自転車等の撤去および保管について	144
○予防接種法による定期予防接種について	144

土地開発公社公告

○土地開発公社理事会の招集について（第 1 号）	145
--------------------------------	-----

条 例

秋田市行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 7 号

秋田市行政不服審査法施行条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条および第 2 条）
第 2 章 審理手続（第 3 条—第 6 条）
第 3 章 秋田市行政不服審査会（第 7 条—第19条）
第 4 章 雑則（第20条—第22条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第 2 章 審理手続

（適用除外）

第 3 条 法第 9 条第 1 項ただし書に規定する条例に基づく処分で条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる条例に基づく処分に対する審査請求がされた場合とする。

- (1) 秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第39号）
- (2) 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）
- (3) 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）（弁明書の提出）

第 4 条 処分庁が次の各号に掲げる書類を保有する場合には、法第29条第 3 項第 1 号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 秋田市行政手続条例（平成 7 年秋田市条例第44号）第23条第 1 項に規定する聴聞調査および同条第 3 項に規定する聴聞報告書
- (2) 秋田市行政手続条例第26条第 1 項に規定する弁明書（手数料等）

第 5 条 法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第

4 項の規定に基づき、同条第 1 項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第 1 項又は地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に規定する額の手数料を納付しなければならない。

2 審理員は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第 1 項の規定に基づき保護の決定を受けている者であって、その旨を確認できる書面を提示したものから請求があった場合
- (2) 審理員が特に減額し、又は免除する必要があると認めた場合

3 法第38条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、第 1 項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、交付に係る法第38条第 1 項に規定する書面もしくは書類の写し又は交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（手数料の不還付）

第 6 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、審理員が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 3 章 秋田市行政不服審査会

（秋田市行政不服審査会）

第 7 条 法第81条第 1 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、秋田市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 8 条 審査会は、法第 2 条および第 3 条の規定による審査請求に係る事件の調査審議に関する事項を所掌する。

（組織）

第 9 条 審査会は、委員 6 人以内をもって組織する。

（委員）

第10条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

（秘密保持）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第12条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議等）

第13条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（合議体）

第14条 審査会は、委員のうちから会長が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合は、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

（調査審議の手続の併合又は分離）

第15条 前条の合議体は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

（調査審議の非公開）

第16条 合議体の行う審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第17条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（手数料等）

第18条 第5条および第6条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第5条第1項中「第38条第6項」とあるのは「法第81条第3項」と、「適用」とあるのは「準用」と、「同条第4項」とあるのは「第78条第4項」と、「同条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項又は地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」とあるのは「同条第1項」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同条第3項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項の規定により準用する第78条第1項」と、「書面もしくは書類」とあるのは「主張書面もしくは資料」と、第6条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（委任）

第19条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

（実費弁償）

第20条 審理員又は審査会は、法第34条又は法第74条の規定により、参考人の出席および証言を求めた場合においては、当該参考人に対して秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の規定による旅費支給の例によりその旅費を支給するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第21条 市長は、職員が審理員として行った職務を理由として、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（審査会の招集）

2 この条例の施行後最初に開催される審査会の招集は、第13条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（秋田市行政手続条例の一部改正）

4 秋田市行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「、異議申立て」および「、決定」を削る。

（秋田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

5 秋田市固定資産評価審査委員会条例（平成10年秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所および氏名又は所在地および名称」を「氏名又は名称および住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、その副本を市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人および市長の主張の要旨

(4) 理由

（秋田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

6 改正後の秋田市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項および第6項、第6条第2項および第4項ならびに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出および平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって当該登録された価格に係る地方税法第419条第3項の規定による公示の日又は同法第417条第1項の通知を受けた日が平成28年4月1日以後の日であるもの（以下この項において「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

別表（第5条、第18条関係）

公文書の書類	写しの交付の方法		金額
書面もしくは書類の写し又は主張書面もしくは資料の写し	電子複写機により用紙に複写したものの交付	単色（黒） 刷り	1 枚につき 10円
		カラー複写	1 枚につき 50円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面	用紙に出力したものの交付	単色（黒） 刷り	1 枚につき 10円
		カラー複写	1 枚につき 50円

備考

- 1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を 1 枚として計算する。
- 2 書面又は書類を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 3 番以下とする。

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。
平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護条例第 4 条第 2 項第 4 号、第 5 条第 2 項第 7 号および第 3 項第 2 号、第 6 条第 2 項第 6 号、第 7 条第 2 号ならびに第11条第 3 項第 5 号の規定により実施機関に意見を述べること。

2 審査会は、前項各号に規定する事務のほか、情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要な事項についての調査審議を行い、実施機関に意見を述べるができる。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 8 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の調査権限)

第 5 条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第 17 条又は個人情報保護条例第36条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第 3 項において「公文書の開

示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護条例第17条各項の決定、個人情報保護条例第26条各項の決定もしくは個人情報保護条例第33条各項の決定（第 3 項において「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 6 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 7 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 8 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 5 条第 1 項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 6 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 9 条 審査会は、第 5 条第 3 項もしくは第 4 項又は第 7 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定に

よる閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第10条 審査会の行行情報公開条例第17条および個人情報保護条例第36条の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第11条 審査会は、情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、附則第4項の規定による改正前の情報公開条例第20条第1項の規定による秋田市情報公開審査会又は附則第5項の規定による改正前の個人情報保護条例第39条第1項の規定による秋田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、第4条第1項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 施行日前において、旧審査会がした処分、手続その他の行為又は旧審査会に対してなされた請求その他の行為は、施行日以後においては、審査会がした処分、手続その他の行為又は審査会に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（情報公開条例の一部改正）

- 4 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求」に、「第2節 秋田市情報公開審査会（第20条―第28条）」を「第2節 削除」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求」に改める。
第17条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条

第1号および第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を」を変更し、当該開示決定等」を「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第2節を次のように改める。

第2節 削除

第20条から第28条まで 削除

（個人情報保護条例の一部改正）

- 5 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第4章 秋田市個人情報保護審査会（第39条―第47条）」を「第4章 削除」に改める。

第4条第2項第4号、第5条第2項第7号および第3項第2号、第6条第2項第6号、第7条第2号ならびに第11条第3項第5号中「秋田市個人情報保護審査会」を「秋田市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第36条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第36条 開示決定等、訂正決定等もしくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第37条中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同条第1号および第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を」を変更し、当該開示決定等」を「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第39条から第47条まで 削除

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例

秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第11条第 5 項中「又は第 2 号」を削る。

第20条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第 1 項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第21条を次のように改める。

（情報公開条例および情報公開・個人情報保護審査会条例の準用）

第21条 情報公開条例第18条および第19条の規定は、前条の規定による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	前条の規定により諮問をした実施機関	市長は、秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「公文書管理条例」という。）第20条第 2 項の規定により諮問をしたとき
第18条第 2 号	開示請求者（開示請求者が	利用請求（第15条第 2 項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が
第18条第 3 号	開示決定等について反対意見書	利用請求に対する処分（以下「利用決定等」という。）について公文書管理条例第17条第 4 項に規定する反対意見書
	第三者（	第三者（同条第 1 項に規定する第三者をいう。以下同じ。）（
第19条各号列記以外の部分	第14条第 3 項	公文書管理条例第17条第 4 項
第19条第 1 号	開示決定	利用させる旨の決定
第19条第 2 号	開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）	利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第 2 条第 7 号に規定する特定歴史公

		文書等をいう。以下同じ。）の全部を利用させる旨の決定を除く。以下この号において同じ。）
	公文書を開示する	特定歴史公文書等を利用させる
	公文書の開示	特定歴史公文書等の利用

2 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第 8 号）第 5 条から第11条までの規定は、前条の規定による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条の見出し	審査会	公文書管理委員会
第 5 条第 1 項	審査会は	秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「公文書管理条例」という。）第28条第 1 項に規定する秋田市公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）は
	情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）	市長
	情報公開条例第11条各項の決定（第 3 項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護条例第17条各項の決定、個人情報保護条例第26条各項の決定もしくは個人情報保護条例第33条各項の決定（第 3 項において「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報	公文書管理条例第15条第 2 項に規定する利用請求に対する処分（以下「利用決定等」という。）に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第 2 条第 7 号に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）
	審査会に	公文書管理委員会に
	公文書又は保有個	特定歴史公文書等の

	個人情報の開示	利用			条第2項の規定により読み替えられた前項
第5条第2項	諮問実施機関	市長			
	審査会	公文書管理委員会			
	前項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた前項		第9条第4項	審査会 第2項 公文書管理委員会 公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第2項
第5条第3項	審査会	公文書管理委員会		第10条	審査会 情報公開条例第17条および個人情報保護条例第36条 公文書管理委員会 公文書管理条例第20条第2項
	諮問実施機関	市長			
	公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報	利用決定等に係る特定歴史公文書等に記録されている情報		第11条	審査会 情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条 公文書管理委員会 公文書管理条例第20条第2項
第5条第4項	第1項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第1項		第29条第1項第1号中「第5条第1項」を「第2条第3号、第5条第1項」に、「第16条第1項」を「第16条第3項」に、「第19条」を「第19条第2項」に改める。 附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。	
	審査会	公文書管理委員会			
	諮問実施機関	市長			
第6条第1項	審査会	公文書管理委員会		秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年3月18日 秋田市長 穂 積 志 秋田市条例第10号 秋田市職員定数条例の一部を改正する条例 秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。 第2条第9号中「400人」を「410人」に改める。 附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。	
第6条第2項	前項本文	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた前項本文			
	審査会	公文書管理委員会			
第7条	審査会	公文書管理委員会		秋田市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。 平成28年3月18日 秋田市長 穂 積 志 秋田市条例第11号 秋田市職員の退職管理に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項および第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （再就職者による依頼等の規制） 第2条 法第38条の2第1項、第4項および第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）	
第8条	審査会	公文書管理委員会			
	第5条第1項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第5条第1項			
	公文書又は保有個人情報	特定歴史公文書等		第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項および第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （再就職者による依頼等の規制） 第2条 法第38条の2第1項、第4項および第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）	
	第6条第1項本文	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第6条第1項本文			
第9条第1項	審査会	公文書管理委員会			
	第5条第3項もしくは第4項又は第7条	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項もしくは第4項又は第7条		第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項および第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （再就職者による依頼等の規制） 第2条 法第38条の2第1項、第4項および第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）	
第9条第2項	審査会	公文書管理委員会			
第9条第3項	審査会	公文書管理委員会			
	第1項	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第1項		第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項および第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （再就職者による依頼等の規制） 第2条 法第38条の2第1項、第4項および第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）	
	前項	公文書管理条例第21			

であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているものおよび公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（法第38条に規定する営利企業をいう。以下同じ。）の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

（報告および公表）

第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

（過料）

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による届出は、この条例の施行前に離職した者には適用しない。

秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「および勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 情報公開審査会委員の項中「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、同表個人情報保護審査会委員の項を削り、同表中公文書管理委員会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額	10,000円
-----------	----	---------

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 行政不服審査会委員の項の次に次のように加える。

秋田城跡歴史資料館協議会委員	日額	7,300円
----------------	----	--------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月16日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ならびに」の次に「通勤手当、」を加える。

第7条中「期末手当」を「通勤手当、期末手当」に改める。

附則第4項中「平成27年12月」を「平成28年12月」に改める。

附則第6項中「平成28年3月31日」を「平成29年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料ならびに」の次に「通勤手当、」を加える。

第4条の見出しを「(手当の支給)」に改め、同条中「教育長の」の次に「通勤手当、」を加える。

附則第3項中「平成27年12月」を「平成28年12月」に改める。

附則第5項中「平成28年3月31日」を「平成29年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市土地開発基金条例の一部を改正する条例

秋田市土地開発基金条例（昭和44年秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15億円」を「5億円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市太平地区コミュニティセンター	秋田市太平目長崎字沼田42番地
秋田市下北手地区コミュニティセンター	秋田市下北手柳館字前田面133番地1

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条を削る。

第2条の見出しおよび条名を削る。

附則第2項を削り、附則第1項中「、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は」を削り、同項の見出しおよび項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例

（設置）

第1条 地域の温泉資源を活用し、地域間の交流を促進する場を創出するとともに、地域住民の日常的な交流の場および主体的な地域づくりの活動拠点とし、もって地域の活性化を図ることを目的として、秋田市河辺岩見温泉交流センター（以下「交流センター」という。）を秋田市河辺三内字外川原101番地1に設置する。

（使用の許可）

第2条 別表に掲げる交流センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、交流センターの管理上必要な条件を付することができる。

（使用料等）

第3条 交流センターの施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。

（使用料の不還付）

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の制限等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流センターの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(5) 営利行為を行い、又は営利を目的とするとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適当と認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に交流センターの施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第7条 使用者は、交流センターの使用を終えたとき又は第5条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第8条 使用者は、交流センター又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（指定管理者）

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、交流センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、交流センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 交流センターの使用の許可に関すること。
- （2） 交流センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- （3） 交流センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- （4） 地域自治活動の振興および地域の団体の育成援助に係る事業に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が交流センターの管理運営上必要と認める業務

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設	使用料		
	区分	単位	金額
浴室	一般	1人1回に	390円
	小学生	つき	190円
和室（貸切使用の場合に限る。）		1室1時間につき	無料

備考 浴室の使用に係る回数券（12回使用券）は、一般3,900円、小学生1,900円とする。

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織および運営等に関する基準を定めるものとする。

（名称および住所等の公示）

第2条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- （1） センターの名称および住所
- （2） 法第8条第2項第1号および第2号の事務を行う日および

時間

（組織）

第3条 センターには、センターの事務を掌理する消費生活センター長およびセンターの事務を行うために必要な職員を配置する。

（消費生活相談員の配置）

第4条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

（消費生活相談員の人材および処遇の確保）

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識および技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に照らして適切な人材および処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（研修の機会の確保）

第6条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保するよう努めなければならない。

（情報の安全管理）

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月1日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市雄和児童センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1
-------------	------------------

附 則

この条例は、平成28年 4 月1日から施行する。

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ウ中「20人」を「5人」に、「130平方メートル」を「65平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市建築審査会条例の一部を改正する条例

秋田市建築審査会条例（昭和40年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「第94条第 1 項」を「第94条第 1 項前段」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例

(手数料の徴収)

第 1 条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち次条から第 5 条までに掲げる事務につき、それぞれこれらの規定に規定する名称の手数料を徴収する。

(認定申請手数料)

第 2 条 法第29条第 1 項の規定による認定の申請（以下「計画認定申請」という。）に対する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、認定申請手数料とし、その額は、計画認定申請 1 件につき、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（法第11条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有しないものに限る。以下同じ。）の計画認定申請 29,000円（計画が法第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては、5,000円）

(2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）の計画認定申請 計画に係る次の表の左欄に掲げる共同住宅等の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

共同住宅等の戸数	金額
4 戸以下の場合	56,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
5 戸以上15戸以下の場合	93,000円（適合証を提出する場合にあっては、17,000円）
16戸以上45戸以下の場合	157,000円（適合証を提出する場合にあっては、36,000円）
46戸以上の場合	224,000円（適合証を提出する場合にあっては、64,000円）

(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 8 条第 1 号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合する非住宅建築物の計画認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	71,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	188,000円（適合証を提出する場合にあっては、64,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	245,000円（適合証を提出する場合にあっては、101,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	295,000円（適合証を提出する場合にあっては、128,000円）
25,000平方メートル以上の場合	345,000円（適合証を提出する場合にあっては、159,000円）

(4) 省令第 8 条第 1 号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合する非住宅建築物の計画認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	182,000円（適合証を提出する場合にあっては、8,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	417,000円（適合証を提出する場合にあっては、64,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	513,000円（適合証を提出する場合にあっては、101,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	606,000円（適合証を提出する場合にあっては、128,000円）
25,000平方メートル以上の場合	691,000円（適合証を提出する場合にあっては、159,000円）

(5) 複合建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築

物をいう。以下同じ。)の計画認定申請 計画に係る建築物の共同住宅等の部分について第2号の表の左欄に掲げる共同住宅等の戸数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額および計画に係る建築物の非住宅部分について第3号又は前号の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(変更認定申請手数料)

第3条 法第31条第1項の規定による申請(以下「変更認定申請」という。)に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請1件につき、当該計画の認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(消費性能認定申請手数料)

第4条 法第36条第1項の規定による消費性能の認定の申請(以下「消費性能認定申請」という。)の認定の事務につき徴収する手数料は、消費性能認定申請手数料とし、その額は、消費性能認定申請1件につき、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準(以下「性能基準」という。)に適合するもののうち一戸建ての住宅の消費性能認定申請 29,000円(適合証を提出する場合にあっては、5,000円)
- (2) 性能基準に適合するもののうち共同住宅等の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる共同住宅等の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

共同住宅等の戸数	金額
4戸以下の場合	56,000円(適合証を提出する場合にあっては、8,000円)
5戸以上15戸以下の場合	93,000円(適合証を提出する場合にあっては、17,000円)
16戸以上45戸以下の場合	157,000円(適合証を提出する場合にあっては、36,000円)
46戸以上の場合	224,000円(適合証を提出する場合にあっては、64,000円)

- (3) 省令第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準(以下「仕様基準」という。)に適合するもののうち一戸建ての住宅の消費性能認定申請 16,000円(適合証を提出する場合にあっては、5,000円)
- (4) 仕様基準に適合するもののうち共同住宅等の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる共同住宅等の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

共同住宅等の戸数	金額
4戸以下の場合	28,000円(適合証を提出する場合にあっては、8,000円)
5戸以上15戸以下の場合	47,000円(適合証を提出する場合にあっては、17,000円)
16戸以上45戸以下の場合	83,000円(適合証を提出する場合にあっては、36,000円)
46戸以上の場合	125,000円(適合証を提出する場合にあっては、64,000円)

- (5) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する非住宅建築物の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	71,000円(適合証を提出する場合にあっては、8,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円(適合証を提出する場合にあっては、22,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	188,000円(適合証を提出する場合にあっては、64,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	245,000円(適合証を提出する場合にあっては、101,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	295,000円(適合証を提出する場合にあっては、128,000円)
25,000平方メートル以上の場合	345,000円(適合証を提出する場合にあっては、159,000円)

- (6) 省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する非住宅建築物の消費性能認定申請 次の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

延べ面積	金額
300平方メートル未満の場合	182,000円(適合証を提出する場合にあっては、8,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円(適合証を提出する場合にあっては、22,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	417,000円(適合証を提出する場合にあっては、64,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	513,000円(適合証を提出する場合にあっては、101,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	606,000円(適合証を提出する場合にあっては、128,000円)
25,000平方メートル以上の場合	691,000円(適合証を提出する場合にあっては、159,000円)

- (7) 複合建築物の消費性能認定申請 建築物の共同住宅等の部分について第2号又は第4号の表の左欄に掲げる共同住宅等の戸数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額および建築物の非住宅部分について第5号又は前号の表の左欄に掲げる延べ面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等)

第5条 法第30条第2項の規定による申出(以下「確認の申出」という。)が行われる場合の認定申請手数料の額は、第2条および第3条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例(平成12年秋田市条例第8号)第2条第1項に定める額を加算した額とする。

- 2 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合

であって、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるときの認定申請手数料の額は、第2条および第3条ならびに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第3条第1項に定める額を加算した額とする。

- 3 第1項の規定は確認の申出が行われる場合の変更認定申請手数料の額について、前項の規定は確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の変更認定申請手数料の額について準用する。

（徴収の時期）

第6条 第2条から前条までに規定する手数料は、申請が行われる際に徴収するものとする。

（手数料の不還付）

第7条 既納の手数料は、還付しない。

（過料）

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

- 2 前項の金額は、その都度市長がこれを定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「9,000円」の次に「（小荷物専用昇降機にあっては、4,000円）」を加え、同項第2号中「5,000円」の次に「（小荷物専用昇降機にあっては、3,000円）」を加える。

第5条第1項中「1万3,000円」の次に「（小荷物専用昇降機にあっては、8,000円）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成20年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「もしくは観覧場」の次に「、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2 御所野堤台地区整備計画区域の項A地区（商業・業務地区）の項計画地区の名称欄中「業務」の次に「・住居」を加え、同項ア欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同欄第3号中「第2条第1項第5号および第6号」を「第2条第1項第2号および第3号」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄中第4号を第3号とし、同表御所野堤台地区整備計画区域の項B地区（福祉・研究・住居地区）の項中「第2条第1項第5号および第6号」を「第2条第1項第2号および第3号」に改め、同表御所野堤台地区整備計画区域の項C地区（産業・物流地区）の項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号から第4号まで」に改める。

別表第3 御所野堤台地区整備計画区域の項中「業務」の次に「・住居」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（御所野堤台地区整備計画区域の項A地区（商業・業務地区）の項ア欄およびB地区（福祉・研究・住居地区）の項中「第2条第1項第5号および第6号」を「第2条第1項第2号および第3号」に、御所野堤台地区整備計画区域の項C地区（産業・物流地区）の項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号から第4号まで」に改める部分に限る。）は、平成28年6月23日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「もしくは観覧場」の次に「、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物」を加える。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

区分		手数料の金額
一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）第 4 条第 1 号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築しようとする場合（以下「新築」という。）	45,000円（法第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画が法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては17,000円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下「設計住宅性能評価書」という。）を提出する場合にあっては20,000円）
	増築し、又は改築しようとする場合（以下「増改築」という。）	68,000円（適合証を提出する場合にあっては、29,000円）
住戸の総数（認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下同じ。）が 5 戸以下の共同住宅等（省令第 4 条第 2 号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。）に係るもの	新築	102,000円（適合証を提出する場合にあっては31,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては57,000円）
	増改築	153,000円（適合証を提出する場合にあっては、52,000円）
住戸の総数が 6 戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	163,000円（適合証を提出する場合にあっては48,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては90,000円）
	増改築	242,000円（適合証を提出する場合にあっては、80,000円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	319,000円（適合証を提出する場合にあっては86,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合に

		あっては169,000円）
	増改築	474,000円（適合証を提出する場合にあっては、139,000円）
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	571,000円（適合証を提出する場合にあっては150,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては292,000円）
	増改築	845,000円（適合証を提出する場合にあっては、241,000円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	980,000円（適合証を提出する場合にあっては255,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては453,000円）
	増改築	1,448,000円（適合証を提出する場合にあっては、413,000円）
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,811,000円（適合証を提出する場合にあっては484,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては843,000円）
	増改築	3,234,000円（適合証を提出する場合にあっては、760,000円）
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	2,587,000円（適合証を提出する場合にあっては692,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては1,172,000円）
	増改築	3,820,000円（適合証を提出する場合にあっては、1,070,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	3,168,000円（適合証を提出する場合にあっては836,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては1,429,000円）
	増改築	4,678,000円（適合証を提出する場合にあっては、1,285,000円）

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

区分		手数料の金額
一戸建て住宅に係るもの	新築	22,500円（適合証を提出する場合にあっては8,500円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては10,000円）
	増改築	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、

		14,500円)			
住戸の総数が5戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	51,000円（適合証を提出する場合にあっては15,500円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては28,500円）		増改築	1,910,000円（適合証を提出する場合にあっては、535,000円）
	増改築	76,500円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）			
住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	81,500円（適合証を提出する場合にあっては24,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては45,000円）		新築	1,584,000円（適合証を提出する場合にあっては418,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては714,500円）
	増改築	121,000円（適合証を提出する場合にあっては、40,000円）		増改築	2,339,000円（適合証を提出する場合にあっては、642,500円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	159,500円（適合証を提出する場合にあっては43,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては84,500円）			
	増改築	237,000円（適合証を提出する場合にあっては、69,500円）			
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	285,500円（適合証を提出する場合にあっては75,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては146,000円）			
	増改築	422,500円（適合証を提出する場合にあっては、120,500円）			
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	490,000円（適合証を提出する場合にあっては127,500円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては226,500円）			
	増改築	724,000円（適合証を提出する場合にあっては、206,500円）			
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	905,500円（適合証を提出する場合にあっては242,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては421,500円）			
	増改築	1,617,000円（適合証を提出する場合にあっては、380,000円）			
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,293,500円（適合証を提出する場合にあっては346,000円、設計住宅性能評価書を提出する場合にあっては586,000円）			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例

秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例2号）の一部を次のように改正する。

別表第一会議室の項の次に次のように加える。

第二会議室	520円	520円	620円	1,660円
第三会議室	520円	520円	620円	1,660円
第四会議室	1,050円	1,050円	1,580円	3,680円
第五会議室	1,050円	1,050円	1,580円	3,680円
第六会議室	2,110円	2,110円	2,640円	6,860円
第七会議室	2,110円	2,110円	2,640円	6,860円
和室会議室	520円	520円	620円	1,660円
和室練習室	2,110円	2,110円	2,640円	6,860円

別表展示ホールの項中「展示ホール」を「第一展示ホール」に改め、同項の次に次のように加える。

第二展示ホール	午前9時から午後4時30分まで	4,230円
---------	-----------------	--------

別表の備考の5中「展示ホール」を「第一展示ホールおよび第二展示ホール」に改め、同表の備考の6中「展示ホール」を「第一展示ホール又は第二展示ホール」に改め、同表の備考に次のように加える。

9 茶室は、無料とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第3 厨房設備の項中「ドロップイン式こんろ又はキャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ又はキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリ

ドル付こんろ」に改め、同表調理用器具の項中「又は卓上型グリル付こんろ」を「・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、

同表電気こんろの項を次のように改める。

電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ又は電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下）	100	2	2	2
						—	20	—	20
						—	注 8	—	注 8
					4.8キロワット以下（1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下）	—	10	—	10
						—	注 9	—	注 9
						—	注 8	—	注 8
					4.8キロワット以下（1口当たり1キロワット以下）	—	10	—	10
						—	注 9	—	注 9
						—	注 8	—	注 8
					5.8キロワット以下（1口当たり3.3キロワット以下）	100	2	2	2
						—	10	—	10
						—	注 9	—	注 9

別表第3 電気レンジの項および電磁誘導加熱式調理器の項を削り、同表の備考の11中「離隔距離（）」の次に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同表の備考の12中「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に、「距離（）」を「離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例
（秋田市職員給与条例の一部改正）

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（給料表等）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める等級別基準職務表のとおりとし、同表に定める職務とその複雑、困難および責任の度が同程度の職務の内容は、別に定める。

(1) 行政職給料表(1) 行政職給料表(1)等級別基準職務表（別表第3ア）

(2) 医療職給料表(1) 医療職給料表(1)等級別基準職務表（別

表第4ア）

(3) 医療職給料表(2) 医療職給料表(2)等級別基準職務表（別表第4イ）

第3条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「第3項」を「第2項」に改める。

第26条の3 第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3 行政職等級別基準職務表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務
4 級	1 主席主査の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務
5 級	1 課長補佐の職務 2 副参事の職務
6 級	1 課長の職務 2 参事の職務
7 級	1 次長の職務 2 副理事の職務
8 級	部長の職務

別表第4 医療職等級別基準職務表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	1 保健所長の職務 2 高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

イ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師又は歯科衛生士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 社会福祉士の職務 4 精神保健福祉士の職務 5 高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	1 主席主査の職務 2 主査の職務
5 級	1 課長の職務 2 課長補佐の職務
6 級	1 次長の職務 2 食肉衛生検査所長の職務

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第2条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い」を「次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号俸
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号俸
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号俸
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号俸
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号俸
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（秋田市職員の旅費に関する条例の一部改正）

- 2 秋田市職員の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第3項第1号ア」を「第3条第2項第1号ア」に改める。

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員ならびに設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針（第113条・第114条） を

第2款 人員に関する基準（第115条・第116条）

第3款 設備に関する基準（第117条・第118条）

第4款 運営に関する基準（第119条―第130条） 」

「第5節 削除」に改める。

第84条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第99条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項および第7項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「および第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第101条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第113条から第130条まで 削除

第131条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の次に「および第133条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「および第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第133条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の

上限をいう。)」に改める。

第181条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第245条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護および指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4節 運営に関する基準（第51条—第60条）
第4章 認知症対応型通所介護 を
」

「 第4節 運営に関する基準（第51条—第60条）
第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針（第60条の2）
第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）
第3節 設備に関する基準（第60条の5）
第4節 運営に関する基準（第60条の6—第60条の20）
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針なら
びに人員、設備および運営に関する基準 に
第1款 この節の趣旨および基本方針（第60条
の21・第60条の22）
第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60
条の24）
第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60
条の26）
第4款 運営に関する基準（第60条の27—第60
条の38）
第4章 認知症対応型通所介護
」

改める。

第15条中「および第68条」を「、第60条の6、第60条の28および第60条の29」に改める。

第17条および第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に

改める。

第31条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第41条第1項中「市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行わ」に改める。

第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節および次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超え

る場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員および介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項および第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備および指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂および機能訓練室

ア 食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定

員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提

供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流および地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるために必要な援助を行うものとする。

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するとともに、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はそ

の家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行うものとする。

（管理者の責務）

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業者の管理および指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針

(2) 従業者の職種、員数および職務の内容

(3) 営業日および営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容および利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用す

る施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に対する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項および第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具

体的なサービスの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (6) 前条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
- （準用）

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条および第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第60条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度の要介護者又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第1号に掲げるがんの患者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師および当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養

通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識および技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所の利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、9人以下とする。

(設備等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備および指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容および手続の説明および同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師および第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制ならびにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの

利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師および当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成および変更に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師および当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法および手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況および希望ならびにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行うものとする。

（緊急時等の対応）

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者およびその家族に対して十分に説明し、利用者およびその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、直ちに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項および第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理および指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師および当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法および手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導および管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容および利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（緊急時対応医療機関）

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、もしくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8および第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第68条および第69条を次のように改める。

第68条および第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者および共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「第76条において同じ。」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「および第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11および第60条の13から第60条の18までに」、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替える」に改める。

第88条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第2項」に改める。

第109条中「第73条、第75条および第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16および第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは

「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第110条の見出しを削り、同条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第128条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第129条中「第73条、第78条」を「第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで」に、「、第105条および第106条第1項から第4項まで」を「および第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第149条第2項第8号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第150条中「第73条、第77条、第78条、第100条および第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項までおよび第100条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第151条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第152条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項中「速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わ」に改める。

第177条第2項第7号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第178条中「第73条、第77条および第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15および第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第190条中「第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで」を「第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とある

のは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第202条第2項第10号中「第106条第2項」を「第60条の17第2項」に改める。

第203条中「第73条、第75条、第78条」を「第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「および第101条から第107条まで」を「第101条から第105条までおよび第107条」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、ならびに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「および第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「第39条」を加え、「第61条および第62条」を「および第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3

月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第37号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第54条の10第1項中「市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行わ」に改める。

第232条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「もしくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第40条第2項中「速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わ」に改める。

（秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運

営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第39条第2項中「速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わ」に改める。

（秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項および第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第45条第12項中「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」の次に「第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所もしくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

（秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第29条第2項中「速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わ」に改める。

（秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第33条第2項中「速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わ」に改める。

（秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第15号）の一部改正）

第8条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「この場合において」の次に「、旧条例第97条第 1 項第 3 号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」と、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」と、「指定通所介護の」とあるのは「指定通所介護等の」と、同条第 8 項中「指定通所介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者等」と、「指定通所介護の」とあるのは「指定通所介護等の」と、「第 7 項まで」とあるのは「第 6 項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の 3 第 1 項から第 7 項まで」と、旧条例第99条第 4 項中「指定通所介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者等」と、「指定通所介護の」とあるのは「指定通所介護等の」と、「第 3 項まで」とあるのは「第 3 項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の 5 第 1 項から第 3 項まで」とを、「第35条まで、第37条」との次に「、旧条例第112条第 7 項中「第 6 項」とあるのは「第 5 項」とを加え、附則第 8 項の表第97条第 1 項第 3 号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第60条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第97条第 8 項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第 7 項まで」を「第 6 項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の 3 第 1 項から第 7 項まで」に改め、同表第99条第 4 項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に改め、「第 3 項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の 5 第 1 項から第 3 項まで」を加え、附則第 9 項の表第112条第 7 項の項中「第 6 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営

に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第150条」を「一第150条」に、「・第160条」を「一第160条」に改める。

第40条第 1 項中「市、当該利用者の家族その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ」を「直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、当該利用者の家族その他の関係者に連絡を行わ」に改める。

第95条第 1 号中「以下同じ。」であって」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。」を提供」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に改め、同条第 2 号中「以下同じ。）の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第101条第 2 項第 1 号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の 5 第 2 項第 1 号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第 3 号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「指定通所介護事業所が」を「指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護事業所として」を「指定通所介護事業所等として」に改める。

第96条中「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「第110条第 1 号において」を「以下」に、「」のうち」を「のうち」に改め、同条第 1 号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第149条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは第159条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービス、」の次に「第149条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは第159条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第 3 号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 4 号中「およびこの条」を「ならびにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第149条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは第159条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第110条第 1 号中「通いサービス、」の次に「第149条の 2 の規

定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスもしくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加える。

第149条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「指定通所介護事業所が」を「指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護事業所として」を「指定通所介護事業所等として」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第149条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスもしくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立

訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスもしくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスもしくは第159条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「指定通所介護事業所が」を「指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護事業所として」を「指定通所介護事業所等として」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第159条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービ

スを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスもしくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスもしくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第96条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスもしくは第149条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサー

ビスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項教育産業委員会の項中「商工部、農林部」を「観光文化スポーツ部、産業振興部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく教育産業委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による教育産業委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく教育産業委員会に付託されている請願および陳情は、改正後の条例の規定による教育産業委員会に付託された請願および陳情とみなす。
- 4 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく教育産業委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による教育産業委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

第 1 条 秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 1 節 の 2 企画財政部の所属機関（第24条の 2） 」を

「 第 1 節 の 2 企画財政部の所属機関（第24条の 2 ～ 第24条の 4） 」

第 1 節 の 3 観光文化スポーツ部の所属機関（第24 条の 5 ～第24条の12） に

「 第 4 節 商工部の所属機関（第35条～第36条の 7） 」

第 4 節 の 2 農林部の所属機関（第37条～第40条の 2） を

「 第 4 節 産業振興部の所属機関（第35条～第40条の 7） に 」

改める。

第 6 条第 1 項の表企画財政部の項の次に次のように加える。

観光文化スポーツ部	観光振興課
	文化振興課
	スポーツ振興課

第 6 条第 1 項の表市民生活部の項中

「 生活総務課
市民協働・地域分権推進課 」 を

「 生活総務課 」 に

改め、同表商工部の項を次のように改める。

産業振興部	産業企画課
	商工貿易振興課
	企業立地雇用課
	農業農村振興課
	農地森林整備課

第 6 条第 1 項の表農林部の項を削り、同条第 2 項の表中

「 福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室 」 を

「 福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室
ねんりんピック推進室 」 に

に改める。

第 9 条第 1 項総務課の項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(14) 行政不服審査会に関すること。

第 9 条第 1 項総務課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の 1 号を加える。

(12) 指定管理者制度に関すること。

第 9 条第 1 項文書法制課の項第 6 号中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第15号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条第 1 項契約課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 契約に係る事務の指導および助言に関すること。

第10条企画調整課の項中第 4 号および第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第17号までを 2 号ずつ繰り上げ、第18号を第16号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(17) 移住相談センターに関すること。

第10条企画調整課の項中第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

第11条を次のように改める。

第11条 観光文化スポーツ部の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

観光振興課

(1) 観光、文化およびスポーツによる交流人口の拡大に係る企画および調整に関すること。

(2) 観光、文化およびスポーツに係る総合的な情報発信に関すること。

(3) 観光の振興に関すること。

(4) 観光資源の調査および利用の促進に関すること。

(5) 中心市街地のにぎわい創出に関すること。

(6) 秋田空港の利用の促進に関すること。

(7) 秋田港周辺のにぎわい創出に関すること。

(8) 秋田港振興センターに関すること。

(9) ポートタワーに関すること。

(10) 河辺ユフォレ公園施設に関すること。

(11) 雄和観光交流館に関すること。

(12) 雄和観光花き栽培園に関すること。

(13) 雄和里の家に関すること。

(14) 雄和観光農産物加工所に関すること。

(15) 雄和糠塚地区民間資本活用施設に関すること。

(16) 雄和ふるさと温泉に関すること。

(17) 雄和コテージに関すること。

(18) 雄和サイクリングターミナルに関すること。

(19) 雄和高尾山レクリエーション施設に関すること。

(20) 河辺岩見温泉に関すること。

(21) 雄和ふるさと温泉供給施設に関すること。

(22) にぎわい交流館に関すること。

(23) 中通一丁目自動車駐車場に関すること。

(24) 部内の施設の整備の調整に関すること。

(25) 部内の連絡調整に関すること。

(26) 課の予算経理に関すること。

文化振興課

(1) 文化振興の総合企画および調査研究に関すること。

(2) 芸術・学術文化活動の育成に関すること。

(3) 文化振興基金の管理に関すること。

(4) 秋田市文化章等の表彰に関すること。

(5) 文化財の調査および保護ならびに管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- (6) 文化振興審議会に関すること。
 - (7) 文化財保護審議会に関すること。
 - (8) 課の予算経理に関すること。
- スポーツ振興課
- (1) 生涯スポーツの振興に関する総合企画および実施に関すること。
 - (2) スポーツ団体の育成に関すること。
 - (3) 各種スポーツ大会および行事の開催に関すること。
 - (4) 学校体育施設を活用したスポーツの振興に関すること。
 - (5) スポーツ推進委員に関すること。
 - (6) スポーツ振興基金の管理に関すること。
 - (7) スポーツホームタウンの推進に関すること。
 - (8) スポーツ施設の設置および廃止ならびに管理に関すること。
 - (9) 都市公園内の体育施設の設置および廃止ならびに管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)
 - (10) 八橋運動公園の維持管理に関すること。
 - (11) 北野田公園の維持管理に関すること。
 - (12) 地域運動広場の管理に関すること。
 - (13) 課の予算経理に関すること。

第12条第1項生活総務課の項第16号を次のように改める。

- (16) 地域センターの調整に関すること。

第12条第1項生活総務課の項中第19号を第27号とし、第18号を第26号とし、第17号の次に次の8号を加える。

- (18) 市民協働の推進に関すること。
- (19) 市民活動の育成および支援に関すること。
- (20) 市民活動等に係る情報提供に関すること。
- (21) 市民活動センターに関すること（他の所管に属するものを除く。）。)
- (22) 市民憲章に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)
- (23) 都市内地域分権の推進に関すること。
- (24) 市民サービスセンターの設置構想および整備に関すること。
- (25) 市民サービスセンターと他の部局との調整に関すること。

第12条第1項市民協働・地域分権推進課の項を削る。

第13条第1項福祉総務課の項中第21号を第22号とし、第16号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 第30回全国健康福祉祭に関すること。

第13条に次の1項を加える。

3 福祉総務課ねりんピック推進室は、福祉総務課の分掌事務のうち第16号に掲げる事務を分掌する。

第13条の2子ども健康課の項第4号中「特定不妊治療費助成事業」を「不妊治療費助成事業」に改める。

第13条の3環境総務課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条の3環境保全課の項第8号中「許可」を「許可等」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) ペット霊園の設置に係る処分等に関すること。

第13条の3環境保全課の項第12号を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 産業振興部の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

産業企画課

- (1) 産業施策に係る企画および調整に関すること。
- (2) 農商工連携に関すること。

- (3) 六次産業化に関すること。
- (4) 都市農村交流に関すること。
- (5) 市民農園に関すること。
- (6) 物産および工芸品の振興に関すること。
- (7) 職業訓練センターに関すること。
- (8) 中高年齢労働者福祉センターに関すること。
- (9) 勤労者体育センターに関すること。
- (10) 勤労者総合福祉センターに関すること。
- (11) リフレッシュガーデンに関すること。
- (12) 工業用地に関すること。
- (13) 北部農業者総合研修センターに関すること。
- (14) 河辺三内段山村広場に関すること。
- (15) 河辺多目的総合センターに関すること。
- (16) 雄和農林漁業者トレーニングセンターに関すること。
- (17) 河辺岡村農村公園に関すること。
- (18) 雄和体験学習交流施設に関すること。
- (19) 河辺生産物直売所施設に関すること。
- (20) 部内の連絡調整に関すること。
- (21) 部の予算経理に関すること。

商工貿易振興課

- (1) 商業の振興に関すること。
- (2) 中小企業および中小企業団体の育成指導に関すること。
- (3) 融資の相談およびあっせんに関すること。
- (4) 商店および商店街の育成指導に関すること。
- (5) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出等に関すること。
- (6) 鉱工業等の振興に関すること。
- (7) 鉱業権に関すること。
- (8) 設備投資資金等の融資の相談およびあっせんに関すること。
- (9) 貿易の振興に関すること。
- (10) 港湾の整備および利用の促進に関すること。
- (11) 漂流物（河川における漂流物を除く。）の処理に関すること。
- (12) 創業支援に関すること。
- (13) チャレンジオフィスあきたに関すること。
- (14) 関係機関および諸団体との連絡調整に関すること。

企業立地雇用課

- (1) 企業誘致および企業集積に関すること。
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出等に関すること。
- (3) 技能功労者等の表彰に関すること。
- (4) 勤労者の福祉に関すること。
- (5) 雇用の促進および労働相談に関すること。
- (6) 労働に関する情報および資料の収集に関すること。

農業農村振興課

- (1) 土地改良事業に係る施策の企画に関すること。
- (2) 農業振興地域に関すること。
- (3) 農業協同組合等の土地改良事業の施行、換地計画および交換分合計画の認可等に関すること。
- (4) 山村振興に係る整備計画に関すること。
- (5) 食育に関すること。
- (6) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (7) 農業者年金事業に関すること。
- (8) 農地の転用の許可等に関すること。
- (9) 農地等の賃貸借の解除等の許可等に関すること。

- (10) 農林漁業融資に関すること。
- (11) 農業の担い手の育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12) 農業経営の集団化に関すること。
- (13) 集落営農に関すること。
- (14) 農業生産基盤の整備に関すること。
- (15) 稲作および大豆の生産の振興に関すること。
- (16) 家畜の改良、増殖および導入に関すること。
- (17) 家畜防疫および畜産経営環境整備に関すること。
- (18) 沿岸漁業に関すること。
- (19) 内水面漁業に関すること。
- (20) 農畜水産物の流通および販売促進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (21) 農業団体の育成指導に関すること。
- (22) 米の生産調整、流通および販売促進に関すること。
- 農地森林整備課
- (1) 土地改良事業の調査、計画および指導に関すること。
- (2) ほ場整備事業に関すること。
- (3) 農業水利および老朽ため池事業に関すること。
- (4) 農道整備および舗装事業に関すること。
- (5) 農業用土地造成事業に関すること。
- (6) 農業施設の災害復旧事業に関すること。
- (7) 土地改良補助事業に関すること。
- (8) 土地改良事業団体の育成指導に関すること。
- (9) 土地改良区の施設等の管理規程に関すること。
- (10) 多面的機能支払交付金に関すること。
- (11) 民有林の経営指導に関すること。
- (12) 入会林野に関すること。
- (13) 保安林に関すること。
- (14) 森林の病害虫に関すること。
- (15) 山火事予防および林野の火入れに関すること。
- (16) 林業団体の育成指導に関すること。
- (17) 狩猟および鳥獣の捕獲等の許可等に関すること。
- (18) 特用林産物に関すること。
- (19) 林道および作業道に関すること。
- (20) 治山に関すること。
- (21) 自然公園の運営管理に関すること。
- (22) 市有林に関すること。
- (23) 分収林に関すること。
- (24) 法定外公共物（市街化区域外の区域等の道路、水路およびため池等であるものに限る。）の財産管理および機能管理に関すること。
- (25) 林業施設等の災害復旧事業に関すること。
- 第14条の2を削る。
- 第17条建築指導課の項中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関すること。
- 第24条の2（見出しを含む。）中「番号制度導入推進室」を「番号制度推進室」に改める。
- 第4章第1節の2中第24条の3の次に次の1条を加える。
- （移住相談センター）
- 第24条の4 移住の相談に関する事務を処理するため、移住相談センターを設置する。
- 2 前項の移住相談センターは、企画財政部企画調整課に所属す

- る機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 市への移住の相談に関すること。
- 第4章第1節の2の次に次の1節を加える。
- 第1節の3 観光文化スポーツ部の所属機関
（プラザ管理室）
- 第24条の5 市民交流プラザの管理等に關する事務を処理するため、秋田市民交流プラザ管理室（以下「プラザ管理室」という。）を秋田市東通仲町4番1号に設置する。
- 2 前項のプラザ管理室は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) きらめき広場に関すること。
- (2) 音楽交流室に関すること。
- (3) 多目的ホールに関すること。
- (4) 市民活動センターに関すること。
- (5) 官民連携による秋田駅周辺の活性化に関すること。
- (6) 市民交流プラザ内の施設の業務の総合的調整に関すること。
- (7) 秋田駅東西連絡自由通路および秋田駅東口駅前広場の維持管理に関すること。
- (8) プラザ管理室の予算経理に関すること。
- （動物園の分掌事務等）
- 第24条の6 秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の規定による大森山動物園（以下「動物園」という。）は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 動物園の運営および施設の管理に関すること。
- (2) 動物の飼育ならびに診療および防疫に関すること。
- (3) 動物の収集および展示に関すること。
- (4) 動物についての知識および動物愛護思想の普及に関すること。
- (5) 動物の種の保存活動に関すること。
- (6) 動物の調査および研究に関すること。
- (7) 野生動物の保護および救護の活動ならびにその支援に関すること。
- (8) 催物の企画および広報に関すること。
- (9) 大森山公園の公園施設の設置許可および管理許可に関すること。
- (10) 大森山公園の公園地の占用許可、使用許可および使用料の徴収に関すること。
- (11) 大森山公園の賃貸借契約に関すること。
- (12) 大森山公園の維持管理に関すること。
- (13) 大森山自然動物公園（仮称）整備構想の推進に関すること。
- (14) 動物園の予算経理に関すること。
- （秋田城跡歴史資料館）
- 第24条の7 史跡秋田城跡の整備等に關する事務を処理するため、秋田城跡歴史資料館を秋田市寺内焼山9番6号に設置する。
- 2 前項の秋田城跡歴史資料館は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 史跡秋田城跡の保護および管理に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡および関連遺跡の調査研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備および公開に関すること。
- (4) 史跡秋田城跡および関連遺跡の展示および普及に関すること。
- (5) 秋田城跡歴史資料館の予算経理に関すること。
- （千秋美術館の分掌事務等）
- 第24条の8 秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25

号)の規定による千秋美術館は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 美術作品その他美術に関する資料の収集、保存および展示に関すること。
- (2) 美術に関する調査、研究および普及に関すること。
- (3) 美術に関する情報の提供および相談に関すること。
- (4) 美術作品等取得基金の管理に関すること。
- (5) 千秋美術館協議会に関すること。
- (6) 千秋美術館の予算経理に関すること。

(赤れんが郷土館の分掌事務等)

第24条の9 秋田市立赤れんが郷土館条例(昭和60年秋田市条例第17号)の規定による赤れんが郷土館は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 資料の収集、保存および展示に関すること。
- (2) 資料の調査、研究および普及に関すること。
- (3) 赤れんが郷土館協議会に関すること。
- (4) 分館に関すること。
- (5) 赤れんが郷土館の予算経理に関すること。

(佐竹史料館の分掌事務等)

第24条の10 秋田市都市公園条例(昭和39年秋田市条例第35号)の規定による佐竹史料館は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の調査、収集、保存、展示および普及に関すること。
- (2) 久保田城御隅櫓、御物頭御番所および国指定重要文化財旧黒澤家住宅に関すること。
- (3) 佐竹史料館の予算経理に関すること。

(文化会館の分掌事務等)

第24条の11 秋田市文化会館条例(昭和55年秋田市条例第2号)の規定による文化会館は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 文化会館の使用に関すること。
- (2) 自主事業の企画および実施に関すること。
- (3) 文化会館運営委員会に関すること。
- (4) 文化会館の予算経理に関すること。

(民俗芸能伝承館の分掌事務等)

第24条の12 秋田市立赤れんが郷土館条例の規定による民俗芸能伝承館は、赤れんが郷土館に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 民俗芸能の伝承に関すること。
- (2) 民俗芸能伝承館および旧金子家住宅の使用に関すること。
- (3) 民俗芸能伝承館の予算経理に関すること。

第25条第1項第13号を次のように改める。

- (13) 住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること。

第25条第1項第96号を第102号とし、第62号から第95号までを6号ずつ繰り下げ、同項第61号中「および明徳地区コミュニティセンター」を「明徳地区コミュニティセンター、太平地区コミュニティセンターおよび下北手地区コミュニティセンター」に改め、同号を同項第67号とし、同項第60号を第66号とし、第57号から第59号までを6号ずつ繰り下げ、第56号を削り、第55号を第62号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (61) 地域における社会教育に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第25条第1項第54号を第60号とし、第53号を第59号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (58) 森林総合公園の維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第25条第1項第52号を第57号とし、同項第51号中「農道」の次に「林道、水路」を加え、同号を同項第56号とし、同項第50号を第55号とし、第47号から第49号までを5号ずつ繰り下げ、同項第45号および第46号を次のように改める。

- (50) 市民相談および安全安心に係るパトロールに関すること。
- (51) 地域自治活動への支援、市民自治意識の啓発向上等に関すること。

第25条第1項第44号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (49) 災害時における被害証明書の交付に関すること。

第25条第1項第43号を第47号とし、第33号から第42号までを4号ずつ繰り下げ、第32号を第36号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (35) 市営墓地に係る申請書の受付に関すること。

第25条第1項第31号を第34号とし、第23号から第30号までを3号ずつ繰り下げ、第22号を第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (24) 老人クラブに係る申請書の受付に関すること。

第25条第1項第21号を第23号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (21) 災害時要援護者の避難支援に関すること。
- (22) 地域福祉活動の推進に関すること。

第25条第2項第1号中「第36号まで、第42号から第54号までおよび第57号」を「第40号まで、第46号から第61号までおよび第63号」に改め、同項第2号中「第36号まで、第42号から第55号まで、第58号および第70号」を「第40号まで、第46号から第62号まで、第64号および第76号」に改め、同項第3号中「第54号まで、第59号、第62号、第64号および第73号から第96号まで」を「第61号まで、第65号、第68号、第70号および第79号から第102号まで」に改め、同項第4号中「第54号まで、第63号、第65号から第69号までおよび第71号から第95号まで」を「第61号まで、第69号、第71号から第75号までおよび第77号から第101号まで」に改め、同項第5号中「第36号まで、第42号から第54号までおよび第60号」を「第40号まで、第46号から第57号まで、第59号、第60号および第66号」に改め、同項第6号中「前項第30号、第32号から第36号まで、第42号から第54号まで、第56号および第61号」を「前項第21号から第25号まで、第33号、第36号から第40号まで、第46号から第57号まで、第59号から第61号までおよび第67号」に改め、同条第3項中「同項第42号から第96号まで」を「同項第46号から第102号まで」に改める。

第27条第2項第13号を次のように改める。

- (13) 住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること。

第27条第2項第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 市営墓地に係る申請書の受付に関すること。

第28条を次のように改める。

(男女共生・女性会議推進室)

第28条 日本女性会議2016秋田の開催等に関する事務を処理するため、男女共生・女性会議推進室を設置する。

2 前項の男女共生・女性会議推進室は、市民生活部に所属する

機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 日本女性会議2016秋田に関すること。
- (2) 男女共生の推進に係る施策の企画および調査研究に関すること。
- (3) 家族および地域の絆づくりの推進に関すること。
- (4) 室の予算経理に関すること。

第30条中「第25条第1項第55号に規定する地域センターにあっては」および「、同項第56号に規定する地域センターにあっては東部市民サービスセンターに」を削る。

第30条の2中「第25条第1項第57号から第61号まで」を「第25条第1項第63号から第67号まで」に、「同項第57号」を「同項第63号」に、「同項第58号」を「同項第64号」に、「同項第59号」を「同項第65号」に、「同項第60号」を「同項第66号」に、「同項第61号」を「同項第67号」に改める。

第30条の3第2項第16号を次のように改める。

- (16) 住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること。

第30条の4第3号中「および異議申立て」を削る。

第30条の7保健総務課の項第14号中「保健センター」を「保健所および保健センター」に改める。

「第4節 商工部の所属機関」を「第4節 産業振興部の所属機関」に改める。

第35条および第36条を次のように改める。

(中央卸売市場の組織)

第35条 秋田市中央卸売市場業務条例(昭和49年秋田市条例第28号)の規定による中央卸売市場は、産業振興部に所属する機関とし、中央卸売市場に市場管理室を設ける。

(市場管理室の分掌事務)

第36条 市場管理室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 中央卸売市場の運営および企画調整に関すること。
- (2) 市場施設(中央卸売市場の市場施設に限る。以下同じ。)の維持管理に関すること。
- (3) 使用料その他の収入調定および徴収に関すること。
- (4) 市場施設の整備計画に関すること。
- (5) 市場施設の使用許可に関すること。
- (6) 場内営業許可に関すること。
- (7) 中央卸売市場運営協議会に関すること。
- (8) 中央卸売市場取引委員会に関すること。
- (9) 売買参加者の承認および買出人の登録に関すること。
- (10) 調査統計に関すること。
- (11) 仲卸業者の許可に関すること。
- (12) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者および買出人の取引業務の指導監督に関すること。
- (13) 卸売業者および仲卸業者の財務業務の検査および指導に関すること。
- (14) 取引業務の日報、月報の作成に関すること。
- (15) 事故品の検査および処理に関すること。
- (16) 取扱品の売買仕切金決済業務の指導に関すること。
- (17) 公設地方卸売市場に関すること。

第4章第4節の2を削る。

第36条の2中「商工部商工労働課」を「産業振興部産業企画課」に改め、同条を第39条とし、同条の前に次の2条を加える。

(公設地方卸売市場の分掌事務等)

第37条 秋田市公設地方卸売市場業務条例(平成23年秋田市条例

第29号)の規定による公設地方卸売市場は、産業振興部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公設地方卸売市場の施設の管理(指定管理者が行うものを除く。)に関すること。

(園芸振興センターの分掌事務等)

第38条 秋田市園芸振興センター条例(平成27年秋田市条例第3号)の規定による園芸振興センター(以下「園芸振興センター」という。)は、産業振興部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 園芸作物の生産の振興に関すること。
- (2) 園芸作物の流通および販売促進に関すること。
- (3) 園芸作物の担い手の育成に関すること。
- (4) 園芸作物に係る研修に関すること。
- (5) 園芸振興センターの管理運営に関すること。

第36条の3中「商工部商工労働課」を「産業振興部産業企画課」に改め、同条を第40条とする。

第36条の4中「商工部商工労働課」を「産業振興部産業企画課」に改め、同条を第40条の2とする。

第36条の5中「商工部商工労働課」を「産業振興部産業企画課」に改め、同条を第40条の3とする。

第36条の6中「商工部商工労働課」を「産業振興部産業企画課」に改め、同条を第40条の4とし、同条の次に次の2条を加える。

(北部農業者総合研修センターの分掌事務等)

第40条の5 秋田市北部農業者総合研修センター設置条例(昭和55年秋田市条例第36号)の規定による北部農業者総合研修センター(以下「農業者研修センター」という。)は、産業振興部産業企画課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 農業者の研修および交流ならびに健康増進を図り、生産性の高い農家の育成に関すること。

(河辺多目的総合センターの分掌事務等)

第40条の6 秋田市河辺多目的総合センター条例(平成16年秋田市条例第103号)の規定による河辺多目的総合センターは、産業振興部産業企画課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 生活改善のための研修、会議等に関すること。

第36条の7中「商工部商工労働課」を「産業振興部商工貿易振興課」に改め、同条を第40条の7とする。

第47条第1項の表第8号中「自治研修センター」の次に「、移住相談センター」を加え、同表中

9	園長	動物園	を
---	----	-----	---

9	園長	動物園	に
9の2	館長	秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館、文化会館および民俗芸能伝承館	

改め、同表第12号中「動物園」を「動物園、秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館、文化会館および民俗芸能伝承館」に改め、同条第2項の表中

1 の 4	防災主幹	総務部	上司の命を受けて、防災に関する重要な事項の調査、調整その他の事務を掌る。	を
-------	------	-----	--------------------------------------	---

1 の 4	防災主幹	総務部	上司の命を受けて、防災に関する重要な事項の調査、調整その他の事務を掌る。	に
1 の 5	協働・分権統括監	市民生活部	上司の命を受けて、市民協働・都市内地域分権の事務の掌理および市民サービスセンターの業務の総合的調整を行う。	

改め、同表中

9	副園長	動物園	を
9	副園長	動物園	に
9 の 2	副館長	佐竹史料館	

に改める。

第 2 条 秋田市行政組織規則の一部を次のように改正する。

第24条の 7 の見出しを「(秋田城跡歴史資料館の分掌事務等)」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前項の」を「秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）の規定による」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 秋田城跡歴史資料館協議会に関すること。

第24条の 7 第 2 項を第24条の 7 とする。

第 3 条 秋田市行政組織規則の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項生活総務課の項第17号中「に関すること（他の所管に属するものを除く。）」を「の整備および調整に関すること」に改め、同項中第18号から第25号までを削り、第26号を第18号とし、第27号を第19号とし、同条第 1 項市民課の項中第16号を削り、同項第17号中「児童生徒の転入転退学通知書の交付」を「学齢児童生徒の転入学転退学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第19号を第23号とし、第18号を第22号とし、同号の前に次の 5 号を加える。

(17) 住民の異動によって生ずる後期高齢者医療の負担区分等ならびに障害および特定疾患の認定に係る証明書の交付に関すること。

(18) 後期高齢者医療の葬祭費の支給申請および相続代表人の申立ての受付に関すること。

(19) 所得等の証明に関すること。

(20) 固定資産等の証明に関すること。

(21) 来庁者への庁内窓口案内に関すること。

第13条の 3 環境総務課の項中第 3 号および第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第18号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条総合環境センターの項に次の 2 号を加える。

(5) 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。

(6) し尿処理施設の運営および維持管理に関すること。

第25条第 1 項第18号中「および」を「の給付ならびに」に改め、「後期高齢者医療の給付」の次に「および相続代理人の申立ての受付」を加え、同項中第102号を第103号とし、第68号から第101号までを 1 号ずつ繰り下げ、第67号の次に次の 1 号を加える。

(68) 檜山地区コミュニティセンター、茨島地区コミュニティセンター、泉地区コミュニティセンター、八橋地区コミュニティセンター、旭北地区コミュニティセンター、保戸野地区コミュニティセンター、川尻地区コミュニティセンターおよび旭南地区コミュニティセンターに関すること。

第25条第 1 項に次の 7 号を加える。

(104) 市民協働の推進に関すること。

(105) 市民活動の育成および支援に関すること。

(106) 市民活動等に係る情報提供に関すること。

(107) 市民活動センターに関すること（他の所管に属するものを除く。）。)

(108) 市民憲章に関すること（他の所管に属するものを除く。）。)

(109) 都市内地域分権の推進に関すること。

(110) 市民サービスセンターと他の部局との調整に関すること。

第25条第 2 項第 2 号中「第76号」を「第77号」に改め、同項第 3 号中「第68号、第70号および第79号から第102号まで」を「第69号、第71号および第80号から第103号まで」に改め、同項第 4 号中「第69号、第71号から第75号までおよび第77号から第101号まで」を「第70号、第72号から第76号までおよび第78号から第102号まで」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 中央市民サービスセンター 前項第21号から第24号まで、第37号から第40号まで、第46号から第48号まで、第50号から第53号まで、第55号から第57号まで、第59号から第61号まで、第68号および第104号から第110号までに掲げる事務第25条第 3 項中「第102号」を「第103号」に改める。

第26条第 2 項第 4 号中「庁内窓口案内」を「電話案内」に改める。

第30条の 2 中「から第67号までに規定するコミュニティセンター以外のコミュニティセンターにあっては市民生活部生活総務課に、同項第63号」を削り、「東部市民サービスセンターに」の次に「、同項第68号に規定するコミュニティセンターにあっては中央市民サービスセンターに」を加える。

第47条第 1 項の表第11号中欄中「課」を「課および中央市民サービスセンター」に改め、同条第 2 項の表中「市民生活部」を「中央市民サービスセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同月16日から、第 3 条の規定は同年 5 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年 3 月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年 4 月 1 日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左欄	右欄
番号制度導入推進室長	番号制度推進室長

番号制度導入推進室参事	番号制度推進室参事
番号制度導入推進室副参事	番号制度推進室副参事
番号制度導入推進室主任	番号制度推進室主任
農林部農業農村振興課長	産業振興部農業農村振興課長
農林部農業農村振興課主席主査	産業振興部農業農村振興課主席主査
農林部農業農村振興課主査	産業振興部農業農村振興課主査
農林部農業農村振興課主任	産業振興部農業農村振興課主任
農林部農地森林整備課長	産業振興部農地森林整備課長
農林部農地森林整備課副参事	産業振興部農地森林整備課副参事
農林部農地森林整備課主席主査	産業振興部農地森林整備課主席主査
農林部農地森林整備課主査	産業振興部農地森林整備課主査
農林部農地森林整備課主任	産業振興部農地森林整備課主任

3 平成28年 3 月31日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年 4 月 1 日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
番号制度導入推進室	番号制度推進室
農林部農業農村振興課	産業振興部農業農村振興課
農林部農地森林整備課	産業振興部農地森林整備課

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市太平地域センターの項および秋田市下北手地域センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「（秋田城跡調査事務所長を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市情報公開条例施行規則（平成10年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書）」に改め、同条中「情報公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

様式第 3 号から様式第 6 号までおよび様式第11号中

「 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関）に対して不服申立てをすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

「 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田市を被告として（（実施機関の長）が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。

様式第12号中「情報公開審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「次の不服申立て」を「次の審査請求」に、「秋田市情報公開審査会」を「秋田市情報公開・個人情報保護審査会」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人情報保護条例施行規則（平成17年秋田市規則第 7 号）

の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)」に改め、同条中「個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

様式第5号から様式第8号まで、様式第13号、様式第16号、様式第17号、様式第23号および様式第24号中

- 「
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関)に対して不服申立てをすることができます。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

- 「
- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、(実施機関)に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として((実施機関の長)が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

改める。

様式第27号中「個人情報保護審査会諮問通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「次の不服申立て」を「次の審査請求」に、「秋田市個人情報保護審査会」を「秋田市情報公開・個人情報保護審査会」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布する。
平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成28年秋田市条例第8号)第12条の規定に基づき、秋田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部文書法制課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(秋田市情報公開審査会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 秋田市情報公開審査会規則(平成10年秋田市規則第24号)

(2) 秋田市個人情報保護審査会規則(平成17年秋田市規則第8号)

(審査会の招集)

3 この規則の施行後最初に開催される審査会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市河辺岩見温泉交流センター条例(平成28年秋田市条例第20号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(開館時間)

第2条 秋田市河辺岩見温泉交流センター(以下「交流センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第4条 条例第2条第1項の許可(浴室の使用に係るものを除く。以下同じ。)を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の1月前から当日までに秋田市河辺岩見温泉交流センター使用許可申請書(以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書)

第 5 条 市長は、許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市河辺岩見温泉交流センター使用許可書を交付するものとする。

(使用の中止等の届出)

第 6 条 条例第 2 条第 1 項の許可を受けた者は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第 7 条 条例第 9 条の規定により交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合の交流センターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第 2 条に規定する開館時間もしくは第 3 条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月 1 日から施行する。

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第31号を第33号とし、第10号から第30号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

(10) 文化財保護主事

(11) 学芸員

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成18年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第10条中「第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条を第 9 条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2 および第60条第 4 号から第 7 号までならびに秋田市職員の退職管理に関する条例（平成28年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）第 3 条および第 4 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第38条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、1 の営利企業等（法第38条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主もしくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、1 の営利企業等およびその子法人又は 1 の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第 4 条 法第38条の 2 第 2 項の規則で定める法人は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等および秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第 2 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する地方公社とする。

(退職手当通算予定職員)

第 5 条 法第38条の 2 第 3 項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に秋田市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 6 条 法第38条の 2 第 4 項の地方自治法第158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号。以下

「職員給与条例」という。)別表第1ア行政職給料表(1)の職務の級8級の職(部長を除く。)

(2) 職員給与条例別表第2ア医療職給料表(1)の職務の級3級の職

(3) 教育長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人および第4条に規定する法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思量するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内

容

(6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(次条各号に掲げる職を含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況および職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職およびその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 職員給与条例別表第1ア行政職給料表(1)の職務の級6級および7級の職

(2) 職員給与条例別表第2ア医療職給料表(1)の職務の級2級の職

(3) 職員給与条例別表第2イ医療職給料表(2)の職務の級5級の職(課長補佐又はこれに相当する職務を除く。)および6級の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関

の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員給与条例別表第1ア行政職給料表(1)の職務の級6級、7級および8級の職
- (2) 職員給与条例別表第2ア医療職給料表(1)の職務の級2級および3級の職
- (3) 職員給与条例別表第2イ医療職給料表(2)の職務の級5級の職（課長補佐又はこれに相当する職務を除く。）および6級の職
- (4) 教育長

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市長が定める額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

（公表）

第24条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の年齢
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称

(7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市職員被服貸与規則（昭和29年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表保健師、栄養士および歯科衛生士の項中「および歯科衛生士」を「、歯科衛生士および臨床心理士」に改め、同表農林部、建設部（道路維持課および公園課を除く。）および都市整備部の工務員の項中「農林部」を「産業振興部」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（環境部を除く。）」を削り、「および農業委員会事務局」を「、農業委員会事務局および教育委員会事務局」に改める。

第5条第2項中「および環境部」を削り、同条第3項中「本庁の」および「、環境部の総括安全衛生管理者は環境部長の職にある者をもって」を削る。

第6条第2項中「又は環境部」を削る。

第7条中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者」を「総務部次長の職にある者」に改め、同条各号を削る。

第10条第2項中「あつては本庁の」を「あつては」に、「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「前項の」を削り、「および」の次に「第1項の」を加える。

第11条第1項および第16条第3項中「本庁の」を削る。

第21条第1項中「本庁の」を削り、同条第2項中「前項の」を削り、「および」の次に「前項の」を加える。

第31条第1項中「ついては本庁の」を「ついては」に改め、同条第2項中「本庁の」を削る。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の28第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第3号中「1万8,000円」を「2万4,000円」に改め、同項第4号中「2万4,000円」を「3万2,000円」に改め、同項第5号中「3万円」を「4万円」に改め、同項第6号中「3万5,000円」を「4万6,000円」に改め、同項第7号中「4万円」を「5万2,000円」に改め、同項第8号中「以上 4万5,000円」を「以上2,000キロメートル未満 5万8,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円

(10) 2,500キロメートル以上 7万円

第12条の2第1項および第2項中「第17条の3第2項」を「第17条の3第2項第1号」に改め、同条第3項中「第17条の3第2項ただし書」を「第17条の3第2項第1号ただし書」に改め、同条に次の2項を加える。

4 条例第17条の3第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 5,000円

(2) 第1項第2号に掲げる職員 4,300円

(3) 第1項第3号に掲げる職員 3,500円

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 3,000円

5 条例第17条の3第1項第1号の勤務をした後、引き続いて同条第1項第2号の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第3中

食肉衛生検査所	所長	月額 72,700円	を
	参事	月額 54,000円	
	副参事	月額 49,000円	

食肉衛生検査所	所長	月額 72,700円	に
	参事	月額 54,000円	
	副参事	月額 49,000円	
大森山動物園	参事	月額 54,000円	に
	副参事	月額 49,000円	

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「級別標準職務表」を「条例第3条第3項の規定」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1から別表第3まで 削除

別表第12の備考の4中「又は」を「もしくは」に、「課程を」を「課程又は薬学もしくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第15の表中

「2級13号俸」を「2級15号俸」に

改める。

別表第18のアの表中

33	34	69	68
34	34	69	68
34	35	70	68
34	35	70	68
35	36	71	69
35	36	71	69
35	37	72	69
36	38	72	69
36	39	73	70
36	40	73	70
37	41	74	70
37	41	74	71
38	42	75	72
38	42	75	73
39	43	76	74
39	43	77	75
40	44		
40	44		
41	45		

51	50	30	29
51	50	30	30
51	50	30	30
51	50	31	30
52	50	31	30
52	50	31	31
52	51	32	31
52	51	32	31
53	51	32	31
53	51	32	31
53	51	33	31
53	51	33	31
54	51	33	31
54	51	33	31
55	51	34	31
	51	34	31
	51	34	32
	51	34	32
	52	35	32
	52	35	32
	52	35	32
	52	35	32

53

36
36
36
37

32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

46
46
47

48
48
49

「

45

」を「

44

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則（昭和55年秋田市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市文化会館条例施行規則

第 1 条中「昭和55年条例第 2 号」を「昭和55年秋田市条例第 2 号」に、「の規定に基づき、秋田市文化会館（以下「会館」という。）の使用料等」を「第12条第 2 項および第13条の規定に基づき、条例の施行」に改める。

第 4 条を第12条とし、同条の次に次の 7 条を加える。

（使用者の遵守事項）

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する施設の収容人員を超えないこと。
- (2) 会館内外の秩序を保つため、必要な責任者および整理員を置くこと。
- (3) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (4) 使用の際には許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、直ちに提示すること。
- (5) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (6) 使用を終えたときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第14条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 許可を受けずに物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り等）

第15条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用している施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委員会の組織等）

29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33

を

28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33

に改め、別表第18のウの表中

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45

を

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47

に、

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63

に、

第16条 条例第12条第1項に規定する秋田市文化会館運営委員会（以下「委員会」という。）は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、文化行政に関し知識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によって選出する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する会議は、市長がこれを招集する。

3 会議は、会館の運営および会館の主催する事業に関し意見を述べることができる。

（委員会の幹事）

第18条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け委員会の事務を処理する。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

第3条を第11条とし、第2条を第10条とし、第1条の次に次の8条を加える。

（開館時間）

第2条 秋田市文化会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

区 分	休館日
大ホールおよび小ホール（以下「大・小ホール」という。）	(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
会議室、練習室、リハーサル室および展示ホール	12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用期間等）

第4条 会館の施設は、次に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

区 分	期 間
大・小ホール、会議室、練習室およびリハーサル室	3日間
展示ホール	14日間

2 例日を定める等の独占的な使用は、これを認めない。

（使用許可申請）

第5条 条例第3条第1項の規定により会館を使用しようとする者は、秋田市文化会館使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条の規定により特別の設備等の許可を受けようとする

ときは、許可申請書にその旨を明記しなければならない。

3 許可申請書の受付期間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

区 分	期 間
大・小ホール、展示ホールおよびその付属設備	使用日の6箇月前から7日前まで
会議室、練習室およびリハーサル室	使用日の6箇月前から3日前まで

4 許可申請書の受付は、申請の順序により行い、2以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。

（使用許可）

第6条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市文化会館使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用時間の延長等）

第7条 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が使用時間を延長又は繰上げしようとするときは、次に掲げる時間までに、秋田市文化会館使用時間延長・繰上げ申請書（以下「使用時間延長・繰上げ申請書」という。）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、展示ホールを除き、1時間を超える延長又は繰上げは、認めない。

区 分	時 間
延長	使用終了予定の1時間前まで
繰上げ	使用を開始しようとする1時間前まで

2 市長は、使用時間延長・繰上げ申請書を審査し、適当と認めるときは、秋田市文化会館使用時間延長・繰上げ許可書を交付するものとする。この場合において、当該使用料は、直ちに徴収する。

（使用の取消し）

第8条 使用者が会館の使用取消しの許可を受けようとするときは、次に掲げる期日までに、秋田市文化会館使用取消申請書（以下「使用取消申請書」という。）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

区 分	期 日
大・小ホール	使用日の20日前まで
会議室、練習室、リハーサル室および展示ホール	使用日の3日前まで

2 市長は、使用取消申請書を審査し、適当と認めるときは、秋田市文化会館使用取消許可書を交付するものとする。

（事前打合せ）

第9条 大・小ホールの使用者は、使用日の7日前までにプログラム、式次第等の使用方法を明らかにする書類を市長に提出するとともに、会館の係員と必要な事項について打合せを行い、指示を受けなければならない。

別表中「第2条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市立赤れんが郷土館条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市立赤れんが郷土館（以下「赤れんが館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

名称	開館時間
赤れんが郷土館	午前 9 時30分から午後 4 時30分まで
民俗芸能伝承館	午前 9 時から午後 9 時まで
旧金子家住宅	午前 9 時から午後 4 時30分まで

(観覧時間)

第3条 赤れんが館の観覧時間は、午前 9 時30分から午後 4 時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 赤れんが館の休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(観覧券の交付)

第5条 条例第5条の規定により観覧料を納付した者（以下「入館者」という。）には、観覧券を交付するものとする。

(使用許可申請)

第6条 条例第6条第1項の規定により赤れんが館の施設の一部を使用しようとする者は、使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可申請書を提出する者は、特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、許可申請書にその旨を明記しなければならない。

3 許可申請書の受付期間は、使用日の 3 箇月前から 3 日前までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 許可申請書の受付は、申請の順序により行い、2 以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により決定するものとする。

(使用許可)

第7条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用の取消しの届出)

第8条 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、赤れんが館の施設の一部の使用の取消しをしようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(観覧料等の減免申請)

第9条 条例第8条の規定により観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、観覧料・使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(観覧料等の還付申請)

第10条 条例第9条ただし書の規定により観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧料・使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第11条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずる物の持込みをしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設又は資料を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 資料を無断で撮影、模写又は模造しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (2) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。
- (寄贈および寄託)

第13条 赤れんが館は、資料の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた資料は、赤れんが館所有の資料と同様の取扱いをするものとする。

3 赤れんが館は、寄託を受けた資料が災害その他避けることのできない事情により受けた損害に対して、その責任を負わないものとする。

(赤れんが館協議会の組織等)

第14条 条例第10条に規定する秋田市立赤れんが郷土館協議会（以下「赤れんが館協議会」という。）の委員は、学校教育および社会教育の関係者ならびに学識経験のある者等のうちから市長が任命する。

2 赤れんが館協議会に委員長および副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、赤れんが館協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(赤れんが館協議会の会議)

第15条 赤れんが館協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する会議は、市長がこれを招集する。

3 会議は、赤れんが館の年間事業計画および資料の収集等に関し意見を述べることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、本市スポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整ならびに住民に対するスポーツに関する指導および助言を行うこと。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、96人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、同項の期間中においても、スポーツ推進委員を解職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令ならびに条例および規則その他の規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識および技術の習得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にスポーツ推進委員として委嘱されている者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

秋田市八橋運動公園体育施設管理規則をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市八橋運動公園体育施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、八橋運動公園内の陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンド（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場期間および開場時間)

第2条 体育施設の開場期間および開場時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開場期間又は開場時間を変更することができる。

開場期間	開場時間	備 考
4月1日から 11月30日まで	午前6時から午後6時（照明設備を設置した施設にあっては、午後9時30分）まで	開場時間は、日出又は日没の時刻に応じ、これを伸縮することができる。

(使用の手続等)

第3条 体育施設を使用しようとする者は、次の各号に定める手続を経なければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 貸切使用をしようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用料の納付と同時に使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。

(2) 個人使用をしようとする者は、使用料の納付と同時に使用券の交付を受け、使用の際これを職員に提出しなければならない。

(3) 年間個人使用をしようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用料の納付と同時に年間個人使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。

2 前項第3号の年間個人使用許可書の交付を受けた者は、当該体育施設が同項第1号の規定により使用されているときは、当該体育施設を使用することができない。

(使用の中止等の届出)

第4条 前条第1項の規定により使用許可書、使用券又は年間個人使用許可書（以下「使用許可書等」という。）の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該体育施設の使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の還付申請)

第5条 条例第11条ただし書の規定により体育施設の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付額)

第6条 条例第11条ただし書の規定による体育施設の使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用しなかった場合 既納額の全額

(2) 使用する最初の日から起算して30日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の全額

(3) 使用する最初の日から起算して7日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の5割に相当する額（冷暖房設備又は夜間照明設備に係る使用料については、全額）

(使用料の減免申請)

第7条 条例第12条の規定により体育施設の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。

(2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所

に返納し、職員の点検を受けること。

- (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。

- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

- 2 使用者（陸上競技場、硬式野球場、球技場および第2球技場（以下「陸上競技場等」という。）を使用する者に限る。）は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する施設の収容人員を超えないこと。

- (2) 陸上競技場等に入場する者（以下「入場者」という。）の整理その他場内外の秩序を保つため、必要な責任者および整理員を置くこと。

- (3) 入場者の安全確保の措置を講ずること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。（入場者の遵守事項）

- 第9条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。

- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (3) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。

- (4) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。（職員の立入り等）

- 第10条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

- 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（秋田市都市公園条例施行規則の一部改正）

- 2 秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、別に定めがあるものを除くほか」を加える。

秋田市スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市スポーツ施設条例施行規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、スポーツ施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用期間および使用時間）

- 第2条 スポーツ施設の使用期間および使用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に使用期間又は使用時間を変更することができる。

（使用許可申請等）

- 第3条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の使用許可申請書の提出は、使用しようとする最初の日の1月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用許可書等）

- 第4条 市長は、前条第1項の使用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用許可書を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項ただし書の規定により同項の使用許可申請書の提出を要しない場合において、スポーツ施設を使用することが適当と認めるときは、使用許可書又は使用券を交付するものとする。

- 3 スポーツ施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該スポーツ施設の使用の際、前2項の使用許可書又は使用券を職員に提示しなければならない。

（使用の中止等の届出）

- 第5条 使用者は、当該スポーツ施設の使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の減免申請）

- 第6条 条例第5条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付申請）

- 第7条 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付額）

- 第8条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用しなかった場合 既納額の全額

- (2) 使用する最初の日から起算して30日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の全額

- (3) 使用する最初の日から起算して7日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の5割に相当する額（照明設備、冷房設備、暖房設備、スポットライト又はフットライトに係る使用料については、全額）

（使用者の遵守事項）

- 第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。

- (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。

- (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。

- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

- 2 使用者（秋田市立体育館、秋田市立茨島体育館、秋田市立河辺体育館、秋田市立雄和体育館および秋田市立雄和南体育館

(以下「体育館」という。)を使用する者に限る。)は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する施設の収容人員を超えないこと。
- (2) 体育館に入館する者(以下「入館者」という。)の整理その他体育館内外の秩序を保つため、必要な責任者および整理員を置くこと。
- (3) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。(入館者の遵守事項)

第10条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。(職員の立入り等)

第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

施設名	使用期間	使用時間
秋田市立体育館	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後9時まで
秋田市立茨島体育館		
秋田市立河辺体育館		
秋田市立雄和体育館		
秋田市立雄和南体育館	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後7時まで
秋田市勝平屋内ゲートボール場		
秋田市雄和B & G海洋センター	6月20日から 9月5日まで	午前9時から 午後4時30分 まで
秋田市勝平市民グラウンド	4月1日から 11月30日まで	午前6時から 午後9時30分 まで
秋田市河辺岩見三内野球場	4月1日から 11月30日まで	午前6時から 午後6時まで
秋田市河辺和田野球場		
秋田市河辺戸島野球場		
秋田市スポパークかわべ		
秋田市雄和新波野球場		
秋田市雄和花の森野球場	4月1日から 11月30日まで	午前6時から 午後9時30分 まで
秋田市雄和花の森テニスコート		

備考 この表の規定にかかわらず、秋田市勝平市民グラウンド、秋田市河辺岩見三内野球場、秋田市河辺和田野球場、秋田市

河辺戸島野球場、秋田市スポパークかわべ、秋田市雄和新波野球場および秋田市雄和花の森野球場の使用時間については、日出又は日没の時刻に応じ、これを伸縮することができる。

秋田市光沼近隣公園体育施設管理規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市光沼近隣公園体育施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市都市公園条例(昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、光沼近隣公園内の屋内多目的運動場およびテニスコート(以下「体育施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間および使用時間)

第2条 体育施設の使用期間および使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に使用期間又は使用時間を変更することができる。

施設名	使用期間	使用時間
屋内多目的運動場	1月4日から12月 28日まで	午前9時から午後 9時まで
テニスコート	1月4日から11月 30日まで	午前9時から午後 5時(6月から8 月までにあては、 午後7時)まで

(使用の手続)

第3条 体育施設を使用しようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用料の納付と同時に使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の中止等の届出)

第4条 前条の規定により使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該体育施設の使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の還付申請)

第5条 条例第11条ただし書の規定により体育施設の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付額)

第6条 条例第11条ただし書の規定による体育施設の使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用しなかった場合 既納額の全額
- (2) 使用する最初の日から起算して30日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の全額
- (3) 使用する最初の日から起算して7日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の5割に相当する額(照明設備に係る使用料については、全額)

(使用料の減免申請)

第7条 条例第12条の規定により体育施設の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければ

らない。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
- (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。
- (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り等）

第9条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市一つ森公園弓道場管理規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市一つ森公園弓道場管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、一つ森公園内の弓道場（以下「弓道場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場期間および開場時間）

第2条 弓道場の開場期間および開場時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開場期間又は開場時間を変更することができる。

開場期間	開場時間
1 月 4 日から12月28日まで	午前 9 時から午後 9 時まで

（使用の手続）

第3条 弓道場を使用しようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用料の納付と同時に使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の中止等の届出）

第4条 前条の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、弓道場の使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の還付申請）

第5条 条例第11条ただし書の規定により弓道場の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付額）

第6条 条例第11条ただし書の規定による弓道場の使用料の還付

の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用しなかった場合 既納額の全額
- (2) 使用する最初の日から起算して30日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の全額
- (3) 使用する最初の日から起算して7日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の 5 割に相当する額

（使用料の減免申請）

第7条 条例第12条の規定により弓道場の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
- (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。
- (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (5) 貸切使用をする場合にあっては、場内外の秩序を保つため、必要な責任者および整理員を置くこと。
- (6) 小学生、中学生又は高校生が使用する場合にあっては、引率者（監督する者を含む。）を伴うこと。
- (7) 弓道の未経験者が単独で使用しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り等）

第9条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市健康広場管理規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市健康広場管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第16条の規定に基づき、八橋運動公園内の健康広場（以下「広場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場期間および開場時間）

第2条 広場の開場期間および開場時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開場期間又は開場時間を変更することができる。

開場期間	開場時間	備考
4 月 1 日から 11月30日まで	午前 6 時から午後 9 時30分まで	開場時間は、日出の時刻に応じ、午前 6 時以降の時刻からとすることができる。

（使用）

第 3 条 市民は、広場を自由に使用することができる。ただし、体育に関する大会のためその他の特定の目的のために広場の一部又は全部を使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広場の一部又は全部を使用しようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第 4 条 前条第 2 項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
- (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。
- (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り等）

第 5 条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市北野田公園体育施設管理規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市北野田公園体育施設管理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、北野田公園内のアリーナ（会議室を含む。以下同じ。）およびテニスコート（以下「体育施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用期間および使用時間）

第 2 条 体育施設の使用期間および使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に使用期間又は使用時間を変更することができる。

施設名	使用期間	使用時間
アリーナ	1 月 4 日から 12月28日まで	午前 9 時から午後 9 時まで

テニスコート	4 月 1 日から 11月30日まで	午前 9 時から午後 5 時（照明設備を設置した施設にあっては、午後 9 時）まで
--------	-----------------------	---

備考 この表の規定にかかわらず、テニスコート（照明設備を設置した施設を除く。）の使用時間については、日没の時刻に応じ、午後 4 時から午後 7 時までの間で、短縮し、又は延長することができる。

（使用の手続）

第 3 条 体育施設を使用しようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用料の納付と同時に使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。

（使用の中止等の届出）

第 4 条 前条の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該体育施設の使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の還付申請）

第 5 条 条例第11条ただし書の規定により体育施設の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付額）

第 6 条 条例第11条ただし書の規定による体育施設の使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用しなかった場合 既納額の全額
- (2) 使用する最初の日から起算して30日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の全額
- (3) 使用する最初の日から起算して 7 日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の 5 割に相当する額（冷暖房設備又は北野田公園照明設備に係る使用料については、全額）

（使用料の減免申請）

第 7 条 条例第12条の規定により体育施設の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
 - (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。
 - (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。
 - (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。
- 2 使用者（テニスコートを使用する者に限る。）は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用する施設の収容人員を超えないこと。
 - (2) テニスコートに入場する者（以下「入場者」という。）の整理その他場内外の秩序を保つため、必要な責任者および整理員を置くこと。
 - (3) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（入場者の遵守事項）

第9条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 許可を受けずに物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り等）

第10条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市古川町街区公園土崎市民グラウンド管理規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市古川町街区公園土崎市民グラウンド管理規則
（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、古川町街区公園内の土崎市民グラウンド（以下「グラウンド」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用期間および使用時間）

第2条 グラウンドの使用期間および使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に使用期間又は使用時間を変更することができる。

使用期間	使用時間	備考
4月1日から 11月30日まで	午前6時から 午後9時30分 まで	使用時間は、日出の時刻に応じ、午前6時以降の時刻からとすることができる。

（使用の手続）

第3条 グラウンドを使用しようとする者は、使用許可申請書を市長に提出し、使用料の納付と同時に使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。ただし、個人使用の場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の中止等の届出）

第4条 前条の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、グラウンドの使用を中止し、又は使用の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の還付申請）

第5条 条例第11条ただし書の規定によりグラウンドの使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付額）

第6条 条例第11条ただし書の規定によるグラウンドの使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用しなかった場合 既納額の全額
- (2) 使用する最初の日から起算して30日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の全額
- (3) 使用する最初の日から起算して7日前までに使用の中止の届出があった場合 既納額の5割に相当する額（土崎市民グラウンド夜間照明設備に係る使用料については、全額）

（使用料の減免申請）

第7条 条例第12条の規定によりグラウンドの使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
- (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後に搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。
- (3) 使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。
- (4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り等）

第9条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

佐竹史料館等管理規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

佐竹史料館等管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、千秋公園内の佐竹史料館、久保田城御隅櫓および御物頭御番所ならびに一つ森公園内の国指定重要文化財旧黒澤家住宅（以下「佐竹史料館等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間および休館日）

第2条 佐竹史料館等の開館時間および休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間もしくは休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

施設名	開館時間	休館日
佐竹史料館	午前 9 時から午後 4 時30分まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
久保田城御隅櫓	午前 9 時から午後 4 時30分まで。た だし、市立小中学 校の夏季休業日は、 午前 9 時から午後 7 時まで	12月 1 日から翌年の 3 月31日までの日
御物頭御番所	午前 9 時から午後 4 時30分まで	12月 1 日から翌年の 3 月31日までの日
国指定重要文化 財旧黒澤家住宅	午前 9 時30分から 午後 4 時30分まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

備考 この表において「市立小中学校の夏季休業日」とは、秋
田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第 2 号）
第 2 条第 1 項第 4 号に規定する夏季休業日をいう。

（観覧券の交付）

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定により佐竹史料館等の使用料を
納付した者（以下「入館者」という。）には、観覧券を交付す
るものとする。

（使用料の還付申請）

第 4 条 条例第11条ただし書の規定により佐竹史料館等の使用料
の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出
しなければならない。

（使用料の減免申請）

第 5 条 条例第12条の規定により佐竹史料館等の使用料の減免を
受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなけれ
ばならない。

（入館者の遵守事項）

第 6 条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずる物の持込みをしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしない
こと。
- (3) 施設又は資料を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 資料を無断で撮影、模写又は模造しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（寄贈および寄託）

第 7 条 佐竹史料館は、佐竹氏および秋田藩に関する美術作品、
歴史資料等の寄贈および寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた資料は、佐竹史料館所有の資料と同様の取扱い
をするものとする。

3 佐竹史料館は、寄託を受けた資料が災害その他避けることの
できない事情により受けた損害に対して、その責任を負わない
ものとする。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準を定
める条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市消費生活センターの組織および運営等に関する基準
を定める条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、秋田市消費生活センターの組織および運営
等に関する基準を定める条例（平成28年秋田市条例第21号。以
下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、条例の施行に関
し必要な事項を定めるものとする。

（消費生活相談員）

第 2 条 消費生活相談員は、条例第 4 条の規定による資格を有す
る者のうちから市長が委嘱する。

2 消費生活相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第 3 条第 3 項第 3 号の規定による非常勤の嘱託職員とする。

3 消費生活相談員の委嘱期間は、1 年を超えない期間とする。

ただし、業務遂行上特に必要と認める場合は、再任することが
できる。

（情報の安全管理のための措置）

第 3 条 消費生活相談等の事務の実施により作成された文書等は、
施錠のできる保管庫又は書庫に保管するものとする。

（委任）

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

チャレンジオフィスあきた条例施行規則の一部を改正する
規則

チャレンジオフィスあきた条例施行規則（平成14年秋田市規則
第30号）の一部を次のように改正する。

第16条中「商工部商工労働課」を「産業振興部商工貿易振興課」
に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改
正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田
市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中太平洋地域センターの項および下北手地域センターの項を
削り、下浜地区コミュニティセンターの項の次に次のように加え
る。

太平洋地区コミュニティセンター	200円
下北手地区コミュニティセンター	400円

別表中上北手地区コミュニティセンターの項、母子生活支援施設土崎ポートハイムの項および土崎保育所の項を削り、戸島小学校の項の次に次のように加える。

雄和小学校	400円
-------	------

別表中川添小学校の項、種平小学校の項、戸米川小学校の項および大正寺小学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 項に次の 2 号を加える。

- (13) 法第32条第 1 項に定める食品として販売に供する物について誇大表示をした者に対するその表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告に関する事項
- (14) 法第32条第 2 項に定める食品として販売に供する物について誇大表示をした者に対する勧告に係る措置命令に関する事項

別表第 9 項中第36号を第40号とし、第35号を第39号とし、第34号を第38号とし、同項第33号中「定める」の次に「法第26条の 3 第 1 項および第 3 項、法第26条の 4 第 1 項および第 3 項、」を加え、「および」を「ならびに」に改め、同号を同項第37号とし、同項中第32号を第36号とし、第21号から第31号までを 4 号ずつ繰り下げ、第20号を第22号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (23) 法第26条の 3 第 1 項に定める検体又は病原体の提出の命令に関する事項
- (24) 法第26条の 4 第 1 項に定める検体の採取の命令に関する事項

別表第 9 項中第19号を第21号とし、第 2 号から第18号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 法第16条の 3 第 1 項および法第44条の 7 第 1 項に定める検体の提出又は採取の勧告に関する事項
- (3) 法第16条の 3 第 3 項および法第44条の 7 第 3 項に定める検体の採取に関する事項

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「、第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を

含む。）および第 5 項」を「から第 3 項まで、第 8 項および第 9 項」に改め、本則第 2 号中「ならびに同条第 3 項および第 5 項において準用する同法第 4 条第 3 項」を「、同条第 3 項において準用する同法第 4 条第 2 項および第 3 項ならびに同法第 5 条第 5 項において準用する同法第 4 条第 9 項」に改め、本則第 5 号中「秋田県農業会議等」を「農業委員会等」に改め、本則第 8 号中「および第 5 条」を「から第 6 条まで」に改め、本則第 9 号中「および第 7 条」を「第 2 項および第 7 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の任用に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

秋田市職員の任用に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）（以下「職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命することをいう。
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員を昇任および降任以外の方法で他の職に任命することをいう。

（任命の方法）

第 3 条 職員の職に欠員を生じた場合においては、市長は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命するものとする。

（競争試験による採用）

第 4 条 職員の採用は、第 9 条の規定による場合を除き、競争試験（以下「試験」という。）により行わなければならない。

（試験機関）

第 5 条 試験は、市長が行うものとする。

（受験資格）

第 6 条 年齢、経歴、免許その他の受験者に必要な資格は、試験の種類および区分に応じ、その都度市長が定めるものとする。

（試験の方法）

第 7 条 試験は、受験者が有する職務を遂行する能力（以下「職務遂行能力」という。）および適性を判定することを目的とし、次に掲げる方法のうち 2 以上を併せて行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接試験
- (3) 適性検査
- (4) 経歴評定
- (5) 体力度試験
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行能力および適性を客観的に判定することができる方法

（試験の告知）

第8条 試験を行う場合は、次に掲げる事項を告知するものとする。

- (1) 試験の種類および区分
- (2) 試験の対象となる職についての職務の概要および給与
- (3) 受験者に必要な資格
- (4) 試験の方法、時期および場所
- (5) 受験申込書の入手および提出の場所、時期および手続その他必要な受験手続
- (6) 前各号に掲げるもののほか、試験に関し必要な事項（選考による採用）

第9条 次に掲げる職への採用は、選考によることができるものとする。

- (1) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職
- (2) 国又は他の地方公共団体等に現に正式に任用されている者をもって補充しようとする職であって、その者が現に任用されている職と同等以下であると認められるもの
- (3) 職員であった者をもって補充しようとする職であって、その者がかつて任命されていた職と同等以下のもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、選考によることが適当であると認められる職（条件付採用期間）

第10条 職員の採用は、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、その採用の日から起算して6箇月間は条件付のものとする。

- 2 前項の条件付の採用は、前項の期間の満了前に市長が別段の措置をとらない限り、当該期間が満了する日の翌日から正式のものとする。（条件付採用期間の延長）

第11条 市長は、前条第1項の適用を受ける職員であって、次の各号のいずれかに該当する者の同項に規定する期間を6箇月以内の期間において延長することができる。

- (1) 前条第1項に規定する期間内において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合
- (2) 正式採用となるための職務遂行能力の実証が十分でないと認められる場合

- 2 前項の規定による延長は、当該職員の採用の日から1年を超えることができない。（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

庁 達

秋田市庁達第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市長令審査委員会規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市長令審査委員会規程の一部を改正する庁達

秋田市長令審査委員会規程（昭和26年秋田市庁達第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画財政部長」の次に「、観光文化スポーツ部長」を加え、「商工部長、農林部長」を「産業振興部長」に改める。

附 則

この庁達は、平成28年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月17日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第1号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「スポーツ振興課」を削り、同条第3項中「文化振興室および」を削り、同条第4項を削る。

第8条第1項学校教育課の項第11号中「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条第1項スポーツ振興課の項を削り、同条第3項を削り、同条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第18条第1項第4号中「社会教育団体等」を「社会教育関係団体等」に改める。

第23条から第26条までを次のように改める。

第23条から第26条まで 削除

第27条第1項の表第3号中

自然科学学習館
公民館
図書館
千秋美術館
赤れんが郷土館
民俗芸能伝承館
佐竹史料館
文化会館

を

自然科学学習館
公民館
図書館

に

改め、同表第4号中

学校給食センター
教育研究所
太平山自然学習センター
秋田城跡調査事務所
勤労青少年ホーム
女性学習センター

を

学校給食センター
教育研究所
太平山自然学習センター
勤労青少年ホーム
女性学習センター

に

改め、同条第2項の表第6号中

「公民館
図書館
千秋美術館
赤れんが郷土館
佐竹史料館
文化会館

を

自然科学学習館
公民館
図書館

に

改め、同表第 7 号中

「学校給食センター
教育研究所
太平山自然学習センター
秋田城跡調査事務所
勤労青少年ホーム
女性学習センター

を

「学校給食センター
教育研究所
太平山自然学習センター
勤労青少年ホーム
女性学習センター

に

改め、同表第 9 号中

「図書館
千秋美術館
赤れんが郷土館
民俗芸能伝承館
佐竹史料館
文化会館

を

「図書館

に

改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成28年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第 2 号

秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年秋田市教委規則第 5 号）
- (2) 秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則（昭和60年秋田市教委規則第 3 号）
- (3) 秋田市立赤れんが郷土館協議会運営規則（昭和60年秋田市教委規則第 4 号）
- (4) 秋田市文化会館管理運営規則（昭和61年秋田市教委規則第 4 号）
- (5) 秋田市文化会館運営委員会規則（昭和61年秋田市教委規則第 5 号）
- (6) 国指定重要文化財旧黒澤家住宅管理運営規則（平成元年秋田市教委規則第 3 号）
- (7) 秋田市立佐竹史料館等管理運営規則（平成 2 年秋田市教委規則第 5 号）
- (8) 秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則（平成 2 年秋田市教委規則第 6 号）
- (9) 秋田市屋内多目的運動場管理運営規則（平成10年秋田市教委規則第 2 号）
- (10) 一つ森公園弓道場管理運営規則（平成12年秋田市教委規則

第10号）

- (11) 秋田市スポーツ施設管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第21号）
- (12) 健康広場管理運営規則（平成18年秋田市教委規則第 3 号）
- (13) 秋田市北野田公園体育施設管理運営規則（平成21年秋田市教委規則第10号）
- (14) 秋田市土崎市民グランド管理運営規則（平成23年秋田市教委規則第5号）
- (15) 地藏田遺跡出土品展示施設管理運営規則（平成25年秋田市教委規則第 9 号）

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第 3 号

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

（秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第 1 条 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「のうち、児童生徒の転入転退学等に関する事務の補助執行」を「の一部を市長の補助機関の職員に補助執行させること」に改める。

第 2 条中「（経常的に処理できる事務に限る。）」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 文化財の調査および保護ならびに管理に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) 千秋美術館に関すること。
- (5) 千秋美術館協議会に関すること。
- (6) 住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること（経常的に処理できる事務に限る。）。
- (7) 地域における社会教育に関すること（生涯学習室および公民館、図書館その他の教育機関の所管に属するものを除く。）。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（専決）

第 3 条 前条の規定により補助執行させる事務に係る処理については、別に定めるところにより専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第 5 号。以下「事務委任規則」という。）第 1 条各号に掲げる事項に係る事務（次に掲げるものを除く。）については、専決することができない。

- (1) 事務委任規則第 1 条第 4 号に掲げる事項のうち、事務委任規則第 3 条第 3 号に掲げるもの
- (2) 事務委任規則第 1 条第 6 号に掲げる事項のうち、教育予算その他の財務に係るもの

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(秋田市教育委員会会議規則の一部改正)

第 2 条 秋田市教育委員会会議規則（昭和31年秋田市教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「関係職員」の次に「その他委員長が必要と認める者」を加える。

(秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第 3 条 秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事項」の次に「および秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第 8 号）第 2 条の規定により補助執行させる事務」を加える。

第 3 条第 3 号中「委員等（）」の次に「社会教育委員、文化財保護審議会委員その他」を加える。

(秋田市立千秋美術館管理運営規則の一部改正)

第 4 条 秋田市立千秋美術館管理運営規則（平成元年秋田市教委規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第 4 号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立雄和学校給食センターの項中「川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校」を「雄和小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

公 平 委 規 則

秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

秋田市公平委員会規則第 1 号

秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和45年秋田市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改

正する。

題名を次のように改める。

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則

第 1 条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）を削る。

第 2 条第 1 項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第 2 項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削り、「行なった」を「行った」に改める。

第 4 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「行なった」を「行った」に改める。

「第 2 節 不服申立て」を「第 2 節 審査請求」に改める。

第 5 条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第 3 号中「行なった」を「行った」に改め、同項第 9 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第 4 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 6 条の見出しを「(審査請求の受理および却下)」に改め、同条第 1 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「、不服申立て」を「、審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「。不服申立て」を「。審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 7 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 8 条第 1 項および第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 9 条第 1 項中「行なう」を「行う」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 8 項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第 9 項中「行なわせなければ」を「行わせなければ」に改め、同条第 12 項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第13条の見出しを「(審査請求の取下げ)」に改め、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「又は決定（以下「判定」という。）を行なう」を「を行う」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市再就職者による依頼等の届出に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

秋田市公平委員会規則第 2 号

秋田市再就職者による依頼等の届出に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2 第 7 項の規定に基づき、再就職者による依頼等の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、秋田市職員の退職管理に関する条例（平成28年秋田市条例第11号）および秋田市職員の退職管理に関する規則（平成28年秋田市規則第26号）の例による。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第 3 条 法第38条の 2 第 7 項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を秋田市公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称
および当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

固 評 委 規 則

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月30日

秋田市固定資産評価審査委員会

委員長 木 村 了

秋田市固定資産評価審査委員会規則第 1 号

秋田市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

秋田市固定資産評価審査委員会規程（平成10年秋田市固定資産評価審査委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「条例」という。」を削る。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

様式第1号

受付印

審 査 申 出 書 (土 地)

年 月 日

(宛先) 秋田市固定資産評価審査委員会

審査申出人

印

下記について、地方税法第432条第1項の規定により審査の申出をします。

審 査 申 出 人	住 所 又 は 居 所				
	氏 名 又 は 名 称				
	代表者もしくは管理人、総代 又は代理人の住所および氏名				
	電 話 番 号	()			
土 地 の 所 在 地					
地 目		地 積	m ²	価 格	円
審査の申出に係る 処 分 の 内 容					
審 査 の 申 出 の 趣 旨					
審 査 の 申 出 の 理 由					
口 頭 に よ る 意 見 陳 述		☐ 求めます ☐ 求めません			
添 付 書 類					

(注) 口頭による意見陳述の欄については、委員会において口頭で意見を述べる機会を求める場合には「求めます」に、求めない場合には「求めません」にレ点を記入してください。

様式第 2 号

受付印

審 査 申 出 書 （ 家 屋 ）

年 月 日

(宛先) 秋田市固定資産評価審査委員会

審査申出人

印

下記について、地方税法第432条第 1 項の規定により審査の申出をします。

審 査 申 出 人	住 所 又 は 居 所						
	氏 名 又 は 名 称						
	代表者もしくは管理人、総代 又は代理人の住所および氏名						
	電 話 番 号	()					
家 屋 の 所 在 地						家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	m ²	価 格	円
審査の申出に係る 処 分 の 内 容							
審 査 の 申 出 の 趣 旨							
審 査 の 申 出 の 理 由							
口 頭 に よ る 意 見 陳 述		☐ 求めます ☐ 求めません					
添 付 書 類							

(注) 口頭による意見陳述の欄については、委員会において口頭で意見を述べる機会を求める場合には「求めます」に、求めない場合には「求めません」にレ点を記入してください。

様式第3号


 受付印

審 査 申 出 書 （償却資産）

年 月 日

（宛先）秋田市固定資産評価審査委員会

審査申出人

⑨

下記について、地方税法第432条第1項の規定により審査の申出をします。

審 査 申 出 人	住 所 又 は 居 所				
	氏 名 又 は 名 称				
	代表者もしくは管理人、総代 又は代理人の住所および氏名				
	電 話 番 号	()			
資 産 の 所 在 地					
種	類				
価	格				
審査の申出に係る 処 分 の 内 容					
審 査 の 申 出 の 趣 旨					
審 査 の 申 出 の 理 由					
口 頭 に よ る 意 見 陳 述		☐ 求めます ☐ 求めません			
添 付 書 類					

（注）口頭による意見陳述の欄については、委員会において口頭で意見を述べる機会を求める場合には「求めます」に、求めない場合には「求めません」にレ点を記入してください。

様式第4号

受付印

反論書

年 月 日

(宛先) 秋田市固定資産評価審査委員会

審査申出人 住所又は居所
氏名又は名称

印

下記のとおり、反論します。

記

様式第7号を次のように改める。

様式第7号

受付印

口 述 書

年 月 日

(宛先) 秋田市固定資産評価審査委員会

住所

氏名

印

下記のとおり、口頭による証言に代えて口述書を提出します。

証言すべき事項

様式第12号を次のように改める。

様式第12号

決 定 書

[illegible]

記

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 審査申出人および市長の主張の要旨
- 4 理由

年 月 日

秋田市固定資産評価審査委員会 (印)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「第 1 条の」を「第 2 条の」に改める。

第100条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

（秋田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正）

第 1 条 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号その 3 中「60日」を「3 箇月」に、「30日」を「3 箇月」に、「（上下水道事業管理者が被告の代表となります。）を被告として」を「を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表となります。）」に改める。

様式第 5 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日末日」を「 年 月 日末日」に、「60日」を「3 箇月」に改める。

様式第 7 号および様式第 9 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「60日」を「3 箇月」に改める。

（秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部改正）

第 2 条 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号その 3 中「60日」を「3 箇月」に、「4 の」を「上記」に、「30日」を「3 箇月」に、「（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）を被告として」を「を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）」に改める。

様式第 5 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月末日」を「 年 月末日」に、「30日」を「3 箇月」に、

「 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田

市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

「 2 この処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 上記の審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

様式第 7 号および様式第 9 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「30日」を「3 箇月」に、

「 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

「 2 この処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 上記の審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「その可否を決定し」を「速やかに当該申請の形式上の要件を審査し、適合していると認めたときは」に改め、「金融機関に」の次に「融資あっせんの可否について審査を」を加え、同条第 2 項中「管理者は」の次に「、前項の審査の結果を受けて」を加え、「の結果」を「の可否」に改め、同条第 3 項中「その」を「速やかにその内容を審査し、助成の」に、「金額を決定し」を「助成金の額を決定するとともに」に改める。

第 8 条の 2 を次のように改める。

（標準処理期間）

第 8 条の 2 第 7 条第 1 項に規定する資金の融資あっせんの申請が事務所に到達してから同条第 2 項の規定による通知をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20 日（第 8 条第 1 項に規定する金融機関の審査の期間を除く。）とし、同項に規定する助成の申請が事務所に到達してから同条第 3 項の規定による通知をするまでに通常要すべき標準的な期間は、10 日とする。

第10条の見出しを「（融資あっせんの額の決定および助成金の交付）」に改め、同条中「融資あっせん額」を「検査済証を交付するとともに、融資あっせんの額」に改め、同条第 2 項中「認めたときは」の次に「検査済証を交付し」を加え、「に助成金」を「の請求に基づき助成金」に改める。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 8 条関係）

水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書	
年 月 日	
様	
秋田市上下水道事業管理者 印	
水洗便所改造資金融資あっせんについて、秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり結果を通知します。	
なお、融資あっせんの額については、工事の完了検査で合格と認めた場合に、決定した額を別途通知します。	
記	
融 資 の 可 否	（理由）
確 認 番 号	年度 第 号
設 置 場 所	秋田市
種 別	
取扱金融機関	

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る資金の融資あっせんおよび助成について適用し、同日前の申請に係る資金の融資あっせんおよび助成については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部を改正する訓令

秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「農林部長、農林部農地森林整備課長」を「産業振興部長、産業振興部農地森林整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

第 1 条 秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の表第20号中「農林部関係」を「産業振興部関係」に、「農林総務課長」を「産業企画課長」に改め、同表中第44号を第45号とし、第41号から第43号までを 1 号ずつ繰り下げ、第40号の次に次のように加える。

(41)	館長印	てん書	方 15 ミリメー トル	木印	館長名 をもっ て発す る文書	各事務 長	各 1
------	-----	-----	--------------------	----	--------------------------	----------	--------

別表の公印のひな形中(44)を(45)とし、(41)から(43)までを(42)から(44)までとし、

「 (40) 秋 田 市 大 森 山 動 物 園 長 之 印 」 を 「 (40) 秋 田 市 大 森 山 動 物 園 長 之 印 」 (41) 秋 田 市 〇 〇 館 長 之 印 に改める。

第 2 条 秋田市公印規程の一部を次のように改正する。

別表の表第 5 号中「東部市民サービスセンター所長」の次に

「および中央市民サービスセンター所長」を加え、同表第12号中

市民税課長	1		市民税課長	1	
各市民サービスセンター所長	各 1		市民課長	1	
駅東サービスセンター所長	1	を	各市民サービスセンター所長	各 1	に改める。
各連絡所長	各 1		駅東サービスセンター所長	1	
			各連絡所長	各 1	

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 5 月 6 日から施行する。

秋田市訓令第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「商工部、農林部」を「観光文化スポーツ部、産業振興部」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 6 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

第 1 条 秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「農林部長」を「産業振興部長」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「、市民サービスセンターの」および「、プラザ管理室の」の主管に属する事項に限りプラザ管理室長（プラザ管理室長が不在のときはプラザ管理室の理事又は副理事）がそれぞれ」を削り、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定にかかわらず、観光文化スポーツ部長が不在のときは、第10条に規定する部長共通専決事項のうち主管に属する事項に限りプラザ管理室長（プラザ管理室長が不在のときはプラザ管理室の理事又は副理事）が代決することができる。

第10条企画財政部長専決事項の項に次のように加える。

観光文化スポーツ部長専決事項

(1) 文化施設（千秋美術館を除く。）の開館時間、休館日等およびスポーツ施設等の使用時間、使用期間等の変更に関

すること。

第10条環境部長専決事項の項第 5 号中「許可」を「許可等」に改め、同項第 8 号中「勧告等措置」を「勧告等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) ペット霊園の設置の許可等に関する事。

第10条商工部長専決事項の項中「商工部長専決事項」を「産業振興部長専決事項」に改め、同項第 1 号中「博覧会」の次に「、共進会」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 土地改良区区域外の農道の通行禁止に関する事。

第10条農林部長専決事項の項を削る。

第10条の 4 中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 災害時における被害証明書の交付に関する事。

第10条の 4 第 6 号中「第25条第 1 項第55号および第56号」を「第25条第 1 項第62号」に、「ならびに同項第57号から第61号まで」を「および同項第63号から第67号まで」に改め、同条第14号中「課長共通専決事項」を「部長共通専決事項（別表第 1 第15号の専決事項を除く。）」に改める。

第11条特別滞納整理課長専決事項の次に次のように加える。

観光振興課長専決事項

(1) 秋田港振興センターの管理に関する事。

(2) ポートタワーの管理に関する事。

(3) 河辺ユフォーレ公園施設の管理に関する事。

(4) 雄和観光交流館の管理に関する事。

(5) 雄和観光花き栽培園の管理に関する事。

(6) 雄和里の家の管理に関する事。

(7) 雄和観光農産物加工所の管理に関する事。

(8) 雄和糠塚地区民間資本活用施設の管理および使用許可に関する事。

(9) 雄和ふるさと温泉の管理に関する事。

(10) 雄和コテージの管理に関する事。

(11) 雄和サイクリングターミナルの管理に関する事。

(12) 雄和高尾山レクリエーション施設の管理および使用許可に関する事。

(13) 河辺岩見温泉の管理に関する事。

(14) 雄和ふるさと温泉供給施設の管理および使用承認に関する事。

(15) にぎわい交流館の管理に関する事。

(16) 中通一丁目自動車駐車場の管理に関する事。

スポーツ振興課長専決事項

(1) スポーツ施設および都市公園内の体育施設（他の所管に属するものを除く。）の管理および使用許可に関する事。

大森山動物園事務長専決事項

(1) 大森山公園の公園地の占有許可および使用許可に関する事。

(2) 大森山公園の公園施設の設置等の許可に関する事。

赤れんが郷土館事務長専決事項

(1) 赤れんが郷土館の管理に関する事。

佐竹史料館事務長専決事項

(1) 佐竹史料館、久保田城御隅櫓、御物頭御番所および国指定重要文化財旧黒澤家住宅の管理に関する事。

文化会館事務長専決事項

(1) 文化会館の管理および使用許可に関する事。

民俗芸能伝承館事務長専決事項

(1) 民俗芸能伝承館および旧金子家住宅の管理および使用許可に関すること。

第11条生活総務課長専決事項の項第3号中「地域センターおよび」を削り、同条環境保全課長専決事項の項に次の1号を加える。

(4) ペット霊園の設置等に係る届出に関すること。

第11条商工労働課長専決事項の項から農業農村振興課長専決事項の項までを削り、同条廃棄物対策課長専決事項の項の次に次のように加える。

産業企画課長専決事項

- (1) 職業訓練センターの管理に関すること。
 - (2) 中高年齢労働者福祉センターの管理に関すること。
 - (3) 勤労者体育センターの管理に関すること。
 - (4) 勤労者総合福祉センターの管理に関すること。
 - (5) リフレッシュガーデンの管理に関すること。
 - (6) 北部農業者総合研修センターの管理に関すること。
 - (7) 河辺三内段山村広場の管理に関すること。
 - (8) 河辺多目的総合センターの管理および使用許可に関すること。
 - (9) 雄和農林漁業者トレーニングセンターの管理および使用許可に関すること。
 - (10) 河辺岡村農村公園の管理に関すること。
 - (11) 雄和体験学習交流施設の管理および使用許可に関すること。
 - (12) 河辺生産物直売所施設の管理および使用許可に関すること。
 - (13) 市民農園の管理および使用許可に関すること。
- 商工貿易振興課長専決事項
- (1) チャレンジオフィスあきたの管理および使用許可に関すること。

第2条 秋田市事務決裁規程の一部を次のように改正する。

第11条大森山動物園事務長専決事項の次に次のように加える。

秋田城跡歴史資料館事務長専決事項

- (1) 秋田城跡歴史資料館の管理に関すること。

第3条 秋田市事務決裁規程の一部を次のように改正する。

第10条の4第6号中「第67号」を「第68号」に改める。

第11条生活総務課長専決事項の項中第3号を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同月16日から、第3条の規定は同年5月6日から施行する。

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令

秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画財政部長」の次に「、観光文化スポーツ部長」を加え、「商工部長、農林部長」を「産業振興部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市訓令第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（給料表および等級別基準職務）」に改め、同条第2項中「級別資格基準表」を「等級別基準職務表」に改める。

別表第2中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

別表第5中

41	57	50
42	58	51
42	58	52
43	59	53
43	59	54
44	60	55
44	60	56
45	61	57
45	61	58
46	61	59
46	62	60
47	62	61
47	62	61
48	63	62
48	63	62
49	63	63
49	64	63
50	64	64
50	64	64
51	65	65
51	65	65
52	65	66
52	65	66
53	66	67
53	66	67
53	66	68
54	66	68
54	67	69
54	67	70
55	67	71
55	67	72
55	68	73
56	68	73
56	68	74
56	68	74

42	57	50
43	58	51
44	58	52
45	59	53
45	59	54
46	60	55
46	60	56
47	61	57
47	61	58
48	61	59
48	61	60
49	62	61
49	62	61
50	62	62
50	62	62
51	63	63
51	63	63
52	63	64
52	63	64
53	64	65
53	64	65
54	64	66
54	64	66
55	65	67
55	65	67
56	65	68
56	65	68
57	66	69
57	66	70
57	66	71
58	66	72
58	67	73
58	67	73
59	67	74
59	67	74

を

に改める。

57	69	75	59	68	75
57	69	75	60	68	75
57	69	76	60	68	76
58	69	76	60	68	76
58	70	76	61	69	76
58	70	76	61	69	76
59	70	76	62	69	76
59	70	77	62	69	76
59	70	77	63	69	76
	70	77		69	76
	70	77		69	76
	70	77		70	76
	70	78		70	76
	70	78		70	76
	70	78		70	76
	71	78		70	76
	71	78		70	76
	71	79		70	76
	71	79		71	76
	71	79		71	76
	71	79		71	76

附 則
この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第 1 号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月30日

秋田市議会議長 渡 辺 正 宏

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項中「参事又は課長補佐」を「参事、課長補佐又は副参事」に改める。

附 則
この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 1 号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁に関する規程を次のように定める。

平成28年 3 月28日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第 8 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項および第 4 条の規定に基づき、規則第 2 条の規定により補助執行させる事務（以下「補助執行事務」という。）の専決その他の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

（部長専決事項）

第 2 条 観光文化スポーツ部長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 各種委員会の委員等（文化財保護審議会委員その他特に重要と認められるものを除く。）の委嘱および解職に関すること。
- (2) 千秋美術館の開館時間および休館日の変更に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、次条第 1 項から第 4 項までに規定する専決事項のうち重要と認められる事項

（課長等専決事項）

第 3 条 観光文化スポーツ部文化振興課長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 一般文化財および埋蔵文化財の調査および保護ならびに管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 文化財関係資料等の貸出しおよび利用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 文化財保護審議会に関すること（委員の委嘱および解職に関する事項を除く。）。

2 観光文化スポーツ部スポーツ振興課長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 学校体育施設の開放に関すること。

3 秋田城跡歴史資料館事務長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 史跡秋田城跡の現状等変更許可に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、史跡秋田城跡の調査および保護ならびに管理に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡に係る文化財関係資料等の貸出しおよび利用の許可に関すること。

4 千秋美術館事務長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 美術作品等の寄託に関すること。
- (2) 千秋美術館の管理に関すること。

5 市民サービスセンター所長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 定期講座、各種学級等の実施に関すること。
- (2) 討論会、講習会、実習会、展示会等の開催に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の育成に関すること。
- (4) 生涯学習奨励員に関すること。

（定めのない専決事項等）

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、前 2 条に規定する専決事項以外のものの専決その他の補助執行事務に係る決裁については、秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の例による。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教委訓令第 2 号

教 育 委 員 会

関係各所
野外音楽堂使用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月28日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

野外音楽堂使用規程を廃止する訓令

野外音楽堂使用規程（昭和47年秋田市教委訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

消防本部訓令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 9 日

秋田市消防長 森 合 和 美
秋田市査察規程の一部を改正する訓令

秋田市査察規程（平成16年秋田市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号、第16条第1項、第20条第2項および第21条第2項中「第4条」の次に「、法第16条の3の2」を加える。

第38条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条」に改める。

別表第4の表中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消防本部訓令第2号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月14日

秋田市消防長 森 合 和 美
秋田市消防救急業務規程の一部を改正する訓令

（秋田市消防救急業務規程の一部改正）

第1条 秋田市消防救急業務規程（昭和51年秋田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ついては、」を「ついて、火災出動においては」に、「ならびに」を「のとおりとし、火災以外の救急出動においては原則として救急現場に最も近い救急隊が出動するほか、」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消防本部訓令第3号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防通信規程を次のように定める。

平成28年 3 月22日

秋田市消防長 森 合 和 美
秋田市消防通信規程

秋田市消防通信規程（昭和60年消防本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 通信統制（第3条—第5条）
- 第3章 緊急通信（第6条・第7条）
- 第4章 無線局（第8条—第12条）
- 第5章 指令員および通信員（第13条—第15条）
- 第6章 保守点検整備（第16条・第17条）
- 第7章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、法令又は別に定めがあるもののほか、消防通信の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防通信 火災、救急および各種災害（以下「災害等」という。）の対処その他の消防活動上必要な通信をいい、緊急通信および普通通信に区分する。
- (2) 緊急通信 災害等の対処に使用する通信であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 災害通報 119番通報又は消防署、消防分署および消防出張所（以下「署所」という。）への加入電話等により通報される通信をいう。
 - イ 指令 指令課から消防隊等の出動に関する指示命令を行うために発する通信をいう。
 - ウ 消防情報通信 災害等の状況、消防隊等の活動内容その他消防業務上必要な情報に関する通信をいう。
 - エ 支援情報通信 指令課から災害活動に従事する消防隊等に、災害活動に必要とされる支援情報を伝達するための通信をいう。
 - オ 業務通報 指令課、署所又は消防隊等から警察、電力、ガス事業者その他の関係機関に対し、災害等に関する情報を通報するための通信をいう。
- (3) 普通通信 消防活動上必要な通信であって、緊急通信以外のものをいう。
- (4) 指令センター 災害通報の受信、災害情報の収集および伝達、消防隊等への指令その他の有線設備又は無線設備を使用した通信に関する業務を行う施設をいう。
- (5) 通信設備 指令設備、ファクシミリ通信設備、電話設備、無線設備および消防情報ネットワーク設備ならびにこれらの付属装置をいう。
- (6) 指令員 指令センターにおいて通信業務に従事する職員をいう。
- (7) 通信員 署所の受付勤務員又は無線設備の操作に従事する職員をいう。

第2章 通信統制

（通信の優先順位）

第3条 消防通信は、緊急な通信を優先し、原則として次の各号

に定める順位とする。

- (1) 災害通報
- (2) 指令
- (3) 消防情報通信
- (4) 支援情報通信
- (5) 業務通報
- (6) 普通通信

(緊急統制)

第4条 指令課長は、通信設備および消防通信の運用に重大な支障が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに通信設備の使用を禁止し、又は制限するものとする。

(通話試験等)

第5条 指令員および通信員（以下「指令員等」という。）は、毎日定時に無線設備の通話試験を行わなければならない。

- 2 指令員は、通信設備の異常について常時監視するものとし、当該通信設備に異常が発生した場合は、その都度試験を行わなければならない。

第3章 緊急通信

(災害通報の受理および指令)

第6条 指令員は、災害通報および応援要請を受理したときは、必要事項を聴取するとともに確認し、これを署所に指令し、又は各課および関係機関に連絡しなければならない。

- 2 署所において災害等を覚知したときは、電話等により、直ちにこれを指令課に通報しなければならない。

- 3 指令は、原則として音声および指令書により行うものとする。

(情報の連絡)

第7条 指令課は、消防活動上障害がある情報を受けたときは、速やかに署所又は各課に連絡しなければならない。

第4章 無線局

(無線局の区分)

第8条 無線局の区分は、基地局、陸上移動局（以下「移動局」という。）、固定局および衛星地球局とする。

- 2 基地局は、基地局と移動局との間の無線通信業務を行うものとする。

- 3 移動局は、車載型陸上移動局（以下「車載局」という。）、可搬型陸上移動局（以下「可搬局」という。）および携帯型陸上移動局（以下「携帯局」という。）とし、基地局又は他の移動局との間の無線通信業務を行うものとする。

- 4 固定局は、他の固定局との間の通信を行うものとする。

- 5 衛星地球局は、衛星を介して、音声、データおよび画像伝送等の通信を行うものとする。

(無線局の開局)

第9条 無線局の開局は、次のとおりとする。

- (1) 基地局および固定局は、常時開局しておくものとする。
- (2) 車載局は、出動するとき、出向するとき、有線通信が不通のとき、機能試験を行うとき、又は指令課長の指示があるときは、開局するものとする。
- (3) 可搬局および携帯局は、随時開局するものとする。ただし、車載局の代替として開局するときは、その旨を基地局に報告するとともに通信の状態を確認しなければならない。

(車載局の緊急開局)

第10条 無線設備以外の通信設備を使用することができなくなった場合は、直ちに車載局を開局しなければならない。

- 2 前項の規定により開局した車載局は、指令課長の指示があるまで閉局してはならない。

(無線通信の割り込み)

第11条 無線局による通信中に通信の割り込みを行うときは、緊急である旨を発信するものとする。

(無線通信の監視および統制)

第12条 指令員は、常に移動局の交信を監視し、無線通信の適正な運用を統制しなければならない。

- 2 指令課長および現場最高指揮者は、災害発生時において通信の輻輳があるときその他運用上必要があると認めるときは、無線通信を統制するものとする。ただし、統制中に緊急かつ重大な事態が発生し、無線通信の必要が生じたときは、この限りでない。

- 3 指令課長および現場最高指揮者は、無線通信を統制する必要がなくなったときは、速やかに統制を解除しなければならない。

第5章 指令員および通信員

(指令員の責務)

第13条 指令員は、指令センターおよび通信設備の機能に精通するとともに、常に冷静な判断および敏速かつ確かな操作により、通信機能の円滑な活用努めなければならない。

(遵守事項)

第14条 指令員等は、秋田市消防職員服務規程（昭和60年秋田市消防本部訓令第5号）第43条各号に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) 通信設備を目的外に使用しないこと。
- (3) 通信の内容は、簡潔明瞭にすること。
- (4) 通信の内容を的確に聴取し、記録すること。
- (5) 通信設備の機能の保全に努めること。

(記録および報告)

第15条 指令員は、災害等に関する事項を記録し、これを上司に報告しなければならない。

第6章 保守点検整備

(保守および点検整備)

第16条 通信設備の点検の種別は、日常点検、定期点検および臨時点検とする。

- 2 日常点検は、指令員等が常に目視等により、通信設備の外観、機能等について行う点検をいう。

- 3 定期点検は、通信設備の保守、整備等について、本市の委託を受けた者（以下「保守点検業者」という。）が定期に行う点検をいう。

- 4 臨時点検は、通信設備に不調又は障害が発生した場合に、指令員（軽微な不調又は障害が発生した場合に限る。）および保守点検業者が行う点検をいう。

- 5 指令員等は、清掃、整備等の通信設備の必要な保守管理を行わなければならない。

(故障時の措置)

第17条 署長、警防課長又は指令課長は、通信設備が故障したときは、応急措置をし、速やかに復旧に必要な措置を講ずるものとする。この場合において、消防通信の運用上重大な支障があるものについては、その概要を速やかに消防長に報告しなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

秋田市消防本部訓令第 4 号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月30日

秋田市消防長 森 合 和 美

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令

秋田市消防本部等処務規程（昭和39年秋田市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「又は消防司令長」を削る。

第 8 条第 3 項を次のように改める。

3 副署長は、所属長を補佐し、所管の事務を処理する。

第 9 条の表中

区分	左欄	中欄	右欄
消防署	当直長	上司の命を受けて、部下の職員を指揮監督し、消防署の事務を処理する。	消防司令
分署	副分署長	上司の命を受けて、所属職員を指揮監督し、分署の事務を処理する。	消防司令又は消防司令補
	当直長	上司の命を受けて、部下の職員を指揮監督し、分署の事務を処理する。	消防司令又は消防司令補
出張所	出張所長	上司の命を受けて、所属職員を指揮監督し、出張所の事務を処理する。	消防司令又は消防司令補
	副出張所長	上司の命を受けて、所属職員を指揮監督し、出張所の事務を処理する。	消防司令補又は消防士長

区分	左欄	中欄	右欄
消防署	当直長	上司の命を受けて、部下の職員を指揮監督し、消防署の所管の事務を処理する。	消防司令
分署	副分署長	分署長を補佐し、部下の職員を指揮監督するとともに、分署の事務を処理する。	消防司令
	当直長	上司の命を受けて、部下の職員を指揮監督し、分署の所管の事務を処理する。	消防司令
出張所	出張所長	上司の命を受けて、部下職員を指揮監督するとともに、出張所の事務を処理する。	消防司令
	副出張所長	出張所長を補佐し、部下職員を指揮監督し、	消防司令補

出張所の所管の事務を
処理する。

改める。

第10条の表中

左欄	中欄	右欄
主席主査	上司の命を受けて、所管の重要な事務の一部を分担処理する。	消防司令又は消防司令補
主任	上司の命を受けて、所管の事務の一部を分担処理する。	消防司令補又は消防士長
副主任	上司の命を受けて、所管の事務の一部を分担処理する。	消防士長又は消防副士長
担当	上司の命を受けて、事務を掌る。	消防士

左欄	中欄	右欄
主席主査	上司の命を受けて、所管の重要な事務の一部を分担処理する。	消防司令補
主任	上司の命を受けて、所管の事務の一部を分担処理する。	消防士長
副主任	上司の命を受けて、所管の事務の一部を分担処理する。	消防副士長
担当	上司の命を受けて、事務を掌る。	消防士

改める。

第12条および第13条の前の見出しを削り、第12条および第13条を「第12条および第13条 削除」に改める。

別表第 1 秋田南消防署雄和分署の項中「秋田市雄和妙法字上大部23番地」を「秋田市雄和妙法字上大部48番地 1」に改める。

別表第 2 第 1 予防課の項中第28号を第30号とし、第24号から第27号までを 2 号ずつ繰り下げ、第23号中「防災管理者等」を「特定事業所における防災管理者等」に改め、同号を第25号とし、第22号を第24号とし、第11号から第21号までを 2 号ずつ繰り下げ、第10号中「防火管理者」の次に「および防災管理者」を加え、同号を第12号とし、第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 違反処理の進捗管理および助言等に関すること。

同項第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 屋外催しに係る防火管理に関すること。

別表第 2 第 2 消防署の項中第39号を第40号とし、第38号を第39号とし、第37号を第38号とし、第36号中「防火管理者」の次に「および防災管理者」を加え、同号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号を第35号とし、第33号中「および違反処理」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(34) 消防対象物の違反処理に関すること。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

秋田市消防本部訓令第 5 号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市消防職員服務規程を次のように定める。

平成28年 3 月30日

秋田市消防長 森 合 和 美

秋田市消防職員服務規程（昭和60年秋田市消防本部訓令第 5 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第17条）

第 2 章 職員一般

第 1 節 制服等（第18条・第19条）

第 2 節 消防手帳（第20条—第24条）

第 3 節 招集（第25条—第29条）

第 4 節 公務災害（第30条）

第 3 章 勤務時間等

第 1 節 毎日勤務（第31条）

第 2 節 隔日勤務（第32条—第37条）

第 4 章 本部（第38条・第39条）

第 5 章 消防署

第 1 節 勤務要領（第40条—第44条）

第 2 節 監督（第45条—第48条）

第 6 章 表彰（第49条・第50条）

第 7 章 雑則（第51条—第53条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、秋田市消防職員（以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 消防署長および消防本部の課長をいう。ただし、理事、消防次長、副理事、消防署長、課長およびこれに相当する職にあっては、消防長とする。
- (2) 休職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第 2 項又は秋田市職員の休職の事由に関する条例（昭和61年秋田市条例第 6 号）第 2 条に規定する休職をいう。
- (3) 停職 法第29条第 1 項に規定する停職をいう。
- (4) 職務免除 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年秋田市条例第 7 号）第 2 条に規定する職務に専念する義務の免除をいう。
- (5) 休日 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年秋田市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条に規定する休日および条例第10条の規定により指定された代休日をいう。
- (6) 休暇 条例第11条に規定する休暇をいう。
- (7) 自己啓発等休業 法第26条の 5 に規定する自己啓発等休業をいう。
- (8) 配偶者同行休業 法第26条の 6 に規定する配偶者同行休業をいう。
- (9) 育児休業 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第 2 条に規定する育児休業をいう。
- (10) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務および育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。
- (11) 部分休業 育児休業法第19条に規定する部分休業、法第26

条の 2 に規定する修学部分休業および法第26条の 3 に規定する高齢者部分休業をいう。

（服務心得）

第 3 条 職員は、法令等の定めるところに従い、常に次の各号に掲げる事項を守り誠実に職務を遂行しなければならない。

- (1) 消防技能の習得および知識の涵養に努めること。
- (2) 職務の遂行に当たっては、公正かつ親切丁寧を旨とし、消防活動に際しては、敏しょう果敢な行動をとること。
- (3) 礼儀を正し、秩序を維持し、融和団結を図ること。

（営利企業等への従事）

第 4 条 職員は、法第38条第 1 項の規定により営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、関係書類を添付して営利企業等従事許可申請書をあらかじめ消防長に提出しなければならない。

2 職員が他の公職又は法第38条第 1 項の許可に係る会社その他の団体以外の各種団体の役職員を兼ねようとするときも、前項と同様とする。

3 職員は、前 2 項の許可を受けた後、従事する必要がなくなったときは、速やかに消防長に届け出なければならない。

（職員徽章および職員名札の着用）

第 5 条 職員は、秋田市職員徽章佩用規程（昭和25年秋田市規則第 4 号）の定めるところにより、職員徽章を佩用しなければならない。

2 職員は、貸与された職員名札を勤務時間中左胸部の見やすい位置に着用しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず職務の性質その他の事情を考慮して所属長が着用の必要がないと認めるときは、この限りでない。（届出義務等）

第 6 条 職員は、本籍地、現住所又は氏名に変更があった場合は、速やかに総務課長に届け出なければならない。

2 職員は、学歴に変更のあった場合又は新たに免許その他の資格を取得した場合は、その事実を証明する書類を添えて総務課長に届け出なければならない。

3 職員は、公務上又は公務外において次に掲げる場合に該当するときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

- (1) 交通事故等があった場合
- (2) 飲酒運転等の重大な交通違反があった場合
- (3) 法令等に違反したとして捜査機関による取調べ等（交通違反に係るものを除く。）を受けた場合
- (4) 県外へ旅行しようとする場合
- (5) 証人および鑑定人として出向する場合

4 前項第 1 号から第 3 号までの報告があった場合、所属長は、事故（負傷等）報告書により、速やかに消防長に報告しなければならない。

（事務引継等）

第 7 条 職員は、別に定めがある場合を除くほか、配置換え等を命ぜられ、又は離職するときは、発令の通知を受けた日から速やかに担当事務について事務引継書を作成し、関係書類を添えて、後任者又は所属長が指定する職員に引き継ぎ、その旨を上司に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める職員にあっては、口頭をもって事務引継および報告を行うことができる。

3 職員は、欠勤、早退又は出張の場合において、処理未済の担当事務があるときは、必要事項を上司に申告し、事務が滞らないようにしなければならない。

（辞職）

第8条 職員が退職しようとするときは、退職しようとする日の10日前（特別な事由がある場合はこの限りでない。）までに所属長に退職願を提出しなければならない。

（時間外および休日勤務）

第9条 時間外および休日勤務の勤務命令は、時間外勤務命令票により所属長がこれを命ずる。

（出勤）

第10条 職員は、勤務時間の開始と同時に執務することができるように出勤しなければならない。

（出勤簿）

第11条 職員は、出勤したときは、速やかに自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 所属長は、用務の都合により職員が出勤簿に押印することができないときは、欠印簿に必要な事項を記載し、出勤簿にその旨を表示しなければならない。

（欠勤および遅刻の処理）

第12条 所属長は、休職、停職、職務免除、休日、休暇、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、育児短時間勤務等および部分休業に該当して職員が勤務しないこととされている場合を除き、職員が勤務しない場合は欠勤として、定刻までに出勤しなかった場合は遅刻として、それぞれ休暇簿等により総務課長に合議しなければならない。

2 出勤簿に押印がなく、その理由が明らかでない場合は、これを欠勤とみなして整理する。

（休暇の手続）

第13条 条例第11条に定める年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇の申出、請求又は申請は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 年次有給休暇 休暇簿等により休暇の時季を明らかにして所属長に申し出るものとする。この場合において、負傷又は疾病のため連続する7日以上期間を請求するときは、医師の診断書を添付するものとする。

(2) 療養休暇 医師の診断書を添付し、休暇簿等により休暇の時季を明らかにして所属長に請求するものとする。

(3) 特別休暇 休暇簿等により休暇の事由および時季を明らかにして所属長に請求し、又は申し出るものとする。この場合において、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号。以下「規則」という。）第14条第1項の表第2号、第3号および第6号から第11号までに規定する休暇を請求し、又は申し出るときは、その事由を証明する書類を添付するものとする。

(4) 介護休暇 介護休暇申請書により介護の対象者および休暇の時季を明らかにし、これらを証明する書類を添付して、所属長を経て消防長に請求するものとする。

2 所属長は、前項第1号後段に規定する請求があった場合は、条例第12条第3項ただし書に規定する時季の変更を行わない。

3 所属長は、第1項第1号後段、第2号および第3号（規則第14条第1項の表第15号に規定する休暇の請求があった場合は、総務課長に合議しなければならない。

（職務免除の手続）

第14条 職員は、職務免除の承認を受けようとするときは、関係書類を添付して職務専念義務免除申請書をあらかじめ消防長に提出しなければならない。

（出勤簿の整理および管理）

第15条 所属長は、出勤簿その他職員の服務に関する帳簿を管理し、常に職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。

2 総務課長は、前項の帳簿又はこれを整理した資料により、毎年速やかに前年中の職員の勤務の状況をまとめ、上司に供覧しなければならない。

（出張）

第16条 出張を命ぜられた職員は、出発に際し、特別の場合を除き所属長にその旨を申告しなければならない。この場合において、当該出張が宿泊を要するものであるときは、その期間中の宿所等を明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる場所への出張を命じられた場合は消防長に申告するものとする。

- (1) 秋田県消防学校初任科
- (2) 消防庁消防大学校総合教育・専科教育
- (3) 救急救命研修所（救急救命士の養成）

3 職員は、出張中において災害、病気その他やむを得ない事由のため、命ぜられた出張の用務を遂行することができないときは、速やかに所属長に連絡し、その指示を受けなければならない。

4 出張を命ぜられた職員は、随行的場合を除き、帰庁後速やかに復命書により所属長に復命しなければならない。ただし、軽易な用務については、口頭をもってこれに代えることができる。

（庁舎の清掃美化）

第17条 職員は、常に執務室その他庁舎の清掃美化に努めなければならない。

第2章 職員一般

第1節 制服等

（着用期間）

第18条 職員の制服等の着用期間は、次のとおりとする。

- (1) 冬服 1月1日から5月31日まで
10月1日から12月31日まで
- (2) 夏服 6月1日から9月30日まで

（制服等の着用）

第19条 職員は、執務するときは、制服を着用するものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、活動服、救助服又は救急服を着用することができるものとする。

- (1) 消防本部（以下「本部」という。）および消防署の職員が、立入検査又は調査等で制服を汚損するおそれがある職務の執行にあたる時。
- (2) 本部および消防署の毎日勤務する職員（以下「毎日勤務者」という。）が、主として消防活動又は特殊な事務作業に従事するとき。
- (3) 隔日勤務する職員が執務するとき。
- (4) 所属長が、必要がないと認めたとき。

2 制服の着用にあたっては、次の各号を守らなければならない。ただし、消防長が認めたときは、これによらないことができる。

- (1) 常に服装は清そで、容姿は端正であること。
- (2) 制服を着用しネクタイ、バンドおよび短靴等を併用するときは、当該制服下衣の色調および貸与品の制式と類似したものを着用すること。
- (3) 出勤、退庁時の服装は、制服等および私服を混用しないこと。
- (4) 貸与被服は、保存手入れを充分にし、丁寧に扱うこと。

3 防火帽、防火衣等は、火災および各種災害（以下「火災等」

という。)の出勤の場合に着用するものとし、訓練出勤および警戒出勤の場合は、必要に応じて着用するものとする。

第2節 消防手帳

(手帳)

第20条 職員の身分を証明するため、消防吏員に消防手帳（以下「手帳」という。）を貸与する。

2 手帳の制式は、別表1（省略）のとおりとする。

(取扱い)

第21条 手帳の取扱いについては、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 手帳は、他人に貸与し、交換し、又は改ざんしないこと。
- (2) 手帳には、職務に関する事項以外は記載しないこと。
- (3) 手帳は、職務を執行する場合のほか、使用しないこと。
- (4) 手帳を関係者等に提示するときは、身分等を明確に判別できるように示すること。

(整理)

第22条 手帳は、本部に消防手帳貸与原簿を備え一連番号を付して整理するものとする。

2 勤務課署に異動があったときは、所属部署において整理し所属長が押印するものとする。

(再貸与手続)

第23条 手帳の記載事項に変更があったとき、又は汚損し、破損し、亡失し、もしくは滅失したときは、消防長に再貸与願出書を提出し、再貸与を受けなければならない。

2 手帳の記載事項に変更があったとき、又は手帳を汚損し、もしくは破損して再貸与を受けようとするときは、再貸与願出書に該当手帳を添えて提出しなければならない。

(返納)

第24条 所属長は、所属職員が死亡し、退職し、停職し、又は休職したときは、3日以内に手帳を返納させなければならない。

2 手帳を亡失して再貸与を受けた後に、亡失した手帳を発見したときは、これを直ちに返納しなければならない。

第3節 招集

(招集命令等)

第25条 消防長又は署長は、火災等が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき又は訓練その他必要があると認めるときは、職員を招集し勤務に服させることができる。

(伝達方法)

第26条 招集の伝達方法は、次のとおりとする。

- (1) 緊急伝達 消防信号、電話又は電子メール等により伝達するもの
 - (2) 事前伝達 日時および場所等を事前に伝達しておくもの
- (参集の義務)

第27条 職員は、次の各号の一に該当するときは、速やかに参集しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため参集することができないときは、所属長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 招集の命を受けたとき。
- (2) 火災警報が発令されたとき。
- (3) 居住区域内およびその周辺に火災等が発生し、参集し消防活動が必要と認めるとき。
- (4) 震度5弱以上の地震が発生したとき、又は地震による被害の発生が予想されるとき。

2 前項の規定による参集場所は、第1号の場合にあっては指定された場所、第2号および第4号の場合にあっては勤務部署、

第3号の場合にあっては災害現場とする。

3 第1項の規定により火災現場に参集する場合は、特に指定するときを除き、参集後の勤務に支障のない服装で参集しなければならない。

(参集報告)

第28条 所属長は、職員の参集状況を消防長に報告しなければならない。

(参集心得)

第29条 職員は、常に招集に応ずることができるよう次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 服装および携帯品は、常に準備しておくこと。
- (2) 常に連絡先を明らかにしておくこと。
- (3) 気象その他の状況により、火災等の発生するおそれがあると認めるときは、自ら勤務部署に連絡し、上司の指示をうけること。

第4節 公務災害

(公務災害の措置)

第30条 所属長は、職員が職務執行中に負傷し、又は発病した場合は、応急措置を講じ、速やかに消防長に報告するとともに、医療機関において必要な処置を受けさせなければならない。

第3章 勤務時間等

第1節 毎日勤務

(勤務時間および休憩時間)

第31条 毎日勤務者の勤務時間および休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休憩時間 午後零時から午後1時まで

2 勤務の特殊性により、前項に定める勤務時間および休憩時間により難しいときは、別に定める勤務時間および休憩時間によるものとする。

第2節 隔日勤務

(勤務時間)

第32条 本部および消防署に隔日勤務する職員（以下「隔日勤務者」という。）の勤務時間は、休憩時間および仮眠時間を除き1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割り振り)

第33条 隔日勤務者の勤務は、2部制とし、勤務の割り振りは、隔日の午前8時30分から翌日午前8時30分まで（以下「1当務」という。）とする。

(勤務を要しない日)

第34条 隔日勤務者の勤務を要しない日は、毎4週間につき8日とし、その割り振りは、所属長が指定する。

(休憩時間)

第35条 隔日勤務者の休憩時間は、1当務につき2時間30分を超えない範囲で所属長が指定する。

2 前項に定める休憩時間中に勤務を命じた場合は、別に休憩時間を与えなければならない。

(仮眠時間)

第36条 隔日勤務者の仮眠時間は、6時間とする。

2 所属長は、午後10時から翌日午前6時までの間において前項の仮眠時間を指定しなければならない。ただし、災害出勤等のため仮眠できなかったときは、別に与えることができる。

(勤務時間の特例)

第37条 所属長は、火災等が発生したとき、又は必要があると認めたときは、第32条の規定にかかわらず、隔日勤務者の勤務時

間を延長し、又は非番日もしくは休日であっても勤務に服させることができる。

第 4 章 本部

（課外勤務）

第38条 消防長は、本部の課に人員の不足を生じ、事務の執行に重大な支障があると認めるときは、職員に対し期限を定めて当該課へ補充勤務を命ずることができる。

（退庁および交代）

第39条 毎日勤務者は、退庁するときは各自所管の文書、物品等を整理し、所定の場所に収納しなければならない。

2 隔日勤務者が退庁するときは、次の各号を引き継ぎ、勤務交代するものとする。

- (1) 前日の実施事項の概要
- (2) 引き継いで実施する事務又は作業
- (3) 外部に関係ある事項
- (4) 職員の休暇
- (5) その他必要と認める事項

第 5 章 消防署

第 1 節 勤務要領

（点検）

第40条 毎日午前 8 時30分には、秋田市消防訓練礼式規則（昭和 41年規則第 9 号）による通常点検の全部又は一部を実施しなければならない。

2 前項の通常点検の点検者は、本署においては署長又は副署長、分署においては分署長、出張所においては出張所長とし、指揮者は、本署においては副署長又は当直長、分署においては副分署長、出張所においては副出張所長とする。

3 前項で定める者が不在のときは、当日勤務する者のうちで上席のものがその任にあたるものとする。

（交代）

第41条 職員の交代は通常点検後とし、引継事項については第39条第 2 項の規定を準用する。

2 前項の引継ぎは、文書および簿冊については主席主査が立会いのうえ当事者間において行い、その他の事項については本署および分署においては当直長間、出張所においては出張所長と副出張所長間において行うものとする。

3 当直長は、引継ぎが終わったときは、本署においては副署長を経て署長に、分署においては副分署長を経て分署長に報告しなければならない。

4 前項で定める者が不在のときは、当日勤務する者のうちで上席のものがその任にあたるものとする。

（清掃等）

第42条 毎週金曜日には庁舎内外の清掃を実施し、毎週土曜日には機械の手入れを実施するものとする。

（受付勤務）

第43条 受付勤務は、原則として 2 時間を超えない範囲で勤務するものとし、受付勤務する職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通報および連絡等は、簡潔にして要点にとどめること。
- (2) 電話その他による通信事項で決裁又は供覧を要する事項は、電話受発簿に記録し、上司に報告し、又は指示を受けること。
- (3) 勤務中は、みだりに所定の場所を離れる等勤務に支障をきたす行為および見苦しい行為をしないこと。
- (4) 勤務交代をするときは、申し送りを確実に行うこと。
- (5) 受付室には、関係者以外をみだりに出入りさせないこと。

(6) 受付勤務に服するときは、受付勤務表に記録すること。

（遵守事項）

第44条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに勤務場所を離れないこと。
- (2) 出勤に支障のある履物を用いないこと。
- (3) 入浴、運動等は、出勤に支障のない範囲において行い、特別警戒時においては、上司の許可を得て行うこと。
- (4) 庁舎内外は、常に整理整頓とし、出勤に支障ある物品を放置しないこと。

第 2 節 監督

（監督事項）

第45条 消防士長以上の幹部職員（以下この節において「監督者」という。）は、所属する署所の次の事項について監督を行うものとする。

- (1) 服装、姿勢、言語および動作の良否
- (2) 執務の状況
- (3) 点検、礼式および消防操法の熟否
- (4) 関係法令、例規および常識の習得
- (5) 庁舎、機械器具、備品および消耗品の保守管理ならびに取扱いの適否
- (6) その他必要と認める事項

（監督巡視）

第46条 前条に定める事項について次の表の左欄の職にある者は、同表の右欄に定める署所を、随時、監督巡視しなければならない。

左欄	右欄
署長	本署、分署、出張所
副署長	本署、出張所
本署当直長	
分署長	分署
副分署長	
分署当直長	
出張所長	出張所
副出張所長	

2 前項で定める者が不在のときは、当日勤務する者のうちで上席のものがその任にあたるものとする。

3 第 1 項で定める者が監督巡視を行ったときは、受付勤務表の所定欄に押印するものとする。

4 署長の監督巡視を受ける職員は、特に指示のあった場合を除き、出動訓練を行わなければならない。

（報告）

第47条 監督者は、監督上重要又は異例に属する事項については、速やかに上司を通じて署長に報告しなければならない。ただし、個人の秘密に属する事項は、直接報告するものとする。

（会議）

第48条 署長は、必要に応じて幹部会議を開催し、その状況を記録しておくものとする。

第 6 章 表彰

（表彰）

第49条 表彰は、消防長表彰および署長表彰とし、次の各号の一人に該当する個人（職員を含む。）又は団体（消防署、分署、出張所および隊を含む。）に対して行う。

- (1) 火災等を早期に発見し、被害の防止に努めた功績顕著なもの

(2) 火災その他の災害において人命救助、救急救護又は防衛活動等において功績特に顕著なもの

(3) 消防業務を理解し、協力顕著なもの

(4) 勤務成績が特に優秀で、他の模範であるもの

(5) 任務遂行上功績顕著なもの

2 消防長表彰は、課長又は署長から上申のあったものについて行い、署長表彰は、消防長の承認を得て行うものとする。

(表彰の期日)

第50条 前条の表彰は、消防出初式、消防記念日又は表彰に値する事案発生の都度行うものとする。

第 7 章 雑則

(名刺)

第51条 職員の公用名刺は、別表 2 (省略) のとおりとし、常時携帯しなければならない。

(届出様式等)

第52条 この訓令において規定する営利企業等従事許可申請書および休暇簿等の様式は、別に定める。

(委任)

第53条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(秋田市消防警防規程の一部改正)

2 秋田市消防警防規程 (昭和60年秋田市消防本部訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

第34条第 5 項中「秋田市消防職員服務規程 (昭和60年消防本部訓令第 5 号) 第17条第 1 項第 2 号」を「秋田市消防職員服務規程 (平成28年秋田市消防本部訓令第 5 号) 第27条第 1 項第 2 号」に改める。

(秋田市消防通信規程の一部改正)

3 秋田市消防通信規程 (昭和60年秋田市消防本部訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第19条中「秋田市消防職員服務規程 (昭和60年秋田市消防本部訓令第 5 号)」を「秋田市消防職員服務規程 (平成28年秋田市消防本部訓令第 5 号)」に改める。

告 示

秋田市告示第49号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 3 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

式田町内会

2 認可年月日

平成16年 8 月26日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 石 井 稔

秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1

変更後 鈴 木 俊太郎

秋田市河辺和田字式田294番地 1

4 変更年月日

平成28年 2 月 8 日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第50号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条第 3 項の規定に基づき、秋田県知事から平成28年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

1 国土調査として指定された年月日

平成28年 3 月 1 日 秋田県告示第145号

2 調査を実施する者の名称

秋田市

3 調査地区

(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市河辺神内字一本柳の一部

秋田市河辺神内字奈部羅沢の一部

(2) 地籍測量・一筆地調査地区

秋田市河辺神内字船沢境の一部

秋田市河辺神内字神内の一部

4 調査期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第51号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地 1 号

株式会社サンアメニティ秋田支社

支店長 金 澤 直 樹

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第52号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第 2 球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目 8 番 2 号

一般社団法人 秋田市シルバー人材センター

理事長 野 口 良 孝

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第53号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8 台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6 台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成28年 2 月 1 日から同月27日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後 7 時まで

イ 場所

秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年 3 月18日から同年 9 月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第54号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項、第82条第 2 項および第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃 止 の 年 月 日	サービスの 種 類
企業組合 さくら家	デイサー ビスさく ら家本店	秋田市牛島 東二丁目 1 番 9 号	平成28年 2 月29日	通所介護、 介護予防通 所介護
有限会社 ユニバー サルプラ ンニング	訪問介護 なごみ	秋田市寺内 字三千刈91 番地 2 サニ ーハイツ三 千刈101	平成28年 2 月29日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
有限会社 ユニバー サルプラ ンニング	指定居宅 介護支援 なごみ	秋田市寺内 字三千刈91 番地 2 サニ ーハイツ三 千刈101	平成28年 2 月29日	居宅介護支 援

秋田市告示第55号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービス の 種 類
株式会社 きららホ ールディ ングス	きらら通 所介護事 業所竿燈 通り	秋田市大 町二丁目 5 番 1 号 きららアー バンパレ ス 3 F	平成28年 3 月 1 日	通所介護、介 護予防通所介 護

秋田市告示第56号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 5 第 2 項および第115条の15第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成28年 3 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービス の 種 類
株式会社 きららホ ールディ ングス	きらら小 規模多機 能型居宅 介護事業 所竿燈通 り	秋田市大 町二丁目 5 番 1 号 きららアー バンパレ ス 3 F	平成28年 2 月29日	小規模多機能 型居宅介護、 介護予防小規 模多機能型居 宅介護

秋田市告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基

つき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年 3 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
きらら通所介護事業 所竿燈通り	秋田市大町二丁目 5 番 1 号	平成28年 3 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
きらら小規模多機能型居宅介護事業 所竿燈通り	秋田市大町二丁目 5 番 1 号	平成28年 2 月29日

1 道路の区域変更の区間

整理 番号	旧 新	路 線 名	起 終	点 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
30178	旧	八橋本町田五郎 2 号線	秋田市八橋本町四丁目34番 1 地先 秋田市八橋田五郎166番 8 地先		492.60	1.80 ～ 5.20
	新	八橋本町田五郎 2 号線	秋田市八橋本町四丁目34番 1 地先 秋田市八橋田五郎166番 8 地先		492.60	1.80 ～ 5.20

2 区域変更の期日

平成28年 3 月 8 日

3 縦覧期間

平成28年 3 月 9 日から同月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 8 日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 供用開始の区間

整理 番号	路線名	供用開始区間
30178	八橋本町田五郎 2 号線	秋田市八橋本町四丁目315番 3 地先 秋田市八橋本町四丁目315番 5 地先

2 供用開始の期日

平成28年 3 月 8 日

3 縦覧期間

平成28年 3 月 9 日から同月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

ディーサービスさくら家本店	秋田市牛島東二丁目 1 番 9 号	平成28年 2 月29日
訪問介護なごみ	秋田市寺内三千刈91番地 2 サニーハイツ三千刈101	平成28年 2 月29日
指定居宅介護支援 なごみ	秋田市寺内三千刈91番地 2 サニーハイツ三千刈101	平成28年 2 月29日

秋田市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 3 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

土崎將軍野四区町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 各部会（子ども会、青年会、壮年会、婦人会およびむつみ会）の育成に関する事項

(5) 会員の慶弔に関する事項

(6) その他必要と認めた事項

3 区域

本会の区域は、秋田市土崎港北一丁目 4 番 1 号から 8 番78号、秋田市土崎港北四丁目 4 番 1 号から 5 番63号および秋田市土崎港北五丁目 1 番 1 号から 3 番67号までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市土崎港北四丁目 5 番27号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

佐 藤 與志郎

秋田市土崎港北四丁目 5 番27号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行

- 者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成28年 3 月 8 日

秋田市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市南通亀の町 1 番25号
特定非営利活動法人
子育て・高齢者介護サポートばっけの会
理事長 松 村 康 子

秋田市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 鈴 木 信 夫
- 2 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第63号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 3 月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成27年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 3 月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊成町内会
- 2 認可年月日
平成 7 年 2 月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 鎌 田 輝 夫
秋田市河辺豊成字宮下63番地
変更後 黒 崎 重 俊
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝48番地
- 4 変更年月日
平成28年 2 月21日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第65号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成28年 3 月11日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
藤井 昌	秋田大学医学部 附属病院	整形外科	肢体不自由
吉岡 智子	秋田大学医学部 附属病院	血液内科	免疫機能障害

秋田市告示第66号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 3 月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成27年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第67号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号
KC9401-29
- 2 指定する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日

- 平成28年 3 月15日
- 4 指定する指定道路の位置
- 秋田市將軍野東二丁目26番 2 の内、26番 3 の内、26番18の内、26番19の内、26番20の内、26番22の内、26番27の内、60番の内、61番の内、62番の内、128番 1 の内、128番 2 の内、秋田市將軍野向山54番の内、267番 2 の内、267番22の内、363番の内および364番の内
- 5 指定道路の延長および幅員
- 延長 174.78メートル
- 幅員 4.00メートル

秋田市告示第68号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
- 平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定 番号	医 療 機関名	医療機関 住 所	開設者名	更 新 年月日
35	秋田県立 医療療育 センター	秋田市上 北手百崎 字諏訪ノ 沢 3 番地 128	地方独立行政法人 秋田県立療育機構 理事長 遠 藤 博 之	平成28年 4 月 1 日

秋田市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第 2 項の規定に基づき、本市収納代理金融機関の取扱事務を追加したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 8 項の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 取扱事務を追加する金融機関
- 株式会社ゆうちょ銀行の本店および出張所ならびに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。）のうち、東北地方（秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県および福島県）の店舗

- 2 追加する取扱事務
- 特別徴収以外について、株式会社ゆうちょ銀行所定の納付書による窓口収納を行う。納付方法は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行所定の証券によるものとする。
- 3 追加する取扱事務の開始年月日
- 平成28年 4 月 1 日

秋田市告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関名	医療機関 住 所	開設者名	更 新 年月日
148	すずらん薬局 新屋駅前店	秋田市新屋 扇町13番 2 号	株式会社メ ディハーツ 代表取締役 船木潤一郎	平成28年 4 月 1 日

秋田市告示第72号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第 1 項の規定に基づき、平成28年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間
- 平成28年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 2 縦覧時間
- 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所との畜検査手数料および畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
- 秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 1
- 株式会社秋田県食肉流通公社
- 代表取締役社長 土 田 正 広
- 2 委託した期間
- 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第74号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
- (1) 平成27年度（平成27年度賦課）第 6 期国民健康保険税督促状
- (2) 平成27年度（平成27年度賦課）第 7 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第75号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項、第82条第 2 項および第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 3 月18日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃 止 の 年 月 日	サービスの 種 類
株式会社 明日葉	デイスー ビスなな 菜	秋田市新屋 天秤野 8 番 13号	平成28年 3 月15日	通所介護、 介護予防通 所介護
株式会社 明日葉	ハートボッ クス訪問 看護ステー ション	秋田市仁井 田新田一丁 目16番 4 号	平成28年 3 月15日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
株式会社 明日葉	ハートボッ クスケア プランセ ンター	秋田市仁井 田新田一丁 目16番 4 号	平成28年 3 月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、

1 道路の区域決定の区間

整理 番号	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
90488	キャンパ スタウン 6 号線	秋田市下新城 中野字街道 端西241番 5 地先	294.80	13.00 ～ 28.50
		秋田市下新城 中野字街道 端西241番531地先		

2 縦覧期間

平成28年 3 月22日から同年 4 月11日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15 分まで

秋田市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
41285	マイタウ ン16号線	飯島西袋二丁目287番 1 地先	
		飯島西袋二丁目290番13地先	
41286	マイタウ ン17号線	飯島西袋二丁目191番 4 地先	
		飯島西袋二丁目195番 7 地先	
41287	マイタウ ン18号線	飯島西袋二丁目212番 5 地先	
		飯島西袋二丁目193番 2 地先	
41288	マイタウ ン19号線	飯島西袋二丁目195番 9 地先	
		飯島西袋二丁目195番 7 地先	
70623	宮ヶ沢広 面線	下北手桜字宮ヶ沢59番 1 地先	
		広面字広面91番 2 地先	
80460	黒沢 5 号 線	太平黒沢字子田162番地先	
		太平黒沢字子田62番 1 地先	
90488	キャンパ スタウン 6 号線	下新城中野字街道端西241番 5 地先	
		下新城中野字街道端西241番 531地先	
100320	河辺上屋 敷線	河辺三内字曾場面110番地先	
		河辺三内字田尻面107番 1 地先	

2 縦覧期間

平成28年 3 月22日から同年 4 月11日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15 分まで

秋田市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
41285	マイタウン16号線	秋田市飯島西袋二丁目287番 1 地先	97.00	6.00
		秋田市飯島西袋二丁目290番13地先		
41286	マイタウン17号線	秋田市飯島西袋二丁目191番 4 地先	78.00	6.00
		秋田市飯島西袋二丁目195番 7 地先		
41287	マイタウン18号線	秋田市飯島西袋二丁目212番 5 地先	53.00	6.00
		秋田市飯島西袋二丁目193番 2 地先		
41288	マイタウン19号線	秋田市飯島西袋二丁目195番 9 地先	53.00	6.00
		秋田市飯島西袋二丁目195番 7 地先		
70623	宮ヶ沢広面線	秋田市下北手桜字宮ヶ沢59番 1 地先	84.00	3.30 ～ 19.32
		秋田市広面字広面91番 2 地先		
80460	黒沢 5 号線	秋田市太平黒沢字子田162番地先	275.00	6.00 ～ 22.00
		秋田市太平黒沢字子田62番 1 地先		
100320	河边上屋敷線	秋田市河辺三内字曾場面110番地先	200.00	11.40 ～ 21.90
		秋田市河辺三内字田尻面107番 1 地先		

2 縦覧期間

平成28年 3 月22日から同年 4 月11日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第79号

平成28年 3 月 4 日の「平成28年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成28年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

平成27年度秋田市一般会計補正予算（第 5 号）

平成27年度秋田市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,651,420千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,029,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 5 条 市債の補正は、「第 5 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 42,991,476	千円 432,113	千円 43,423,589
	1 市民税	19,656,178	286,877	19,943,055
	2 固定資産税	18,999,442	58,715	19,058,157
	3 軽自動車税	566,381	3,112	569,493
	4 市たばこ税	2,279,687	29,111	2,308,798
	5 鉱産税	8,885	609	9,494
	7 入湯税	32,687	△2,521	30,166
	8 事業所税	1,448,215	56,210	1,504,425

10 地方特例交付金		179,679	1,351	181,030
	1 地方特例交付金	179,679	1,351	181,030
13 分担金及び負担金		1,311,498	△105,229	1,206,269
	2 負担金	1,310,618	△105,229	1,205,389
14 使用料及び手数料		2,296,988	14,927	2,311,915
	1 使用料	1,038,973	△359	1,038,614
	2 手数料	1,258,015	15,286	1,273,301
15 国庫支出金		20,211,693	201,677	20,413,370
	1 国庫負担金	15,637,710	499,554	16,137,264
	2 国庫補助金	4,498,996	△297,403	4,201,593
	3 委託金	74,987	△474	74,513
16 県支出金		8,421,374	△51,409	8,369,965
	1 県負担金	4,571,862	213,420	4,785,282
	2 県補助金	3,178,915	△265,649	2,913,266
	3 委託金	670,597	820	671,417
17 財産収入		249,112	25,345	274,457
	1 財産運用収入	188,626	5,041	193,667
	2 財産売払収入	60,486	20,304	80,790
18 寄附金		190,003	78,268	268,271
	1 寄附金	190,003	78,268	268,271
19 繰入金		8,936,461	△20,792	8,915,669
	1 特別会計繰入金	233,796	43,015	276,811
	2 基金繰入金	8,702,665	△63,807	8,638,858
20 繰越金		1,056,318	840,212	1,896,530
	1 繰越金	1,056,318	840,212	1,896,530
21 諸収入		7,359,505	220,657	7,580,162
	3 貸付金元利収入	6,146,938	165,118	6,312,056

	4 受託事業収入	6,484	△550	5,934
	5 雑入	1,175,480	56,089	1,231,569
22 市 債		14,385,900	14,300	14,400,200
	1 市債	14,385,900	14,300	14,400,200
歳 入 合 計		137,378,056	1,651,420	139,029,476

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 784,437	千円 △4,856	千円 779,581
	1 議会費	784,437	△4,856	779,581
2 総 務 費		23,716,401	2,434,420	26,150,821
	1 総務管理費	21,525,386	2,468,331	23,993,717
	2 徴税費	1,160,036	△14,900	1,145,136
	3 戸籍住民基本台帳費	460,063	8,761	468,824
	4 選挙費	255,715	△26,895	228,820
	5 統計調査費	222,042	△1,517	220,525
	6 監査委員費	93,159	640	93,799
3 民 生 費		46,148,579	456,461	46,605,040
	1 社会福祉費	21,377,421	372,895	21,750,316
	2 児童福祉費	15,311,113	△27,637	15,283,476
	3 生活保護費	9,412,450	111,203	9,523,653
4 衛 生 費		9,404,247	△69,057	9,335,190
	1 環境衛生費	550,004	△15,153	534,851
	2 保健所費	1,752,307	△58,524	1,693,783
	3 清掃費	4,809,907	△155	4,809,752
	5 上水道費	171,397	30,072	201,469
	6 食肉衛生検査所費	175,141	△9,319	165,822
	7 母子衛生費	654,062	△15,978	638,084

5 労 働 費		418,744	△6,408	412,336
	1 労働諸費	418,744	△6,408	412,336
6 農林水産業費		2,527,084	△32,260	2,494,824
	1 農業費	1,770,616	△2,570	1,768,046
	2 農業集落排水費	530,095	△14,394	515,701
	3 林業費	226,373	△15,296	211,077
7 商 工 費		7,418,748	△142,114	7,276,634
	1 商工費	7,418,748	△142,114	7,276,634
8 土 木 費		15,352,116	△847,558	14,504,558
	1 土木管理費	631,496	△129,809	501,687
	2 道路橋りょう費	4,780,095	△43,183	4,736,912
	5 都市計画費	4,138,582	△512,517	3,626,065
	6 下水道費	4,495,565	△104,070	4,391,495
	7 住宅費	906,318	△57,979	848,339
9 消 防 費		4,329,337	59,757	4,389,094
	1 消防費	4,329,337	59,757	4,389,094
10 教 育 費		12,016,969	△218,121	11,798,848
	1 教育総務費	1,447,888	△13,077	1,434,811
	2 小学校費	3,528,645	△12,717	3,515,928
	3 中学校費	1,865,101	△42,064	1,823,037
	4 高等学校費	858,927	△10,843	848,084
	5 幼稚園費	461,751	△16,324	445,427
	6 社会教育費	1,979,395	△71,039	1,908,356
	7 保健体育費	695,500	△27,774	667,726
	8 専修学校費	135,170	△1,240	133,930
	9 大学費	1,044,592	△23,043	1,021,549
12 公 債 費		15,033,188	21,156	15,054,344

	1 公債費	15,033,188	21,156	15,054,344
歳 出	合 計	137,378,056	1,651,420	139,029,476

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総 務 費	中心市街地活性化基本計画推進経費	13,824	平成27年度	3,456	12,960	平成27年度	3,240
				平成28年度	10,368		平成28年度	9,720
		東部市民サービスセンター(仮称)整備事業	1,009,738	平成25年度		1,004,584	平成25年度	
				平成26年度	830,387		平成26年度	830,387
				平成27年度	179,351		平成27年度	174,197
		河辺岩見温泉改築事業	429,353	平成27年度	320,253	397,480	平成27年度	288,380
10 教育費	6 社 会 教 育 費	国指定名勝如斯亭庭園保存整備事業	435,250	平成28年度	109,100		平成28年度	109,100
				平成26年度	52,840	435,250	平成26年度	52,840
				平成27年度	154,420		平成27年度	115,693
				平成28年度	227,990		平成28年度	250,517
				平成29年度			平成29年度	16,200

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	河辺岩見温泉改築事業	3,790
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	4,677
8 土 木 費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	6,498
		要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業	175,822
	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	80,000
		地下道等改修事業	40,000
		道路改良事業	209,200
		側溝改良事業	106,000
		私道整備補助金	2,600
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	10,503
		交通安全施設等整備事業	5,000
		人にやさしい歩道づくり事業	80,000
	3 河川費	生活排水路等環境整備事業	19,719
		河川環境整備事業	17,660
		河川改修事業	56,877

	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	40,633
		地方道路交付金事業	402,400
		公園遊具施設長寿命化等整備事業	3,000
10 教 育 費	3 中学校費	中学校施設等改修経費	29,990

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	130,252	43,530	173,782

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
不 要 備 品 等 運 搬 ・ 廃 棄 業 務 委 託 経 費	平成27年度～平成28年度	20,569
庁 舎 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 務 委 託 経 費	平成27年度～平成28年度	2,647
油 谷 こ れ く し ょ ん 活 用 推 進 事 業	平成27年度～平成28年度	6,678
子 育 て ・ 学 び ・ 文 化 サ テ ラ イ ト 関 係 経 費	平成27年度～平成32年度	127,675
東 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 整 備 事 業	平成27年度～平成28年度	616
休 日 在 宅 診 療 当 番 医 制 業 務 委 託 経 費	平成27年度～平成28年度	3,315
子 ど も 福 祉 医 療 制 度 拡 充 準 備 委 託 経 費	平成27年度～平成28年度	3,891
子 育 て 短 期 支 援 事 業	平成27年度～平成28年度	4,599
若 者 自 立 支 援 事 業	平成27年度～平成28年度	2,673
児 童 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成27年度～平成28年度	270,690
母 子 保 健 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成27年度～平成28年度	286,731
次 世 代 エ ネ ル ギ ー パ ー ク 運 営 経 費 (ス マ ー ト シ テ ィ 創 エ ネ 事 業)	平成27年度～平成28年度	1,302
市 有 施 設 省 エ ネ 支 援 業 務 委 託 経 費	平成27年度～平成29年度	21,511
ス マ ー ト シ テ ィ 情 報 統 合 管 理 基 盤 運 用 業 務 委 託 経 費	平成27年度～平成28年度	15,180
ご み 減 量 対 策 事 業	平成27年度～平成28年度	875
中 心 市 街 地 循 環 バ ス 運 行 事 業	平成27年度～平成28年度	6,460
市 議 会 本 会 議 中 継 等 業 務 委 託 経 費	平成27年度～平成28年度	2,128

小学校教師用教科書・指導書購入経費	平成27年度～平成28年度	6,496
中学校教師用教科書・指導書購入経費	平成27年度～平成28年度	24,158
秋田城跡歴史資料館完成記念式典会場設営業務委託経費	平成27年度～平成28年度	469
市民スポーツ活動普及振興業務委託経費	平成27年度～平成28年度	18,500
美術館施設整備等経費	平成27年度～平成28年度	46,937
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定人事課分)	平成27年度～平成28年度	1,167
同上 (平成27年度設定農業委員会事務局分)	平成27年度～平成28年度	104

(変 更)

事 項	期 間	
	補 正 前	補 正 後
障がい福祉等システム更新経費	平成27年度～平成32年度	平成27年度～平成33年度

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
きずなでホットしていききた 寄附金推進事業	41,149	41,080	82,229
社会福祉関連サービス委託経費等	21,134	944	22,078
老人福祉関連サービス委託経費等	32,500	10,585	43,085
健康管理関連事業委託経費等	7,800	380,895	388,695
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定防災安全対策課分)	21,048	3,694	24,742
同上 (平成27年度設定財産管理活用課分)	28,871	858	29,729
同上 (平成27年度設定市民税課分)	7,701	1,318	9,019
同上 (平成27年度設定生活総務課分)	10,046	46,597	56,643
同上 (平成27年度設定市民課分)	3,685	10,918	14,603
同上 (平成27年度設定西部市民サービスセンター分)	3,742	16,160	19,902
同上 (平成27年度設定北部市民サービスセンター分)	5,898	30,299	36,197
同上 (平成27年度設定河辺市民サービスセンター分)	1,260	8,329	9,589
同上 (平成27年度設定雄和市民サービスセンター分)	1,798	8,503	10,301
同上 (平成27年度設定南部市民サービスセンター分)	40,283	14,041	54,324
同上 (平成27年度設定東部市民サービスセンター分)	2,956	24,242	27,198

同 (平成27年度設定市民相談センター分)	上 1,818	1,606	3,424
同 (平成27年度設定子ども総務課分)	上 3,252	151	3,403
同 (平成27年度設定子ども育成課分)	上 6,279	368	6,647
同 (平成27年度設定環境総務課分)	上 2,072,444	1,700	2,074,144
同 (平成27年度設定商工労働課分)	上 434,890	3,204	438,094
同 (平成27年度設定農林総務課分)	上 13,263	1,484	14,747
同 (平成27年度設定建設総務課分)	上 536,125	1,128	537,253
同 (平成27年度設定都市総務課分)	上 259,557	1,411	260,968
同 (平成27年度設定議会事務局分)	上 4,812	43	4,855

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	3,184,200	37,800	3,222,000			
保 健 所 費	26,700	△7,900	18,800			
農 業 費	101,300	△900	100,400			
林 業 費	15,300	△6,700	8,600			
道 路 橋 り ょ う 費	1,070,600	△9,500	1,061,100			
土 地 区 画 整 理 費	849,700	△197,800	651,900			
街 路 事 業 費	502,000	△75,500	426,500			
公 園 整 備 費	58,700	△6,600	52,100			
住 宅 費	252,100	12,600	264,700			
消 防 費	952,100	△24,600	927,500			
小 学 校 費	777,300	30,900	808,200			
中 学 校 費	201,700	△2,000	199,700			
社 会 教 育 費	75,200	2,100	77,300			
臨 時 財 政 対 策 債	5,344,800	222,900	5,567,700			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	41,200	7,800	49,000			

上 水 道 費	—	31,700	31,700	普通貸借 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	14,385,900	14,300	14,400,200			

平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
平成27年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ482,131千円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,600,920
千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 1,053,713	千円 △262,370	千円 791,343
	1 国庫補助金	1,053,713	△262,370	791,343
4 繰 入 金		985,792	△219,761	766,031
	1 一般会計繰入金	985,792	△219,761	766,031
歳 入 合 計		2,083,051	△482,131	1,600,920

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 2,080,551	千円 △482,131	千円 1,598,420
	1 土地区画整理費	2,080,551	△482,131	1,598,420
歳 出 合 計		2,083,051	△482,131	1,600,920

平成27年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）

平成27年度秋田市の市有林会計補正予算（第2号）は、次に定
めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,674千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,453千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 2,930	千円 4,674	千円 7,604
	1 財産運用収入	1,125	△34	1,091
	2 財産売却収入	1,803	1,792	3,595
	3 分収林収入	2	2,916	2,918
歳 入 合 計		132,779	4,674	137,453

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 100	千円 4,674	千円 4,774
	1 分収交付金	100	4,674	4,774
歳 出 合 計		132,779	4,674	137,453

平成27年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）
平成27年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,844千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 51,586	千円 2,870	千円 54,456
	1 使用料	31,869	2,870	34,739
3 繰越金		1	3,974	3,975
	1 繰越金	1	3,974	3,975
歳 入 合 計		56,853	6,844	63,697

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 50,532	千円 6,844	千円 57,376
	2 一般会計繰出金	10,470	6,844	17,314
歳 出 合 計		56,853	6,844	63,697

平成27年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）
平成27年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 57,659	千円 257	千円 57,916
	1 一般会計繰入金	57,659	257	57,916
3 繰 越 金		6,000	601	6,601
	1 繰越金	6,000	601	6,601
歳 入 合 計		98,626	858	99,484

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 58,349	千円 858	千円 59,207
	1 総務管理費	58,349	858	59,207
歳 出 合 計		98,626	858	99,484

第2表 債務負担行為補正

（変 更）

（単位：千円）

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成27年度設定）	2,553	1,204	3,757

平成27年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）
平成27年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

（変 更）

（単位：千円）

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成27年度設定）	78,324	8,551	86,875

平成27年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）
平成27年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,171千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発 電 収 入		千円 353,311	千円 36,171	千円 389,482
	1 発電収入	353,311	36,171	389,482
歳 入	合 計	353,312	36,171	389,483

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 出 金		千円 223,326	千円 36,171	千円 259,497
	1 一般会計繰出金	223,326	36,171	259,497
歳 出	合 計	353,312	36,171	389,483

平成27年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
平成27年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
1,115,882千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ
ぞれ37,263,224千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳
入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 5,657,764	千円 △363,573	千円 5,294,191
	1 国民健康保険税	5,657,764	△363,573	5,294,191
3 国庫支出金		8,132,632	65,951	8,198,583
	1 国庫負担金	5,833,360	92,107	5,925,467
	2 国庫補助金	2,299,272	△26,156	2,273,116
4 療養給付費交付金		1,280,916	△330,609	950,307
	1 療養給付費交付金	1,280,916	△330,609	950,307
5 前期高齢者交付金		9,277,719	△1,282	9,276,437
	1 前期高齢者交付金	9,277,719	△1,282	9,276,437
6 県 支 出 金		1,681,887	△30,755	1,651,132

	1 県負担金	315,890	13,543	329,433
	2 県補助金	1,365,997	△44,298	1,321,699
7 共同事業交付金		9,919,028	△1,374,350	8,544,678
	1 共同事業交付金	9,919,028	△1,374,350	8,544,678
8 財産収入		326	303	629
	1 財産運用収入	326	303	629
9 繰入金		2,405,602	900,227	3,305,829
	1 一般会計繰入金	2,405,602	300,227	2,705,829
	2 基金繰入金	0	600,000	600,000
10 繰越金		1	3,492	3,493
	1 繰越金	1	3,492	3,493
11 諸収入		23,230	14,714	37,944
	2 雑入	22,173	14,714	36,887
歳 入	合 計	38,379,106	△1,115,882	37,263,224

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 192,836	千円 0	千円 192,836
	2 徴税費	118,093	0	118,093
2 保険給付費		23,064,928	214,624	23,279,552
	1 療養諸費	20,258,326	109,835	20,368,161
	2 高額療養費	2,686,421	104,789	2,791,210
	4 出産育児諸費	96,229	0	96,229
3 後期高齢者支援金等		3,630,120	5,863	3,635,983
	1 後期高齢者支援金等	3,630,120	5,863	3,635,983
6 介護納付金		1,285,330	△3,075	1,282,255
	1 介護納付金	1,285,330	△3,075	1,282,255
7 共同事業拠出金		9,666,492	△1,561,822	8,104,670

	1 共同事業拠出金	9,666,492	△1,561,822	8,104,670
8 保健事業費		314,848	0	314,848
	1 特定健康診査等事業費	217,666	0	217,666
	2 保健事業費	97,182	0	97,182
9 基金積立金		326	303	629
	1 基金積立金	326	303	629
11 諸支出金		19,195	228,225	247,420
	1 償還金及び還付加算金	19,194	228,225	247,419
歳 出 合 計		38,379,106	△1,115,882	37,263,224

第2表 債務負担行為補正
(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定)	172,374	938	173,312

平成27年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
(第1号)

平成27年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算
(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成27年度設定)	平成27年度～平成28年度	8,426

平成27年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第4号)

平成27年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187,539千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,968,172千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 5,908,367	千円 421,398	千円 6,329,765
	1 介護保険料	5,908,367	421,398	6,329,765
3 国庫支出金		7,015,309	△342,734	6,672,575

	1 国庫負担金	5,092,780	△211,139	4,881,641
	2 国庫補助金	1,922,529	△131,595	1,790,934
4 支払基金交付金		7,829,690	△298,191	7,531,499
	1 支払基金交付金	7,829,690	△298,191	7,531,499
5 県支出金		4,050,179	△129,244	3,920,935
	1 県負担金	3,963,940	△125,662	3,838,278
	2 県補助金	86,239	△3,582	82,657
6 財産収入		1	1	2
	1 基金運用収入	1	1	2
7 繰入金		4,094,950	△138,769	3,956,181
	1 一般会計繰入金	4,094,949	△138,769	3,956,180
8 繰越金		257,098	300,000	557,098
	1 繰越金	257,098	300,000	557,098
歳 入 合 計		29,155,711	△187,539	28,968,172

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 415,780	千円 0	千円 415,780
	1 総務管理費	415,780	0	415,780
2 保険給付費		27,866,850	△1,036,313	26,830,537
	1 介護サービス等諸費	24,600,615	△1,026,379	23,574,236
	2 介護予防サービス等諸費	1,352,039	△149,966	1,202,073
	3 高額介護サービス等費	615,998	126,412	742,410
	4 特定入所者介護サービス等費	1,260,251	13,929	1,274,180
	5 その他諸費	37,947	△309	37,638
3 地域支援事業費		483,927	△28,655	455,272
	1 介護予防事業費	96,354	△28,655	67,699
4 基金積立金		1	877,429	877,430

	1 基金積立金	1	877,429	877,430
歳	出	合	計	
		29,155,711	△187,539	28,968,172

第2表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
介護保険関連サービス委託経費等	359,737	42,796	402,533

平成27年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

平成27年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,231,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,454,464	千円 3,727	千円 2,458,191
	1 後期高齢者医療保険料	2,454,464	3,727	2,458,191
3 繰 入 金		733,056	6,597	739,653
	1 一般会計繰入金	733,056	6,597	739,653
5 諸 収 入		10,956	79	11,035
	1 延滞金、加算金及び過料	200	79	279
6 国庫支出金		0	1,352	1,352
	1 国庫補助金	0	1,352	1,352
歳	入	合	計	
		3,219,477	11,755	3,231,232

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 90,366	千円 △12,049	千円 78,317
	2 徴収費	69,879	△12,049	57,830
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,108,211	23,804	3,132,015

	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	3,108,211	23,804	3,132,015
歳 出	合 計	3,219,477	11,755	3,231,232

第 2 表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 27 年 度 設 定)	12,859	664	13,523

平成27年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 平成27年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(1) 給 水 戸 数	147,658戸	347戸	148,005戸
(2) 年間総配水量	35,855,373 m ³	516,384 m ³	36,371,757 m ³
(3) 一日平均配水量	97,966 m ³	1,410 m ³	99,376 m ³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 配水管整備工事

配 水 管 布 設	3,320	270	3,590
	m	m	m
配 水 管 布 設 替	16,140	△860	15,280
	m	m	m

(ロ) 施設改良工事

土 崎 環 状 線	1,270	40	1,310
配 水 管 整 備	m	m	m
金 足 線	1,200	10	1,210
配 水 管 整 備	m	m	m
千秋中通明田線	130	54	184
配 水 管 整 備	m	m	m

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入			
第1款 水道事業収益	7,705,705	49,886	7,755,591
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,037,239	53,297	7,090,536
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	668,464	△25,131	643,333
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	2	21,720	21,722
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 水道事業費用	6,782,190	△426,945	6,355,245
	千円	千円	千円

第1項 営業費用 6,105,298 △420,178 5,685,120

千円 千円 千円

第2項 営業外費用 671,992 △6,716 665,276

千円 千円 千円

第3項 特別損失 3,100 △51 3,049

千円 千円 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額「2,524,075千円」を「2,271,465千円」に、当
年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「124,303千円」
を「138,825千円」に、減債積立金「771,151千円」を「1,004,912
千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,628,621千円」を
「1,127,728千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定
額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入			
第1款 資本的収入	1,505,424	△63,096	1,442,328
	千円	千円	千円
第1項 企業債	921,700	△76,400	845,300
	千円	千円	千円
第2項 出 資 金	129,855	31,869	161,724
	千円	千円	千円
第3項 補 助 金	227,650	△62,335	165,315
	千円	千円	千円
第4項 固 定 資 産	1	33	34
	千円	千円	千円
第5項 売却代金	226,218	43,737	269,955
	千円	千円	千円
寄 附 金	226,218	43,737	269,955
	千円	千円	千円

支 出

第1款 資本的支出 4,029,499 △315,706 3,713,793

千円 千円 千円

第1項 建設改良費 2,614,731 △320,717 2,294,014

千円 千円 千円

第2項 企業債 1,414,768 5,011 1,419,779

千円 千円 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限 度 額 921,700 △76,400 845,300

千円 千円 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)			第3項 特別損失 2,001 155 2,156		
(1) 職員給与費	1,031,879	△146,815	885,064	千円	千円
	千円	千円	千円		
(他会計からの補助金)			(資本的収入及び支出)		
第7条 予算第10条中「41,542千円」を「39,745千円」に改める。			第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に		
(利益剰余金の処分)			対し不足する額「4,067,286千円」を「4,115,390千円」に、当		
第8条 予算第11条を1条繰り下げ、予算第10条の次に次の1条			年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「22,156千円」		
を加える。			を「59,769千円」に、減債積立金「518,395千円」を「680,237		
(利益剰余金の処分)			千円」に、過年度分損益勘定留保資金「427,953千円」を		
第11条 当年度末処分利益剰余金のうち1,233,102千円は、次			「829,246千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,098,782千円」		
のとおり処分するものと定める。			を「2,546,138千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の		
(1) 減債積立金	616,102千円		予定額を次のとおり補正する。		
(2) 建設改良積立金	617,000千円		(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)		
平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)			収入		
(総則)			第1款 資本的収入 4,819,254 △175,639 4,643,615		
第1条 平成27年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第3号)			千円	千円	千円
は、次に定めるところによる。			第2項 出資金 906,651 618 907,269	千円	千円
(業務の予定量)			千円	千円	千円
第2条 平成27年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」と			第3項 補助金 920,300 △139,810 780,490	千円	千円
いう。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。			千円	千円	千円
(既決予定額)(補正予定額) (計)			第4項 負担金 83,802 △36,519 47,283	千円	千円
(1) 排水戸数 117,320 515 117,835	戸	戸	戸		
(2) 年間総処理水量 41,104,713 △4,547,765 36,556,948	m ³	m ³	m ³		
(3) 一日平均処理水量 112,308 △12,426 99,882	m ³	m ³	m ³		
(4) 主要な建設改良事業			第5項 固定資産 1 72 73	千円	千円
(イ) 管渠建設			売却代金	千円	千円
管渠布設	4,732	141	4,873		
管渠改築等	3,196	△599	2,597		
(収益的収入及び支出)			支出		
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の			第1款 資本的支出 8,886,540 △127,535 8,759,005	千円	千円
とおり補正する。			千円	千円	千円
(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)			第1項 建設改良費 3,080,188 △139,696 2,940,492	千円	千円
第1款 下水道事業収益 10,983,082 △148,233 10,834,849	千円	千円	千円	千円	千円
第1項 営業収益 7,479,815 △34,823 7,444,992	千円	千円	千円	千円	千円
第2項 営業外収益 3,462,846 △73,505 3,389,341	千円	千円	千円	千円	千円
第3項 特別利益 40,421 △39,905 516	千円	千円	千円	千円	千円
支 出			(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)		
第1款 下水道事業費用 10,112,570 △265,399 9,847,171	千円	千円	第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。		
第1項 営業費用 8,306,764 △168,515 8,138,249	千円	千円	(既決予定額)(補正予定額) (計)		
第2項 営業外費用 1,801,255 △97,039 1,704,216	千円	千円	(1) 職員給与費 575,606 79,751 655,357	千円	千円
	千円	千円	千円	千円	千円
			(他会計からの補助金)		
			第6条 予算第11条中「1,467,406千円」を「1,435,957千円」に		
			改める。		
			(利益剰余金の処分)		
			第7条 予算第11条の次に次の1条を加える。		
			(利益剰余金の処分)		
			第12条 当年度末処分利益剰余金のうち927,907千円は、次の		
			とおり処分するものと定める。		
			(1) 減債積立金 927,907千円		
			平成27年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)		
			(総則)		
			第1条 平成27年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第		
			2号)は、次に定めるところによる。		
			(業務の予定量)		
			第2条 平成27年度秋田市農業集落排水事業会計予算(以下「予		
			算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正		
			する。		
			(既決予定額)(補正予定額) (計)		
			(1) 排水戸数		

(農業集落排水)	3,003戸	△18戸	2,985戸	第1項 企業債	4,100	△400	3,700
(個別排水処理)	236戸	△20戸	216戸		千円	千円	千円
(計)	3,239戸	△38戸	3,201戸	第2項 出資金	81,022	△5,098	75,924
(2) 年間総処理水量					千円	千円	千円
(農業集落排水)	1,048,636㎡	△37,885㎡	1,010,751㎡	第3項 補助金	2,100	△350	1,750
(個別排水処理)	51,852㎡	△202㎡	51,650㎡		千円	千円	千円
(計)	1,100,488㎡	△38,087㎡	1,062,401㎡	第4項 負担金	2,000	707	2,707
(3) 一日平均処理水量					千円	千円	千円
(農業集落排水)	2,865㎡	△103㎡	2,762㎡	第2款 個別排水処理	28,484	△10,970	17,514
(個別排水処理)	142㎡	△1㎡	141㎡	事業資本的収入	千円	千円	千円
(計)	3,007㎡	△104㎡	2,903㎡	第1項 企業債	11,200	△4,200	7,000
(収益的収入及び支出)					千円	千円	千円
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				第2項 出資金	10,978	△927	10,051
(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)					千円	千円	千円
収入				第3項 補助金	4,700	△4,700	0
第1款 農業集落排水事業収益	861,490	△17,491	843,999		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	第4項 負担金	1,606	△1,143	463
第1項 営業収益	145,044	△1,316	143,728		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	支出			
第2項 営業外収益	716,445	△17,085	699,360	第1款 農業集落排水	306,694	△4,575	302,119
	千円	千円	千円	事業資本的支出	千円	千円	千円
第3項 特別利益	1	910	911	第1項 建設改良費	18,561	△5,381	13,180
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	30,701	△874	29,827	第2項 企業債償還金	288,092	812	288,904
事業収益	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第1項 営業収益	8,522	200	8,722	第3項 投資	41	△6	35
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第2項 営業外収益	22,177	△1,074	21,103	第2款 個別排水処理	32,781	△10,980	21,801
	千円	千円	千円	事業資本的支出	千円	千円	千円
支出				第1項 建設改良費	27,756	△11,037	16,719
第1款 農業集落排水	860,335	△16,715	843,620		千円	千円	千円
事業費用	千円	千円	千円	第2項 企業債償還金	5,025	57	5,082
第1項 営業費用	745,631	△15,377	730,254		千円	千円	千円
	千円	千円	千円	(企業債)			
第2項 営業外費用	97,495	△1,338	96,157	第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。			
	千円	千円	千円	(既決予定額)(補正予定額) (計)			
第2款 個別排水処理	31,065	△888	30,177	限度額	15,300	△4,600	10,700
事業費用	千円	千円	千円		千円	千円	千円
第1項 営業費用	27,950	△569	27,381	(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
	千円	千円	千円	第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。			
第2項 営業外費用	3,013	△319	2,694	(既決予定額)(補正予定額) (計)			
	千円	千円	千円	(1) 職員給与費	64,158	△7,451	56,707
(資本的収入及び支出)					千円	千円	千円
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「207,856千円」を「208,412千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額791千円及び過年度分損益勘定留保資金207,065千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29千円、減債積立金24,391千円及び過年度分損益勘定留保資金183,992千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				(他会計からの補助金)			
(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)				第7条 予算第10条中「437,144千円」を「428,775千円」に改める。			
収入							
第1款 農業集落排水	103,135	△5,141	97,994	平成27年度秋田市一般会計補正予算(第6号)			
事業資本的収入	千円	千円	千円	平成27年度秋田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。			
				(歳入歳出予算の補正)			
				第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,540,575千円とする。			
				2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並			

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,413,370	千円 237,593	千円 20,650,963
	2 国庫補助金	4,201,593	237,593	4,439,186
16 県支出金		8,369,965	22,503	8,392,468
	2 県補助金	2,913,266	22,503	2,935,769
19 繰 入 金		8,915,669	56,203	8,971,872
	2 基金繰入金	8,638,858	56,203	8,695,061
22 市 債		14,400,200	194,800	14,595,000
	1 市債	14,400,200	194,800	14,595,000
歳 入	合 計	139,029,476	511,099	139,540,575

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 26,150,821	千円 196,302	千円 26,347,123
	1 総務管理費	23,993,717	126,735	24,120,452
	3 戸籍住民基本台帳費	468,824	69,567	538,391
3 民 生 費		46,605,040	39,380	46,644,420
	2 児童福祉費	15,283,476	39,380	15,322,856
6 農林水産業費		2,494,824	84,754	2,579,578
	1 農業費	1,768,046	84,754	1,852,800
8 土 木 費		14,504,558	115,500	14,620,058
	5 都市計画費	3,626,065	115,500	3,741,565
10 教 育 費		11,798,848	75,163	11,874,011
	2 小学校費	3,515,928	35,061	3,550,989

	3 中学校費	1,823,037	40,102	1,863,139
歳 出	合 計	139,029,476	511,099	139,540,575

第2表 繰越明許費補正
(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	情報セキュリティ対策強化事業	79,800
		ガラス工芸普及啓発事業	14,369
		秋美アートプロジェクト推進事業	10,340
		首都圏等修学旅行誘致事業	22,226
	3 戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード発行関係経費	107,511
3 民 生 費	2 児童福祉費	ワーク・ライフ・バランス推進事業	1,730
		保育料軽減策対応システム改修経費	1,750
		保育施設システム導入等支援経費	35,900
6 農林水産業費	1 農業費	6次産業化普及・啓発事業	6,571
		6次産業化地域資源発掘事業	4,553
		6次産業化企業・事業拡大支援事業	15,051
		6次産業化実践モデル支援事業	1,800
		6次産業化加工技術研修経費	8,434
		農商工連携ビジネス支援事業	10,888
		都市・農村交流促進事業	5,154
		担い手確保・経営強化支援事業	22,503

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	4,677	9,800	14,477
8 土 木 費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	375,000	115,500	490,500
10 教 育 費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	173,782	35,061	208,843
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	29,990	40,102	70,092

第3表 債務負担行為補正
(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
臨 時 福 祉 給 付 金 等 給 付 事 業	平成27年度～平成28年度	129,978

第4表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	3,222,000	27,600	3,249,600			
農 業 費	100,400	7,000	107,400			
土 地 区 画 整 理 費	651,900	115,500	767,400			
小 学 校 費	808,200	23,500	831,700			
中 学 校 費	199,700	21,200	220,900			
計	14,400,200	194,800	14,595,000			

平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）

平成27年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,831,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 791,343	千円 115,500	千円 906,843
	1 国庫補助金	791,343	115,500	906,843
4 繰 入 金		766,031	115,500	881,531
	1 一般会計繰入金	766,031	115,500	881,531
歳 入 合 計		1,600,920	231,000	1,831,920

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 1,598,420	千円 231,000	千円 1,829,420
	1 土地区画整理費	1,598,420	231,000	1,829,420
歳 出 合 計		1,600,920	231,000	1,831,920

第2表 繰越明許費補正
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	499,000	231,000	730,000

平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）
(総 則)

第1条 平成27年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設	4,873	164	5,037
	m	m	m

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,115,390千円」を「4,117,790千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,546,138千円」を「2,548,538千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入

第1款	資本的収入	4,643,615	45,600	4,689,215
		千円	千円	千円
第1項	企 業 債	2,908,500	21,600	2,930,100
		千円	千円	千円
第3項	補 助 金	780,490	24,000	804,490
		千円	千円	千円

支 出

第1款	資本的支出	8,759,005	48,000	8,807,005
		千円	千円	千円
第1項	建設改良費	2,940,492	48,000	2,988,492
		千円	千円	千円

(企 業 債)

第4条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限 度 額	2,908,500	21,600	2,930,100
	千円	千円	千円

秋田市告示第80号

平成28年 3 月18日の「平成28年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成28年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

平成28年度秋田市一般会計予算

平成28年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,010,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 43,274,224
	1 市民税	19,705,966
	2 固定資産税	19,144,861

	3 軽自動車税	610,924
	4 市たばこ税	2,274,301
	5 鉱産税	9,071
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	29,981
	8 事業所税	1,499,119
2 地方譲与税		886,304
	1 地方揮発油譲与税	239,731
	2 自動車重量譲与税	573,550
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	30,059
	5 航空機燃料譲与税	42,963
3 利子割交付金		33,421
	1 利子割交付金	33,421
4 配当割交付金		146,265
	1 配当割交付金	146,265
5 株式等譲渡所得割交付金		92,646
	1 株式等譲渡所得割交付金	92,646
6 地方消費税交付金		6,287,200
	1 地方消費税交付金	6,287,200
7 ゴルフ場利用税交付金		66,429
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,429
8 自動車取得税交付金		112,777
	1 自動車取得税交付金	112,777
9 国有提供施設等所在市助成交付金		5,659
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	5,659
10 地方特例交付金		187,729

	1 地方特例交付金	187,729
11 地方交付税		21,199,000
	1 地方交付税	21,199,000
12 交通安全対策特別交付金		90,000
	1 交通安全対策特別交付金	90,000
13 分担金及び負担金		1,338,434
	1 負担金	1,338,434
14 使用料及び手数料		2,387,434
	1 使用料	1,118,326
	2 手数料	1,269,108
15 国庫支出金		21,242,669
	1 国庫負担金	16,338,457
	2 国庫補助金	4,813,262
	3 委託金	90,950
16 県支出金		8,567,007
	1 県負担金	4,989,415
	2 県補助金	2,963,551
	3 委託金	614,041
17 財産収入		218,869
	1 財産運用収入	184,788
	2 財産売払収入	34,081
18 寄附金		200,128
	1 寄附金	200,128
19 繰入金		6,008,453
	1 特別会計繰入金	330,186
	2 基金繰入金	5,678,267
20 繰越金		700,000

	1 繰越金	700,000
21 諸 収 入		7,242,852
	1 延滞金、加算金及び過料	32,001
	2 市預金利子	477
	3 貸付金元利収入	5,988,273
	4 受託事業収入	8,011
	5 雑入	1,214,090
22 市 債		9,722,500
	1 市債	9,722,500
歳 入 合 計		130,010,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 722,104
	1 議会費	722,104
2 総 務 費		16,354,172
	1 総務管理費	14,359,064
	2 徴税費	1,094,666
	3 戸籍住民基本台帳費	517,327
	4 選挙費	205,274
	5 統計調査費	86,829
	6 監査委員費	91,012
3 民 生 費		49,378,675
	1 社会福祉費	23,472,848
	2 児童福祉費	16,418,700
	3 生活保護費	9,445,257
	4 国民年金費	39,920
	5 災害救助費	1,950

4 衛 生 費		8,785,474
	1 環境衛生費	642,747
	2 保健所費	1,827,519
	3 清掃費	3,920,743
	4 病院費	1,403,364
	5 上水道費	186,286
	6 食肉衛生検査所費	169,362
	7 母子衛生費	635,453
5 労 働 費		422,498
	1 労働諸費	422,498
6 農林水産業費		2,763,396
	1 農業費	1,989,288
	2 農業集落排水費	535,652
	3 林業費	238,456
7 商 工 費		6,987,525
	1 商工費	6,987,525
8 土 木 費		15,211,322
	1 土木管理費	313,675
	2 道路橋りょう費	4,252,703
	3 河川費	238,673
	4 港湾費	167,873
	5 都市計画費	4,824,024
	6 下水道費	4,447,571
	7 住宅費	966,803
9 消 防 費		3,792,472
	1 消防費	3,792,472
10 教 育 費		11,056,004

	1 教育総務費	1,312,852
	2 小学校費	2,323,478
	3 中学校費	1,371,381
	4 高等学校費	921,798
	5 幼稚園費	297,668
	6 社会教育費	1,995,661
	7 保健体育費	904,726
	8 専修学校費	138,656
	9 大学費	1,789,784
11 災害復旧費		276,004
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	276,000
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		14,160,353
	1 公債費	14,160,353
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1
14 予 備 費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		130,010,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総務管理費	土 崎 ま ち づ く り 拠 点 施 設 整 備 事 業	795,126	平成28年度	477,073
				平成29年度	318,053
		新 屋 ま ち づ く り 拠 点 施 設 整 備 事 業	884,766	平成28年度	509,124
				平成29年度	375,642

10 教 育 費	6 社会教育費	赤 れ ん が 郷 土 館 施 設 整 備 等 経 費	36,705	平成28年度	
				平成29年度	36,705

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
職 員 研 修 費	平成28年度～平成29年度	519
新 屋 ま ち つ くり 拠 点 施 設 整 備 事 業	平成28年度～平成29年度	46,000
町 内 防 犯 灯 管 理 経 費 (平 成 28 年 度 設 定)	平成28年度～平成34年度	204
若 年 者 正 規 雇 用 促 進 事 業	平成28年度～平成29年度	15,000
創 業 資 金 ・ 産 業 活 力 創 造 資 金 利 子 補 給	平成28年度～平成33年度	11,153
中 心 市 街 地 出 店 促 進 資 金 利 子 補 給	平成28年度～平成33年度	16,027
中 小 製 造 業 設 備 投 資 資 金 利 子 補 給	平成28年度～平成38年度	50,446
中 小 企 業 用 地 取 得 資 金 利 子 補 給 (平 成 28 年 度 設 定)	平成28年度～平成31年度	2,581
コ ン ベ ン シ ョ ン 誘 致 推 進 事 業 (平 成 28 年 度 設 定)	平成28年度～平成31年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額に1件当たり300,000円を加えた額
農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 策 定 経 費	平成28年度～平成29年度	7,052
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	平成28年度～平成29年度	104,412

第4表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 費	1,391,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
上 水 道 費	26,000			
農 業 費	89,400			
林 業 費	26,500			
道 路 橋 り ょ う 費	911,900			
土 地 区 画 整 理 費	688,200			
街 路 事 業 費	434,500			
公 園 整 備 費	91,900			
住 宅 費	247,900			

災 害 対 策 費	1,400			
消 防 費	443,800			
小 学 校 費	73,500			
高 等 学 校 費	16,600			
保 健 体 育 費	180,000			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	82,700			
臨 時 財 政 対 策 債	5,016,500			
計	9,722,500			

平成28年度秋田市土地区画整理会計予算

平成28年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,496,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 890,100
	1 国庫補助金	890,100
2 換地清算金		300
	1 換地清算金	300
3 財産収入		507
	1 財産売却収入	507
4 繰入金		1,564,458
	1 一般会計繰入金	1,564,458
5 繰越金		41,177
	1 繰越金	41,177
歳 入 合 計		2,496,542

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 2,494,042
	1 土地区画整理費	2,494,042
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,496,542

平成28年度秋田市市有林会計予算

平成28年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 3,179
	1 県補助金	3,179
2 財産収入		683
	1 財産運用収入	678
	2 財産売払収入	3
	3 分収林収入	2
3 繰入金		110,235
	1 一般会計繰入金	110,235
4 繰越金		8,974
	1 繰越金	8,974
5 諸収入		278
	1 雑入	278

6 市 債		8,300
	1 市債	8,300
歳 入 合 計		131,649

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 25,840
	1 総務管理費	25,840
2 事 業 費		16,902
	1 造林事業費	16,902
3 公 債 費		88,607
	1 公債費	88,607
4 諸 支 出 金		100
	1 分収交付金	100
5 予 備 費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		131,649

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	8,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	8,300			

平成28年度秋田市市営墓地会計予算

平成28年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 44,815
	1 使用料	24,897
	2 手数料	19,918
2 繰 入 金		119,270
	1 一般会計繰入金	119,270
3 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
4 諸 収 入		45
	1 雑入	45
歳 入 合 計		164,131

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 43,761
	1 総務管理費	38,391
	2 一般会計繰出金	5,370
2 事 業 費		119,270
	1 事業費	119,270
3 公 債 費		100
	1 公債費	100
4 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		164,131

平成28年度秋田市中央卸売市場会計予算

平成28年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 19,792
	1 使用料	19,792
2 繰 入 金		56,192
	1 一般会計繰入金	56,192
3 繰 越 金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸 収 入		21,274
	1 貸付金元利収入	16,004
	2 雑入	5,270
歳 入 合 計		98,258

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 63,893
	1 総務管理費	63,893
2 公 債 費		34,265
	1 公債費	34,265
3 予 備 費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		98,258

平成28年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

平成28年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ444,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 147,280
	1 使用料	147,279
	2 手数料	1
2 財産収入		793
	1 財産運用収入	793
3 繰入金		114,710
	1 一般会計繰入金	114,710
4 繰越金		3,200
	1 繰越金	3,200
5 諸収入		178,947
	1 貸付金元利収入	64,016
	2 雑入	114,931
歳 入 合 計		444,930

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 304,442
	1 総務管理費	304,442
2 事業費		21,100
	1 地方卸売市場施設整備費	21,100
3 公債費		118,988
	1 公債費	118,988
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		444,930

平成28年度秋田市大森山動物園会計予算
平成28年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めると

ころによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528,147千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 89,825
	1 使用料	89,825
2 財産収入		3,138
	1 財産運用収入	3,138
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		418,049
	1 一般会計繰入金	418,049
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		17,124
	1 雑入	17,124
歳 入 合 計		528,147

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 439,398
	1 総務管理費	439,398
2 事業費		40,700
	1 動物園施設整備費	40,700
3 公債費		47,949
	1 公債費	47,949
4 予備費		100
	1 予備費	100

歳 出 合 計	528,147
---------	---------

平成28年度秋田市廃棄物発電会計予算
平成28年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,880千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		千円 384,879
	1 発電収入	384,879
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		384,880

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 70,056
	1 総務管理費	70,056
2 繰 出 金		305,984
	1 一般会計繰出金	305,984
3 公 債 費		8,840
	1 公債費	8,840
歳 出 合 計		384,880

平成28年度秋田市病院事業債管理会計予算

平成28年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ722,855千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 318,917
	1 負担金	318,917
2 諸 収 入		290,538
	1 貸付金元利収入	290,538
3 市 債		113,400
	1 市債	113,400
歳 入 合 計		722,855

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 113,400
	1 市立秋田総合病院貸付金	113,400
2 公 債 費		609,455
	1 公債費	609,455
歳 出 合 計		722,855

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 立 秋 田 総 合 病 院 貸 付 金	113,400	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借換するこ とができる。
計	113,400			

平成28年度秋田市国民健康保険事業会計予算

平成28年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,247,337千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合
における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,156,298
	1 国民健康保険税	5,156,298
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,659,300
	1 国庫負担金	5,646,060
	2 国庫補助金	2,013,240
4 療養給付費交付金		605,429
	1 療養給付費交付金	605,429
5 前期高齢者交付金		10,111,074
	1 前期高齢者交付金	10,111,074
6 県支出金		1,656,636
	1 県負担金	354,482
	2 県補助金	1,302,154
7 共同事業交付金		8,936,384
	1 共同事業交付金	8,936,384
8 財産収入		176
	1 財産運用収入	176
9 繰入金		3,109,268
	1 一般会計繰入金	2,709,268
	2 基金繰入金	400,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		12,770

	1 延滞金、加算金及び過料	1,109
	2 雑入	11,661
歳 入	合 計	37,247,337

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 171,556
	1 総務管理費	72,455
	2 徴税費	96,419
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	2,458
2 保険給付費		23,451,404
	1 療養諸費	20,444,783
	2 高額療養費	2,893,654
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	88,665
	5 葬祭諸費	24,300
3 後期高齢者支援金等		3,500,149
	1 後期高齢者支援金等	3,500,149
4 前期高齢者納付金等		1,815
	1 前期高齢者納付金等	1,815
5 老人保健拠出金		148
	1 老人保健拠出金	148
6 介護納付金		1,087,586
	1 介護納付金	1,087,586
7 共同事業拠出金		8,477,830
	1 共同事業拠出金	8,477,830
8 保健事業費		333,181

	1 特定健康診査等事業費	230,767
	2 保健事業費	102,414
9 基金積立金		176
	1 基金積立金	176
10 公 債 費		3000
	1 公債費	3,000
11 諸 支 出 金		20,492
	1 償還金及び還付加算金	20,491
	2 一部負担金	1
12 予 備 費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		37,247,337

平成28年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
平成28年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,967千円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第
1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項
の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定
める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 10,799
	1 一般会計繰入金	10,799
2 繰 越 金		55,515
	1 繰 越 金	55,515
3 諸 収 入		37,653
	1 貸付金元利収入	37,652
	2 雑入	1
歳 入 合 計		103,967

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 47,995
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	47,995
2 公 債 費		37,140
	1 公債費	500
	2 償還金	36,640
3 諸 支 出 金		18,832
	1 一般会計繰出金	18,832
歳 出 合 計		103,967

平成28年度秋田市介護保険事業会計予算

平成28年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,242,631千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 5,845,711
	1 介護保険料	5,845,711
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		6,776,201
	1 国庫負担金	4,955,271
	2 国庫補助金	1,820,930
4 支払基金交付金		7,647,380
	1 支払基金交付金	7,647,380
5 県 支 出 金		3,986,319

	1 県負担金	3,897,086
	2 県補助金	89,233
6 財 産 収 入		1
	1 基金運用収入	1
7 繰 入 金		3,981,465
	1 一般会計繰入金	3,981,464
	2 基金繰入金	1
8 繰 越 金		5,396
	1 繰越金	5,396
9 諸 収 入		157
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	156
歳 入 合 計		28,242,631

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 371,674
	1 総務管理費	371,674
2 保険給付費		27,238,041
	1 介護サービス等諸費	23,950,546
	2 介護予防サービス等諸費	1,265,897
	3 高額介護サービス等費	690,643
	4 特定入所者介護サービス等費	1,293,087
	5 その他諸費	37,868
3 地域支援事業費		495,464
	1 介護予防事業費	74,052
	2 包括的支援事業・任意事業費	421,412
4 基金積立金		1

	1 基金積立金	1
5 公 債 費		102,000
	1 公債費	102,000
6 諸 支 出 金		5,451
	1 償還金及び還付加算金	5,451
7 予 備 費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		28,242,631

平成28年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
平成28年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,318,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,537,620
	1 後期高齢者医療保険料	2,537,620
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰 入 金		757,455
	1 一般会計繰入金	757,455
4 繰 越 金		13,100
	1 繰越金	13,100
5 諸 収 入		10,452
	1 延滞金、加算金及び過料	200
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	52
歳 入 合 計		3,318,628

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 52,342
	1 総務管理費	21,101
	2 徴収費	31,241
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,245,886
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,245,886
3 公 債 費		200
	1 公債費	200
4 諸 支 出 金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予 備 費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,318,628

平成28年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 148,622戸
- (2) 年間総配水量 35,936,697㎥
- (3) 一日平均配水量 98,457㎥
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 配水管整備工事
 - 配水管布設 3,060m
 - 配水管布設替 16,990m
 - (ロ) 施設改良工事
 - 土崎環状線配水管整備 1,150m
 - 金足線配水管整備 700m
 - 千秋中通明田線配水管整備 570m
 - 緊急貯水槽整備 1基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 7,717,325千円
 - 第1項 営業収益 7,070,435千円
 - 第2項 営業外収益 646,888千円
 - 第3項 特別利益 2千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 6,820,132千円

- 第1項 営 業 費 用 6,204,985千円
- 第2項 営 業 外 費 用 610,247千円
- 第3項 特 別 損 失 3,100千円
- 第4項 予 備 費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,633,282千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額157,540千円、減債積立金616,102千円及び過年度分損益勘定留保資金1,859,640千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資 本 的 収 入 1,511,321千円
 - 第1項 企 業 債 967,000千円
 - 第2項 出 資 金 150,153千円
 - 第3項 補 助 金 175,500千円
 - 第4項 固定資産売却代金 1千円
 - 第5項 負担金及び寄附金 218,667千円

支 出

- 第1款 資 本 的 支 出 4,144,603千円
 - 第1項 建 設 改 良 費 2,720,740千円
 - 第2項 企 業 債 償 還 金 1,423,863千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

老朽給水管解消に
係る資金融資あっ
せん利子補給
(企 業 債)

平成28年度から
33年度まで 52千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費
限 度 額 967,000千円
起債の方法 証書借入
利 率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,019,840千円
(2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,133千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度末処分利益剰余金のうち725,709千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 362,709千円
(2) 建設改良積立金 363,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、180,000千円と定める。

平成28年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数 118,835戸
(2) 年間総処理水量 37,593,234 m^3
(3) 一日平均処理水量 102,995 m^3
(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設 5,674m

管 渠 改 築 等 3,600m

(ロ) ポンプ場建設

川口ポンプ場等施設整備 一式

(ハ) 処 理 場 建 設

八橋終末処理場施設整備 一式

(ニ) 特定環境保全公共下水道

管 渠 布 設 7,967m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益 10,829,057千円

第1項 営 業 収 益 7,453,242千円

第2項 営 業 外 収 益 3,375,813千円

第3項 特 別 利 益 2千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用 10,003,183千円

第1項 営 業 費 用 8,470,227千円

第2項 営 業 外 費 用 1,528,905千円

第3項 特 別 損 失 1,501千円

第4項 予 備 費 2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,134,533千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137,388千円、減債積立金927,907千円、過年度分損益勘定留保資金385,214千円及び当年度分損益勘定留保資金2,684,024千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入 6,337,464千円

第1項 企 業 債 3,945,800千円

第2項 出 資 金 922,134千円

第3項 補 助 金 1,368,000千円

第4項 負 担 金 101,529千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 10,471,997千円

第1項 建 設 改 良 費 4,620,821千円

第2項 企 業 債 償 還 金 5,851,176千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成28年度から 34年度まで	1,836千円

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金損失補償	平成28年度から 34年度まで	3,990千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費及び企業債償還金

限 度 額 3,945,800千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行

その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 617,576千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,423,650千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度末処分利益剰余金のうち688,487千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 688,487千円

平成28年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排 水 戸 数	2,995戸	226戸	3,221戸
(2) 年間総処理水量	1,006,708㎡	52,093㎡	1,058,801㎡
(3) 一日平均処理水量	2,758㎡	143㎡	2,901㎡
(4) 主要な建設改良事業			

(イ) 農業集落排水建設改良

下北手寒川・中央処理区統合工事 一式

(ロ) 個別排水処理施設建設

特定地域生活排水処理施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	834,133千円
第1項	営 業 収 益	142,086千円
第2項	営 業 外 収 益	692,046千円
第3項	特 別 利 益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	31,871千円
第1項	営 業 収 益	8,895千円
第2項	営 業 外 収 益	22,974千円
第3項	特 別 利 益	2千円
支 出		
第1款	農業集落排水事業費用	833,559千円
第1項	営 業 費 用	726,813千円
第2項	営 業 外 費 用	89,537千円

第3項	特 別 損 失	16,709千円
第4項	予 備 費	500千円
第2款	個別排水処理事業費用	32,300千円
第1項	営 業 費 用	29,412千円
第2項	営 業 外 費 用	2,786千円
第3項	特 別 損 失	2千円
第4項	予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額210,212千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145千円及び過年度分損益勘定留保資金210,067千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	農業集落排水事業資本的収入	206,985千円
第1項	企 業 債	46,300千円
第2項	出 資 金	100,113千円
第3項	補 助 金	47,300千円
第4項	基 金 繰 入 金	13,272千円
第2款	個別排水処理事業資本的収入	25,238千円
第1項	企 業 債	9,900千円
第2項	出 資 金	11,375千円
第3項	補 助 金	2,976千円
第4項	負 担 金	987千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	411,977千円
第1項	建 設 改 良 費	121,274千円
第2項	企 業 債 償 還 金	290,678千円
第3項	投 資	25千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	30,458千円
第1項	建 設 改 良 費	24,405千円
第2項	企 業 債 償 還 金	6,053千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	平成28年度から 34年度まで	97千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	平成28年度から 34年度まで	210千円
水洗便所改造 資金利子補給 (個別排水処理)	平成28年度から 34年度まで	97千円
水洗便所改造 資金損失補償 (個別排水処理)	平成28年度から 34年度まで	210千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	56,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り

入れる場合、利率の見直しを行った後において
は、当該見直し後の利率)
償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行
その他の場合は債権者と協議して定める。ただ
し財政の都合により据置期間及び償還期限を短
縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換するこ
とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場
合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第
2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以
外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金
額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 65,819千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、423,215
千円である。

秋田市告示第81号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を次のとお
り指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等
に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により
告示する。

平成28年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市河辺高齢者健康づくりセンター
- 2 指定管理者
秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾 形 和 雄
- 3 指定の期間
平成28年 4 月1日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第82号

次の被保険者証返還命令通知書は、本人の住所又は居所が明ら
かでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書は、市民生活部国保年金
課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、
いつでも交付する。

平成28年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
被保険者証返還命令通知書

秋田市告示第83号

秋田市中央市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指

定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等
に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告
示する。

平成28年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市中央市民サービスセンター
- 2 指定管理者
秋田市山王一丁目1番1号
中央地域づくり協議会
会長 渡 邊 正 敏
- 3 指定の期間
平成28年 5 月6日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第84号

秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指
定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等
に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告
示する。

平成28年 3 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市河辺市民サービスセンター(秋田市民サービスセン
ター条例(平成20年秋田市条例第38号)第4条の表秋田市河辺
市民サービスセンターの項第1号から第3号までに規定する地
域文化ホール、和室および洋室に限る。)
- 2 指定管理者
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 備 後 正 義
- 3 指定の期間
平成28年 4 月1日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第85号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規
定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場
使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定に
より告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟
- 2 委託契約期間
平成28年 4 月1日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規
定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使
用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定によ
り告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

四ツ小屋下町内会

2 認可年月日

平成 4 年 7 月 3 日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 伊 藤 秀 孝

秋田市四ツ小屋字城下当場17番地 1

変更後 新 田 宏 光

秋田市四ツ小屋字笹葉350番地 3

4 変更年月日

平成28年 2 月28日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第89号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市河辺ユフォーレ公園施設

2 指定管理者

秋田市河辺三内字丸舞 1 番地 1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾 形 和 雄

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第90号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市河辺岩見温泉

2 指定管理者

株式会社東北ダイケン秋田支店

3 変更があった事項およびその内容

指定の期間「平成26年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成26年 4 月 1 日から平成28年 6 月30日まで」に変更する。

4 変更年月日

平成28年 3 月18日

5 変更理由

河辺岩見温泉の営業期間を平成28年 6 月末までとしたことによる。

秋田市告示第91号

秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市北部市民サービスセンター

2 指定管理者

秋田市土崎港西五丁目 3 番 1 号

北部地域住民自治協議会

会長 林 明 夫

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第92号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市旭北地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市大町四丁目 4 番15号

旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 長谷川 淳 司

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第93号

秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定に

より告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市上北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地 1
上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 熊 谷 金 悦
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第94号

秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市桜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市桜台一丁目 1 番 4 号
桜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 武 内 仁
- 3 指定の期間
平成28年 6 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第95号

秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市寺内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市寺内神屋敷13番23号
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 川 口 洋 一
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機関名	医療機関 住 所	開設者名	更 新 年月日
147	青山薬局 秋田駅ト ピコ店	秋田市中通 七丁目 1 番 2 号 ステーショ ンビルトピ コ 2 F	株式会社トップ オブビュー 代表取締役 加賀谷 誠	平成28年 5 月 1 日

秋田市告示第97号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設
- 2 指定管理者
秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地
鹿野戸自治会
会長 舟 山 義 勝
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第98号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設
- 2 指定管理者
秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
萱ヶ沢自治会
会長 加 藤 薫
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第99号

秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市雄和山村交流センター
- 2 指定管理者
秋田市雄和碓田字梵天野27番地 1
碓田自治会
会長 那 須 新 一
- 3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第100号

秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和市民サービスセンター

2 指定管理者

秋田市雄和妙法字上大部48番地 1

雄和市民協議会

会長 金 清一郎

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	開設者氏名または名称	指 定 年月日
あおば眼科	高 橋 敦	平成28年 3 月 1 日
イオン薬局御所 野店	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡 崎 双 一	平成28年 3 月 1 日

2 廃止

名 称	開設者氏名又は名称	廃 止 年月日
イオン薬局御所 野店	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡 崎 双 一	平成28年 2 月29日

秋田市告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
クオール薬局秋田飯 島店	秋田市飯島字堀川83番地 1	平成28年 3 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ハートボックスケア プランセンター	秋田市仁井田新田一丁目 16番 4 号	平成28年 3 月15日
デイサービスなな菜	秋田市新屋天秤野 8 番13 号	平成28年 3 月15日

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市土崎港西五丁目 3 番 1 号

北部地域住民自治協議会

会長 林 明 夫

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和妙法字上大部48番地 1

雄和市民協議会

会長 金 清一郎

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第105号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、および同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定めたので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第 2 条の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

1 指定する道路の路線名および区間

整理 番号	路 線 名	区 間
30724	寺内神屋敷 6 号線	秋田市寺内字神屋敷295番37 地先から 秋田市寺内字神屋敷295番34 地先まで
40431	外旭川三千刈 1 号 線	秋田市外旭川字三千刈171番 1 地先から 秋田市外旭川字三千刈96番 1 地先まで
40429	イサノ外旭川三千 刈 1 号線	秋田市寺内字イサノ43番 1 地 先から 秋田市外旭川字三千刈127番 1 地先まで
1083	金足添川線	秋田市外旭川字小谷地110番 2 地先から 秋田市添川字境内川原 3 番 4 地先まで

2 指定する期日

平成28年 4 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう注意するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木などの上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒装置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射装置その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

秋田市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名
秋田市千秋城下町 5 番53号
株式会社スタッフ
代表取締役 北 川 豊 彦

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市河辺市民サービスセンター施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2
河辺の郷自治協議会
会長 備 後 正 義

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、古川町街区公園の施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市土崎港西五丁目 3 番 1 号
北部地域住民自治協議会
会長 林 明 夫

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

平成28年 3 月31日

3 縦覧期間

平成28年 4 月 1 日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

別紙

道路の 種 別	旧 新	路 線 名	起 終 点	総延長 （メートル）	幅 員 （メートル）
市道	旧	割山向浜線	秋田市新屋豊町93番 1 地先 秋田市新屋町字砂奴寄 4 番15地先	3,629.30	6.80 ～ 22.40
	新	割山向浜線	秋田市新屋豊町93番 1 地先 秋田市新屋町字砂奴寄 4 番15地先	3,629.30	6.80 ～ 22.40

市道	旧	秋田環状 2 号線	秋田市千秋城下町51番10地先 秋田市保戸野千代田町301番 1 地先	2,232.70	13.00 ～ 36.70
	新	秋田環状 2 号線	秋田市千秋城下町51番10地先 秋田市保戸野千代田町301番 1 地先	2,221.90	13.00 ～ 36.70
市道	旧	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番 2 地先 秋田市広面字広面10番 4 地先	5,233.30	7.70 ～ 37.00
	新	川尻広面線	秋田市山王臨海町137番 2 地先 秋田市広面字広面10番 4 地先	5,233.30	7.70 ～ 37.00
市道	旧	浜街道 2 号線	秋田市新屋大川町515番 2 地先 秋田市新屋町字清水出脇11番地先	1,928.60	8.10 ～ 32.60
	新	浜街道 2 号線	秋田市新屋大川町515番 2 地先 秋田市新屋町字清水出脇11番地先	2,099.40	9.70 ～ 53.30
市道	旧	桂根線	秋田市浜田字稗田沢171番 1 地先 秋田市下浜桂根字浜田83番 1 地先	2,635.80	5.30 ～ 18.00
	新	桂根線	秋田市浜田字稗田沢171番 1 地先 秋田市下浜桂根字浜田83番 1 地先	2,635.80	5.30 ～ 18.00
市道	旧	豊岩豊巻新屋田尻 沢東町線	秋田市豊岩豊巻字内縄尻 5 番 2 地先 秋田市新屋田尻沢東町63番 1 地先	3,200.70	5.00 ～ 13.50
	新	豊岩豊巻新屋田尻 沢東町線	秋田市豊岩豊巻字内縄尻 5 番 2 地先 秋田市新屋田尻沢東町63番 1 地先	3,200.70	5.00 ～ 13.50
市道	旧	茨島一丁目 2 号線	秋田市茨島一丁目 3 番 2 地先 秋田市茨島一丁目 3 番 1 地先	52.60	6.40 ～ 8.00
	新	茨島一丁目 2 号線	秋田市茨島一丁目 3 番 2 地先 秋田市茨島一丁目 3 番 1 地先	52.60	6.40 ～ 8.40
市道	旧	手形若葉町 1 号線	秋田市手形字西谷地86番 3 地先 秋田市手形字西谷地103番 2 地先	336.80	4.40 ～ 6.50
	新	手形若葉町 1 号線	秋田市手形字西谷地86番 3 地先 秋田市手形字西谷地103番 2 地先	336.80	6.50 ～ 8.00
市道	旧	牛島兎谷地 7 号線	秋田市牛島字兎谷地52番 1 地先 秋田市牛島字兎谷地46番 8 地先	123.00	6.00 ～ 9.80
	新	牛島兎谷地 7 号線	秋田市牛島字兎谷地52番 1 地先 秋田市牛島字兎谷地46番 8 地先	123.00	6.00 ～ 6.10
市道	旧	千秋城下町 4 号線	秋田市千秋城下町202番19地先 秋田市千秋城下町202番19地先	28.00	3.80 ～ 3.90
	新	千秋城下町 4 号線	秋田市千秋城下町202番19地先 秋田市千秋城下町202番19地先	28.00	3.80 ～ 4.00
市道	旧	手形山崎 6 号線	秋田市手形字山崎30番 2 地先 秋田市手形字山崎77番 4 地先	110.30	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎 6 号線	秋田市手形字山崎30番 2 地先 秋田市手形字山崎77番 4 地先	108.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形若葉町 7 号線	秋田市手形字西谷地70番 1 地先 秋田市手形字西谷地91番 4 地先	110.90	4.00 ～ 4.00
	新	手形若葉町 7 号線	秋田市手形字西谷地70番 1 地先 秋田市手形字西谷地91番 4 地先	109.90	4.00 ～ 4.00
市道	旧	牛島東四丁目 8 号 線	秋田市牛島東四丁目21番 3 地先 秋田市牛島東四丁目148番 2 地先	187.00	5.20 ～ 6.20
	新	牛島東四丁目 8 号 線	秋田市牛島東四丁目21番 3 地先 秋田市牛島東四丁目148番 2 地先	187.00	5.10 ～ 6.20
市道	旧	榎山城南町 6 号線	秋田市榎山城南町28番 3 地先 秋田市榎山城南町30番 5 地先	105.50	5.40 ～ 6.10
	新	榎山城南町 6 号線	秋田市榎山城南町28番 3 地先 秋田市榎山城南町30番 5 地先	105.50	5.50 ～ 6.10

市道	旧	大小路 1 号線	秋田市寺内字神屋敷151番 2 地先 秋田市寺内字後城203番 1 地先	1,421.90	2.20 ～ 6.50
	新	大小路 1 号線	秋田市寺内字神屋敷151番 2 地先 秋田市寺内字後城203番 1 地先	1,421.90	2.20 ～ 6.50
市道	旧	戌川原 1 号線	秋田市八橋字戌川原64番 2 地先 秋田市八橋字戌川原 5 番地先	702.60	4.00 ～ 7.70
	新	戌川原 1 号線	秋田市八橋字戌川原64番 2 地先 秋田市八橋字戌川原 5 番地先	700.00	4.00 ～ 7.70
市道	旧	金砂町 6 号線	秋田市保戸野金砂町234番 2 地先 秋田市保戸野金砂町622番 1 地先	111.70	6.00 ～ 6.00
	新	金砂町 6 号線	秋田市保戸野金砂町234番 2 地先 秋田市保戸野金砂町622番 1 地先	112.70	6.00 ～ 6.60
市道	旧	将軍野向山 1 号線	秋田市将軍野向山337番地先 秋田市将軍野向山306番 7 地先	156.30	5.20 ～ 6.00
	新	将軍野向山 1 号線	秋田市将軍野向山337番地先 秋田市将軍野向山306番 7 地先	156.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	三嶽根 4 号線	秋田市泉三嶽根165番 1 地先 秋田市泉三嶽根148番地先	417.20	2.80 ～ 5.20
	新	三嶽根 4 号線	秋田市泉三嶽根165番 1 地先 秋田市泉三嶽根148番地先	417.20	2.80 ～ 5.20
市道	旧	仁井田路見町大住線	秋田市仁井田路見町64番10地先 秋田市大住三丁目227番26地先	583.90	6.00 ～ 6.00
	新	仁井田路見町大住線	秋田市仁井田路見町64番10地先 秋田市大住三丁目227番26地先	583.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	城下当場 3 号線	秋田市四ツ小屋字城下当場 1 番65地先 秋田市四ツ小屋字御野場549番地先	81.50	4.70 ～ 7.00
	新	城下当場 3 号線	秋田市四ツ小屋字城下当場 1 番65地先 秋田市四ツ小屋字御野場549番地先	81.50	5.80 ～ 8.60
市道	旧	城下当場 6 号線	秋田市四ツ小屋字城下当場48番 1 地先 秋田市四ツ小屋字城下当場48番地先	140.70	4.80 ～ 5.10
	新	城下当場 6 号線	秋田市四ツ小屋字城下当場48番 1 地先 秋田市四ツ小屋字城下当場48番地先	140.70	5.00 ～ 5.10
市道	旧	末戸松本 1 号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷138番地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷198番 1 地先	474.00	6.00 ～ 13.80
	新	末戸松本 1 号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷138番地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷198番 1 地先	474.00	6.00 ～ 13.80
市道	旧	末戸松本 2 号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字柳田94番 1 地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字堂ノ前59番地先	662.30	3.00 ～ 10.00
	新	末戸松本 2 号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字柳田94番 1 地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字堂ノ前59番地先	662.30	3.00 ～ 10.00
市道	旧	勝平通線	秋田市新屋船場町127番31地先 秋田市新屋南浜町273番 3 地先	1,666.80	7.10 ～ 12.40
	新	勝平通線	秋田市新屋船場町127番31地先 秋田市新屋南浜町273番 3 地先	1,681.20	7.10 ～ 32.50
市道	旧	大森山 1 号線	秋田市浜田字稗田沢71番 2 地先 秋田市浜田字石山 1 番 1 地先	2,148.80	6.50 ～ 40.00
	新	大森山 1 号線	秋田市浜田字稗田沢71番 2 地先 秋田市浜田字石山 1 番 1 地先	2,148.80	6.50 ～ 40.00
市道	旧	新屋新町後 3 号線	秋田市新屋町字新町後253番 3 地先 秋田市新屋町字新町後280番46地先	213.10	7.30 ～ 9.90
	新	新屋新町後 3 号線	秋田市新屋町字新町後253番 3 地先 秋田市新屋町字新町後280番46地先	212.10	7.30 ～ 9.90

市道	旧	新屋豊町12号線	秋田市新屋豊町553番16地先 秋田市新屋豊町553番15地先	83.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋豊町12号線	秋田市新屋豊町553番16地先 秋田市新屋豊町553番15地先	84.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋北浜町14号線	秋田市新屋北浜町184番22地先 秋田市新屋北浜町322番18地先	448.70	6.00 ～ 6.00
	新	新屋北浜町14号線	秋田市新屋北浜町184番22地先 秋田市新屋北浜町322番18地先	446.00	6.50 ～ 25.90
市道	旧	豊岩石田坂 6 号線	秋田市豊岩石田坂字上野229番地先 秋田市豊岩石田坂字上野174番 6 地先	416.00	5.00 ～ 7.00
	新	豊岩石田坂 6 号線	秋田市豊岩石田坂字上野229番地先 秋田市豊岩石田坂字上野174番 6 地先	416.00	5.00 ～ 7.00
市道	旧	横森四丁目 6 号線	秋田市横森四丁目444番地先 秋田市横森四丁目443番地先	52.00	5.90 ～ 6.00
	新	横森四丁目 6 号線	秋田市横森四丁目444番地先 秋田市横森四丁目443番地先	52.00	6.00 ～ 6.10
市道	旧	横山向谷地線	秋田市仁井田字横山396番 1 地先 秋田市上北手荒巻字向谷地11番 1 地先	1,297.30	2.40 ～ 4.10
	新	横山向谷地線	秋田市仁井田字横山396番 1 地先 秋田市上北手荒巻字向谷地11番 1 地先	1,297.30	2.40 ～ 4.70
市道	旧	猿田沢小山田線	秋田市上北手猿田字猿田沢232番地先 秋田市上北手小山田字小山田57番 1 地先	2,726.10	2.90 ～ 33.00
	新	猿田沢小山田線	秋田市上北手猿田字猿田沢232番地先 秋田市上北手小山田字小山田57番 1 地先	2,726.10	2.90 ～ 33.00
市道	旧	荒巻石塚谷地線	秋田市上北手荒巻字鳥越235番地先 秋田市檜山字石塚谷地171番地先	946.80	2.50 ～ 19.90
	新	荒巻石塚谷地線	秋田市上北手荒巻字鳥越235番地先 秋田市檜山字石塚谷地171番地先	946.80	2.50 ～ 19.90
市道	旧	柳田境田13号線	秋田市柳田字境田19番 5 地先 秋田市柳田字境田19番 5 地先	60.00	6.00 ～ 6.00
	新	柳田境田13号線	秋田市柳田字境田19番 5 地先 秋田市柳田字境田19番 5 地先	60.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	太平八田線	秋田市太平八田字扇田181番地先 秋田市太平八田字藤ノ崎159番地先	952.50	3.80 ～ 8.30
	新	太平八田線	秋田市太平八田字扇田181番地先 秋田市太平八田字藤ノ崎159番地先	952.50	3.80 ～ 8.30
市道	旧	太平八田堆雪場線	秋田市太平八田字藤ノ崎239番 1 地先 秋田市太平八田字館ヶ沢24番 3 地先	622.50	5.50 ～ 6.70
	新	太平八田堆雪場線	秋田市太平八田字藤ノ崎239番 1 地先 秋田市太平八田字館ヶ沢24番 3 地先	618.20	4.00 ～ 6.30
市道	旧	北部公民館線	秋田市下新城中野字琵琶沼306番 6 地先 秋田市下新城長岡字外脇151番 1 地先	987.70	4.00 ～ 12.10
	新	北部公民館線	秋田市下新城中野字琵琶沼306番 6 地先 秋田市下新城長岡字外脇151番 1 地先	987.70	4.00 ～ 12.10
市道	旧	港北保育所前線	秋田市土崎港北六丁目44番18地先 秋田市港北新町28番29地先	531.20	4.80 ～ 6.00
	新	港北保育所前線	秋田市土崎港北六丁目44番18地先 秋田市港北新町28番29地先	531.20	5.00 ～ 6.20
市道	旧	萬吉橋線	秋田市下新城笠岡字堰場14番地先 秋田市下新城笠岡字堰場118番地先	273.50	1.00 ～ 3.40
	新	萬吉橋線	秋田市下新城笠岡字堰場14番地先 秋田市下新城笠岡字堰場118番地先	271.50	1.00 ～ 4.20

市道	旧	岩見庄内線	秋田市河辺岩見新川184番地先 秋田市河辺岩見繁沢国有林287林班ム小班	5,002.90	5.80 ～ 75.00
	新	岩見庄内線	秋田市河辺岩見新川184番地先 秋田市河辺岩見繁沢国有林287林班ム小班	5,002.90	5.80 ～ 75.00
市道	旧	豊成丸山線	秋田市河辺戸島大古川 5 番地先 秋田市河辺畑谷岱219番 1 地先	990.60	2.50 ～ 15.70
	新	豊成丸山線	秋田市河辺戸島大古川 5 番地先 秋田市河辺畑谷岱219番 1 地先	990.60	2.50 ～ 15.70
市道	旧	松測 1 号線	秋田市河辺松測中村22番地先 秋田市河辺松測高田52番地先	419.50	2.30 ～ 8.50
	新	松測 1 号線	秋田市河辺松測中村22番地先 秋田市河辺松測高田52番地先	419.50	2.30 ～ 8.50
市道	旧	曾場 3 号線	秋田市河辺三内曾場台166番 1 地先 秋田市河辺三内曾場面37番地先	633.50	3.30 ～ 14.50
	新	曾場 3 号線	秋田市河辺三内曾場台166番 1 地先 秋田市河辺三内曾場面37番地先	633.50	3.30 ～ 14.50
市道	旧	鶴巻線	秋田市河辺大張野水口沢230番 1 地先 秋田市河辺大張野水口沢221番地先	153.50	6.50 ～ 7.50
	新	鶴巻線	秋田市河辺大張野水口沢230番 1 地先 秋田市河辺大張野水口沢221番地先	152.50	6.50 ～ 7.50
市道	旧	河辺鶴巻 1 号線	秋田市河辺神内鶴巻48番15地先 秋田市河辺神内鶴巻48番17地先	58.30	5.00 ～ 5.00
	新	河辺鶴巻 1 号線	秋田市河辺神内鶴巻48番15地先 秋田市河辺神内鶴巻48番17地先	57.30	5.00 ～ 5.00
市道	旧	河辺鶴巻 2 号線	秋田市河辺神内鶴巻48番 9 地先 秋田市河辺神内鶴巻48番29地先	62.00	5.00 ～ 5.00
	新	河辺鶴巻 2 号線	秋田市河辺神内鶴巻48番 9 地先 秋田市河辺神内鶴巻48番29地先	63.90	5.00 ～ 5.00
市道	旧	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番 1 地先	3,721.50	4.50 ～ 11.70
	新	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番 1 地先	3,721.50	4.50 ～ 11.70
市道	旧	中の沢線	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢60番地先 秋田市雄和萱ヶ沢字寄合20番地先	7,260.70	4.00 ～ 61.00
	新	中の沢線	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢60番地先 秋田市雄和萱ヶ沢字寄合20番地先	7,237.50	4.00 ～ 61.00
市道	旧	平沢石田妙法線	秋田市雄和平沢字田中86番 2 地先 秋田市雄和妙法字槐下18番地先	2,918.30	4.00 ～ 24.50
	新	平沢石田妙法線	秋田市雄和平沢字田中86番 2 地先 秋田市雄和妙法字槐下18番地先	2,918.30	4.00 ～ 24.50
市道	旧	太子前線	秋田市雄和種沢字沼田71番地先 秋田市雄和種沢字太子前140番地先	154.40	4.50 ～ 15.50
	新	太子前線	秋田市雄和種沢字沼田71番地先 秋田市雄和種沢字太子前140番地先	154.40	4.50 ～ 6.40
市道	旧	太子前中村線	秋田市雄和種沢字太子前156番地先 秋田市雄和種沢字中村	1,023.70	2.50 ～ 6.00
	新	太子前中村線	秋田市雄和種沢字太子前156番地先 秋田市雄和種沢字中村	1,023.70	2.10 ～ 6.00
市道	旧	芝野 1 号線	秋田市雄和芝野新田字中台25番地先 秋田市雄和芝野新田字前田296番地先	65.20	3.80 ～ 7.50
	新	芝野 1 号線	秋田市雄和芝野新田字中台25番地先 秋田市雄和芝野新田字前田296番地先	65.20	3.80 ～ 6.00

市道	旧	安養寺椿岱線	秋田市雄和椿川字堤根34番地先 秋田市雄和椿川字奥椿岱12番地先	790.70	7.80 ～ 28.00
	新	安養寺椿岱線	秋田市雄和椿川字堤根34番地先 秋田市雄和椿川字奥椿岱12番地先	790.70	9.50 ～ 37.00
市道	旧	沼田中央線	秋田市雄和種沢字沼田125番地先 秋田市雄和種沢字潜龍寺前42番地先	420.10	6.00 ～ 10.60
	新	沼田中央線	秋田市雄和種沢字沼田125番地先 秋田市雄和種沢字潜龍寺前42番地先	420.10	6.00 ～ 10.60
市道	旧	手形山崎新栄町 1 号線	秋田市手形新栄町205番地先 秋田市手形字山崎199番地先	155.20	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎新栄町 1 号線	秋田市手形新栄町205番地先 秋田市手形字山崎199番地先	115.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形山崎23号線	秋田市手形字山崎17番 8 地先 秋田市手形字山崎28番 5 地先	163.80	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎23号線	秋田市手形字山崎17番 8 地先 秋田市手形字山崎28番 5 地先	160.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形山崎25号線	秋田市手形字山崎84番 3 地先 秋田市手形字山崎24番 3 地先	74.10	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎25号線	秋田市手形字山崎84番 3 地先 秋田市手形字山崎24番 3 地先	75.10	6.00 ～ 6.00
市道	旧	広面鍋沼13号線	秋田市広面字鍋沼 2 番 1 地先 秋田市広面字鍋沼 8 番 1 地先	131.30	4.90 ～ 6.00
	新	広面鍋沼13号線	秋田市広面字鍋沼 2 番 1 地先 秋田市広面字鍋沼 8 番 1 地先	131.30	5.50 ～ 6.10
市道	旧	寺内蛭根15号線	秋田市寺内蛭根二丁目55番48地先 秋田市寺内蛭根二丁目55番62地先	220.00	6.00 ～ 6.00
	新	寺内蛭根15号線	秋田市寺内蛭根二丁目55番48地先 秋田市寺内蛭根二丁目55番62地先	223.00	5.70 ～ 6.00
市道	旧	旭川新藤田11号線	秋田市旭川新藤田西町189番 2 地先 秋田市旭川新藤田西町280番 6 地先	185.70	6.00 ～ 6.00
	新	旭川新藤田11号線	秋田市旭川新藤田西町189番 2 地先 秋田市旭川新藤田西町280番 6 地先	184.40	6.00 ～ 6.00
市道	旧	茨島六丁目31号線	秋田市茨島六丁目189番 8 地先 秋田市茨島六丁目60番 5 地先	177.50	6.00 ～ 6.00
	新	茨島六丁目31号線	秋田市茨島六丁目189番 8 地先 秋田市茨島六丁目60番 5 地先	177.50	6.00 ～ 6.50
市道	旧	大森山動物園 1 号線	秋田市浜田字潟端284番 1 地先 秋田市浜田字潟端157番地先	147.10	10.00 ～ 12.80
	新	大森山動物園 1 号線	秋田市浜田字潟端284番 1 地先 秋田市浜田字潟端157番地先	217.60	10.00 ～ 12.50
市道	旧	新屋北浜町15号線	秋田市新屋下川原町322番18地先 秋田市新屋北浜町324番地先	101.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋北浜町15号線	秋田市新屋下川原町322番18地先 秋田市新屋北浜町324番地先	103.30	6.00 ～ 6.40
市道	旧	新屋北浜町17号線	秋田市新屋北浜町186番39地先 秋田市新屋北浜町186番73地先	139.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋北浜町17号線	秋田市新屋北浜町186番39地先 秋田市新屋北浜町186番73地先	138.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	南パークタウン10号線	秋田市浜田字館ノ前129番 2 地先 秋田市浜田字館ノ前129番 4 地先	55.70	6.00 ～ 7.70
	新	南パークタウン10号線	秋田市浜田字館ノ前129番 2 地先 秋田市浜田字館ノ前129番 4 地先	54.00	6.00 ～ 6.00

市道	旧	篠田台堤台二丁目線	秋田市上北手猿田字篠田台110番 8 地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番263地先	957.80	3.40 ～ 9.60
	新	篠田台堤台二丁目線	秋田市上北手猿田字篠田台110番 8 地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番263地先	976.50	3.40 ～ 9.70
市道	旧	堤台二丁目25号線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番281地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番278地先	55.90	6.00 ～ 6.00
	新	堤台二丁目25号線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番281地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番278地先	57.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	秋田外環状27号線	秋田市金足浦山字蟹沢132番47地先 秋田市金足片田字待入398番27地先	305.00	10.00 ～ 15.00
	新	秋田外環状27号線	秋田市金足浦山字蟹沢132番47地先 秋田市金足片田字待入398番27地先	253.90	4.60 ～ 6.80
市道	旧	秋田外環状31号線	秋田市金足浦山字松葉崎169番 1 地先 秋田市金足堀内字烏沢 1 番 6 地先	877.50	8.00 ～ 25.00
	新	秋田外環状31号線	秋田市金足浦山字松葉崎169番 1 地先 秋田市金足堀内字烏沢 1 番 6 地先	772.50	4.60 ～ 8.00
市道	旧	秋田外環状32号線	秋田市金足堀内字烏沢 1 番85地先 秋田市金足堀内字小栗34番 2 地先	241.70	8.00 ～ 25.00
	新	秋田外環状32号線	秋田市金足堀内字烏沢 1 番85地先 秋田市金足堀内字小栗34番 2 地先	225.10	4.10 ～ 8.70
市道	旧	秋田外環状46号線	秋田市下新城青崎字堂田89番 9 地先 秋田市下新城青崎字堂田108番 1 地先	153.00	4.00 ～ 4.00
	新	秋田外環状46号線	秋田市下新城青崎字堂田89番 9 地先 秋田市下新城青崎字堂田108番 1 地先	160.00	4.00 ～ 4.50
市道	旧	河辺丸山 1 号線	秋田市河辺細谷岱219番 1 地先 秋田市河辺細谷岱211番 2 地先	245.00	4.00 ～ 4.00
	新	河辺丸山 1 号線	秋田市河辺細谷岱219番 1 地先 秋田市河辺細谷岱211番 2 地先	245.00	4.00 ～ 7.00

秋田市告示第110号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域
別紙のとおり
- 2 区域変更の期日
平成28年 3 月31日
- 3 縦覧期間
平成28年 4 月 1 日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

別紙

道路の種 別	旧 新	路 線 名	起 点 終 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	牛島東三丁目四丁目線	秋田市牛島東三丁目387番 2 地先 秋田市牛島東四丁目11番地先	383.20	2.70 ～ 6.00
	新	牛島東三丁目四丁目線	秋田市牛島東三丁目387番 2 地先 秋田市牛島東四丁目11番地先	383.20	2.70 ～ 6.00
市道	旧	外旭川山崎 1 号線	秋田市外旭川字山崎383番 1 地先 秋田市外旭川字山崎292番 7 地先	423.70	3.30 ～ 6.60
	新	外旭川山崎 1 号線	秋田市外旭川字山崎383番 1 地先 秋田市外旭川字山崎292番 7 地先	423.70	3.30 ～ 6.60
市道	旧	新都市12号線	秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 地先	616.90	19.90 ～ 20.00
	新	新都市12号線	秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 地先	616.90	19.90 ～ 22.85

秋田市告示第111号

市道路線の供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区間

別紙のとおり

2 供用開始の期日

平成28年 3 月31日

3 縦覧期間

平成28年 4 月 1 日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

別紙

道路の種 別	路線名	供用開始区間	備考
市道	牛島東三丁目四丁目線	秋田市牛島東三丁目375番 6 地先 秋田市牛島東三丁目375番 7 地先	
市道	外旭川山崎 1 号線	秋田市外旭川字山崎281番 1 地先 秋田市外旭川字山崎282番 1 地先	
市道	新都市12号線	秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 地先 秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 地先	

秋田市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項および第158条の 2 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第144条の 2 ならびに子供・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第 6 条第 5 項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条の 2 第 6 項において準用する同令第158条第 2 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第 1 項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の 7 第 1 項および子供・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第 8 条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 対象とする歳入

- (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税
- (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- (6) 介護保険料（普通徴収）
- (7) 私立保育所保護者負担金
- (8) 公立保育所保護者負担金
- (9) 延長保育利用収入

- (10) 市営住宅使用料
- (11) 市営住宅駐車場使用料
- (12) 特定公共賃貸住宅使用料

2 委託の相手方

- (1) 秋田市山王三丁目 2 番 1 号
株式会社秋田銀行
- (2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
地銀ネットワークサービス株式会社
- (3) 別紙（省略）「提携コンビニエンスストア本部一覧」のとおり

3 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

秋田市告示第113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定に基づく道路の指定を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定番号

K C 8302-16

2 廃止する指定道路の種類

建築基準法第42条第 2 項の規定による指定に係る道路

3 廃止の年月日

平成28年 3 月31日

4 廃止する指定道路の位置

秋田市飯島松根西町39番 6、39番50、39番82、39番96、39番97、39番98、39番99および39番100

5 廃止する指定道路の延長および幅員

延長 89.51メートル

幅員 4.00メートル

秋田市告示第114号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第21条第 1 項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画（省略）を定めたので告示する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

平成28年 4 月 1 日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 長 村 彌 角

住所 東京都杉並区阿佐谷北四丁目 2 番 2 号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費

用は、概算払をすることができるものとする。

教 委 告 示

秋田市教委告示第 4 号

平成28年 3 月17日午後 3 時40分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成28年 3 月15日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 3 秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する件
- 4 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する件
- 5 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件
- 6 第 5 次秋田市社会教育中期計画を策定する件
- 7 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第 5 号

平成28年 3 月30日午前11時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成28年 3 月28日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委告示第 6 号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第 6 条の規定により告示する。

平成28年 3 月30日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数 所在地	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は 団 体 名
有形文化財 （古文書）	上北手嵯峨家文書	552点	秋田市上北手大山田字大平沢97番地	嵯峨孝男
無形民俗文化財	新屋の鹿嶋祭	秋田市新屋地内	秋田市新屋日吉町10番67号 秋田市新屋日吉神社会館	新屋鹿嶋祭保存会 会長 海風敏夫

選 管 告 示

秋市選管告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成28年 3 月 3 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 50分の 1 の数 5,290人
- 2 3 分の 1 の数 88,152人

農 委 告 示

秋田市農委告示第 3 号

平成28年 3 月17日午後 2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年 3 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 6 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 1 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成27年度第12号）に関する件
- 4 農地法第 5 条許可の事業計画変更申請に関する件（ 1 件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成28年 3 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 収納事務を委託した者の住所および氏名
岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 田 中 靖 哲
- 2 委託した公金の収納事務の範囲
水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務
- 3 収納事務を委託した取扱店
ローソン、サークルK、サンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、セブンーイレブン、ファミリーマート、ココストア、スリーエフ、コミュニティ・ストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、S P A R （北海道）、セーブオンの直営店および加盟店

4 委託年月日
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第15号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

平成28年 3 月14日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）

2 変更に係る予定処理区域

(1) 変更する部分

保戸野金砂町、保戸野八丁、保戸野原の町、保戸野すわ町、保戸野鉄砲町、山王新町、牛島東一丁目、牛島西一丁目、八橋本町三丁目、八橋本町四丁目、八橋本町五丁目、高陽青柳町、千秋北の丸、千秋公園、千秋城下町、川尻若葉町、榎山川口境、八橋大道東、寺内油田二丁目、八橋本町六丁目および寺内蛭根一丁目の各一部

(2) 追加する部分

保戸野通町、保戸野中町、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、大町四丁目、大町五丁目、大町六丁目、旭北栄町、旭北寺町、旭北錦町、川元小川町、川元松丘町、川元むつみ町、川元山下町、川元開和町、川尻上野町、川尻大川町、川尻御休町、川尻新川町、川尻総社町、川尻みよし町、旭南一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目、千秋久保田町、千秋中島町、千秋明德町、千秋矢留町、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通五丁目、中通六丁目、中通七丁目、南通亀の町、南通築地、南通みその町、南通宮田、榎山愛宕下、榎山大元町、榎山共和町、榎山登町、榎山古川新町、榎山本町、榎山南新町上丁、榎山南新町下丁、榎山南中町、榎山佐竹町、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、山王五丁目、山王六丁目、山王七丁目、山王中島町、山王中園町、山王沼田町、山王臨海町、牛島東二丁目、牛島東三丁目、八橋本町一丁目、八橋本町二丁目、八橋運動公園、八橋南一丁目、八橋南二丁目、高陽幸町の全部および仁井田字切上の一部

3 工事の着手および完成の予定年月日

工事着手の年月日 昭和51年 7 月16日

工事完成の予定年月日 平成31年 3 月31日

4 事業計画案の縦覧の場所

秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市川尻みよし町14番 8 号

5 事業計画案の縦覧の期間

平成28年 3 月14日(月)から同月28日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

6 事業計画案の縦覧の時間

午前 9 時から午後 5 時まで

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成28年 3 月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
合資会社丸伊商店	高 田 正 子	秋田市東通一丁目 2 番 1 号

2 指定年月日

平成28年 3 月11日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成28年 2 月17日付け秋田市指令第747号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成28年 3 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市土崎港中央七丁目 4 番40号

能登屋 佳智子

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市土崎港相染町字中谷地180番および181番 1

秋田市公告

秋田県知事から秋田都市計画公園事業の事業計画の変更認可に関する図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 3 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画公園事業

5. 5. 1 号 千秋公園

2 施行者の名称

秋田市

3 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市建設部公園課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定を一部廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

平成28年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号
S43-055
- 2 一部廃止する指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 一部廃止の年月日
平成28年3月15日
- 4 一部廃止する指定道路の位置
秋田市八橋田五郎一丁目20番1の内、20番3の内、20番4の内、20番5の内、20番6の内、20番7の内、21番1の内、21番2の内および21番3の内
- 5 一部廃止前の指定道路の延長および幅員
延長 53.53メートル
幅員 6.00メートル
- 6 一部廃止後の指定道路の延長および幅員
延長 53.53メートル
幅員 4.00メートル

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成28年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数（111台）
追分駅東自転車等駐車場 1台
追分駅前自転車等駐車場 35台

上飯島駅前自転車等駐車場 1台
土崎図書館前自転車等駐車場 7台
土崎駅前自転車等駐車場 16台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 8台
四ツ小屋駅東自転車等駐車場 2台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場 2台
牛島駅東自転車等駐車場 4台
牛島駅西自転車等駐車場 1台
新屋駅前自転車等駐車場 18台
秋田駅東自転車等駐車場 7台
アトリオン広場地下自転車駐車場 9台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成28年3月23日および同月24日
- (3) 防犯登録番号等
別紙（省略）のとおり
- (4) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前9時から午後5時まで
イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場
- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成28年4月12日から同年10月12日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年3月30日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類別表のとおり

別表

予 防 接 種 を 行 っ て い た 主 た る 場 所	所 在 地	医師名	四 種 混 合	三 種 混 合	二 種 混 合	ボ リ オ 化	麻 し ん 風 し ん 混 合	麻 し ん 風 し ん 原 抗 原	単 抗 原	風 し ん 原	日 本 脳 炎	B C G	ヒ ブ	小 児 菌 肺 炎	ロ ー マ ヒ ト バ ビ	水 痘	高 齢 者 球 菌 炎	高 齢 者 フル エン ザ ン	届 出 月 日
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	田村 千夏	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	平成28年 1月31日
		鈴木 貴之	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	平成27年 10月31日

土地開発公社公告

秋市土開公告第 1 号

平成28年 3 月29日午後 3 時30分より秋田市役所会議兼応接室に
秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成28年 3 月10日

秋田市土地開発公社
理事長 高 橋 洋 樹

付議案件

- 1 議案第 1 号 平成28年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 議案第 2 号 平成28年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 議案第 3 号 平成28年度秋田市土地開発公社資金計画の件
- 4 議案第 4 号 秋田市土地開発公社解散の件
- 5 議案第 5 号 秋田市土地開発公社解散に伴う清算人選任の件

